

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和5年3月17日

金曜日

号 外(4)

目 次

監査委員公告

○包括外部監査の結果に関する報告の公表

1

公 告

包括外部監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の37第 5 項の規定に基づき包括外部監査人海下巧から監査の結果に関する報告があったので、同法第 252条の38第 3 項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月17日

富山県監査委員 筱 岡 貞 郎
富山県監査委員 永 森 直 人
富山県監査委員 天 坂 幸 治
富山県監査委員 高 橋 正 樹

(通知文)

令和5年3月9日

富山県監査委員 筱 岡 貞 郎 殿
富山県監査委員 永 森 直 人 殿
富山県監査委員 天 坂 幸 治 殿
富山県監査委員 高 橋 正 樹 殿

富山県包括外部監査人 海 下 巧

令和4年度包括外部監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第 252条の37第 5 項及び包括外部監査契約書第 7 条に基づき、令和4年度包括外部監査の結果に関する報告書を提出します。

(報告書)

包括外部監査結果報告書

第一 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

人口減少・高齢化した社会における雇用の推進・確保及び人材育成のための施策及び事業に関する事務の執行について

3. 事件を選定した理由

我が国の人口は、2020年（令和2年）の国勢調査では、1億2,615万人となり、2010（平成22）年の1億2,806万人をピークに、人口減少社会に突入している。今後は、長期の人口減少過程に入り、2065年の総人口は、約9,000万人を割り込むと推計されている。また、我が国は、世界的に見ても高齢化が急速に進展し、団塊の世代がすべて75歳となる2025年には、75歳以上の人口が全人口の約18%となり、2040年には65歳以上の人口が全人口の約35%になると推計されている。一方、合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む子どもの数を示す）は、2005年（平成17年）に過去最低の1.26を記録し、その後、2015年（平成27年）の1.45にまで一旦回復したが、再び減少し、2020年（令和2年）では1.33となっている。2005年以降の人口置換水準（人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率）は2.06～2.07であり、いずれの年の合計特殊出生率もこの水準に達していない。また出生数も、2020年（令和2年）では84万人と100万人を割り込んでおり、少子化は進行している。

富山県においては、人口は1998年（平成10年）の113万人をピークに減少し、2020年（令和2年）では103万人と1970年（昭和45年）とほぼ同じ人口になっており、全国よりも約10年早く人口減少に転じた。年齢区分別では、2020年の年少人口（15歳未満）は11.6万人で1970年の約半分、高齢者人口（65歳以上）は33.5万人で1970年の約4倍となっており、全国を上回るスピードで高齢化が進行していることもあり、人口構造は大きく変化してきている。また、生産年齢人口（15～64歳）は1991（平成3）年をピークに減少に転じている。

富山県は、豊富な電力、工業用水などのもと、一般・電気機械をはじめとして、アルミ等の金属製品、医薬品等の化学など多様な業種によって日本海側屈指の工業集積が形成されている。また、工業のみならず、豊かな山・川・海・平野に恵まれ、農業・水産業なども国内有数の知名度と生産量を誇る。

係る産業は、勤勉な労働力に支えられてきたところであるが、人口減少・高齢化が進む中、従来の施策・事業だけでは活力ある産業を維持、発展させることができず、経済活力の減退などの経済的な影響が懸念される。

このような状況を克服するために、富山県では、人材の育成・確保、産業の活性化、女性・高齢者や障害者の活躍を促す様々な施策及び事業を進めてきている。したがって、係る雇用の推進・確保及び人材育成のための施策及び事業に関する事務の執行について、法令や規則

に従って適正に執行されているかのみならず、経済性、効率性や有効性について検討することが有用であると考え、特定の事件として選定した。

4. 監査対象

本監査では、政策の一つを取り上げるのではなく、人口減少・高齢化した社会における雇用の推進・確保及び人材育成のための個々の施策及び事業を対象としている。そのため、特定の部局等が監査対象となるのではなく、それぞれの施策及び事業を担う部局等が監査対象となる。また、同時に、監査対象となった部局等が実施する全ての施策及び事業を対象とするのではなく、個々の施策及び事業のうち一定の抽出基準により選んだものを対象とした。

監査対象として抽出した事業については、「第三 富山県における人口減少・高齢化した社会における雇用の推進・確保及び人材育成のための施策及び事業の概要」の「2. 包括外部監査の対象とした事業」に一覧にした。

(監査対象部局等)

知事政策局	成長戦略室	創業・ベンチャー課
	働き方改革・女性活躍推進室	少子化対策・働き方改革推進課
		女性活躍推進課
(富山県民共生センター指定管理者) サンフォルテJOIグループ	公益財団法人富山県女性財団	
地方創生局	観光振興室	観光戦略課
厚生部	こども家庭室	子育て支援課
	障害福祉課	
商工労働部	商工企画課	
	地域産業支援課	
	立地通商課	
	労働政策課	
	産業技術研究開発センター	
農林水産部	農業経営課	
	農村振興課	

5. 監査の対象年度

原則として令和3年度を対象として、必要に応じて他の年度も対象とした。

6. 外部監査の方法

(1) 監査の主な着眼点

- ① 雇用の推進・確保及び人材育成のための施策及び事業に関する規則等は適切に整備され、また実態に合うよう適切に改正されているか。
- ② 現状に合致した計画が策定され、実行されているか。また、結果に対する評価は適切で、計画の見直し、改善案の策定や実行は適切に行われているか。

- ③ 事業が効率的に行われ、限りある予算が無駄なく有効に使われているか。
- ④ 委託業務等に係る業者選定、契約、発注、検査が適切に行われているか。
- ⑤ 過去に実施された包括外部監査の結果に係る措置等が適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

所轄部署に対する質問、諸資料の閲覧、計画と実績の比較等の分析、視察及び観察、サンプリングによる事務手続の検証を中心として実施する。

(3) 外部監査の実施期間

令和4年7月1日から令和5年3月16日まで

(4) 外部監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	海 下 巧	公認会計士
補助者	蒲田 和史	公認会計士
補助者	山口 哲也	公認会計士
補助者	柴 義 公	公認会計士
補助者	梶 谷 昭	公認会計士
補助者	谷 口 明	公認会計士
補助者	橋本 理華	公認会計士

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、地方自治法第252条の29の規定に記載すべき利害関係はない。

7. 語句の説明

当報告書では監査の結果、発見された事項を「指摘」及び「意見」に区分した。両者の定義は、次のとおりである。

「指摘」とは、一連の事務手続等の中で、法令、条例、規則等に違反している場合（形式的な誤りを含む。）、あるいは違法ではないが社会通念上著しく適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

「意見」とは、一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項を記載している。

第二 包括外部監査の結果及び意見の一覧

1. 発見事項一覧

No.	発見事項	区分
1. アルミ産業成長力強化戦略推進事業（商工労働部/商工企画課）		
1	補助金交付における実施要領及び交付要綱の未作成	【指摘 1-1】
2	活動費の100%補助	【指摘 1-2】
3	インターンシップの実施	【意見 1-1】
4	インターンシップの対象学生	【意見 1-2】
2. IoT・AI活用等生産性向上支援事業（商工労働部/地域産業支援課）		
1	補助金交付における実施要領及び交付要綱の未作成	【指摘 2-1】
2	県外での活動	【指摘 2-2】
3	活動方針及び実績	【意見 2-1】
3. 産学官協働ローカルイノベーション創出事業 （商工労働部/商工企画課、産業技術研究開発センター）		
1	とやま成長産業創造プロジェクトの推進について	【意見 3-1】
2	利用者ニーズの汲み取り	【意見 3-2】
4. Uターン人財マッチング促進事業（商工労働部/労働政策課）		
	指摘事項及び意見は無い。	
5. 首都圏等人材確保コーディネーター配置事業（商工労働部/労働政策課）		
1	合同企業説明会の参加者数の改善について	【意見 5-1】
6. プロフェッショナル・副業兼業人材確保プロジェクト（商工労働部/労働政策課）		
1	事業運営委託先の人件費積算の記載誤りにについて	【指摘 6-1】
7. 地域の多様なインターンシップの創出事業（商工労働部/労働政策課）		
	指摘事項及び意見は無い。	
8. 富山サテライトオフィス誘致プロジェクト事業（商工労働部/立地通商課）		
1	実績報告の不備	【指摘 8-1】
2	実績報告の不備	【意見 8-1】
9. コロナ離職者再就職支援事業（商工労働部/労働政策課）		
1	申請手続の省力化	【意見 9-1】
2	実績確認のための計算根拠の徴求方法と計算の煩雑さ	【意見 9-2】
3	事業予算の策定	【意見 9-3】
10. アジア高度人材受入事業（商工労働部/労働政策課）		
1	業務委託費の精算額と仕様書記載との相違	【指摘 10-1】
2	ベトナム人学生の就職後の追跡調査及び再就職支援	【意見 10-1】
11. 障害を持つ学生のチャレンジトレーニング等事業（商工労働部/労働政策課）		
1	コーディネーターの配置人数	【意見 11-1】
12. 就職支援能力開発事業（商工労働部/労働政策課）		

1	委託訓練内容の重複	【意見 12-1】
2	ニーズの把握と反映	【意見 12-2】
1 3. 特別保育事業（厚生部/こども家庭室/子育て支援課）		
	指摘事項及び意見は無い。	
1 4. 放課後児童クラブ事業（厚生部/こども家庭室/子育て支援課）		
1	長時間開設加算助成について	【意見 14-1】
1 5. 事業所内保育施設推進事業 （知事政策局/働き方改革・女性活躍推進室/少子化対策・働き方改革推進課）		
1	補助対象経費である人件費算定根拠資料の確認の必要性	【指摘 15-1】
2	事業の継続性検討における対象企業等への調査の実施	【意見 15-1】
1 6. 女性の多様な働き方支援事業 （知事政策局/働き方改革・女性活躍推進室/女性活躍推進課）		
1	参加者の地域的な偏り	【意見 16-1】
1 7. 富山県民共生センター指定管理（知事政策局/働き方改革・女性活躍推進室/女性活躍推進課、指定管理者/サンフォルテ JOI グループ/(公財)富山県女性財団）		
1	事業の実施内容について	【意見 17-1】
2	受託事業に対する受入能力について	【意見 17-2】
3	ホールの照明音響操作業務の委託費支払い	【指摘 17-1】
4	ホールの照明音響操作業務の単価契約	【意見 17-3】
5	チャレンジ支援相談事業の相談内容について	【意見 17-4】
6	図書の購入について	【意見 17-5】
7	とやまの男女共同参画データブック 2021 の冊子配布	【意見 17-6】
8	施設利用に係る事前承認手続きの不備	【意見 17-7】
9	施設利用に係る代金納付手続きの不備	【意見 17-8】
1 8. とやま UIJ ターン起業支援事業（知事政策局/成長戦略室/創業・ベンチャー課）		
1	補助対象事業の業績報告の適時性について	【意見 18-1】
1 9. とやま U ターン就職応援事業（商工労働部/労働政策課）		
1	各種イベントの目標設定の明確化と実績比較による評価について	【意見 19-1】
2 0. 障害者就業・支援センターの充実（商工労働部/労働政策課）		
	指摘事項及び意見は無い。	
2 1. 障害の多様なニーズに対応した職業訓練の実施（商工労働部/労働政策課）		
1	障害者職業訓練の広報	【意見 21-1】
2 2. 障害者工賃向上支援事業（農福連携含む） （厚生部/障害福祉課、農林水産部/農業経営課）		
1	実施研修の対象者について	【意見 22-1】
2	事業実施の有効性について	【意見 22-2】
2 3. スモールビジネス創業支援事業（ワクワクチャレンジ創業支援事業） （知事政策局/成長戦略室/創業・ベンチャー課）		

1	補助事業の補助金返還資料の検証と計算方法の見直しについて	【指摘 23-1】
2	補助事業に対する事業計画の策定支援について	【意見 23-1】
24. とやま農業未来カレッジ事業費（農林水産部/農業経営課）		
1	再委託時の許可	【意見 24-1】
25. 新規就農総合支援事業費（農林水産部/農業経営課）		
	指摘事項及び意見は無い。	
26. とやま観光塾事業（地方創生局/観光振興室/観光戦略課）		
1	グローバルコースの見直しについて	【指摘 26-1】
27. がんばる女性農業者支援事業（農林水産部/農村振興課）		
1	助成金のあり方	【意見 27-1】
28. 女性未就業者等活躍促進事業 （知事政策局/働き方改革・女性活躍推進室/女性活躍推進課）		
	指摘事項及び意見は無い。	
29. 現場の技術・技術伝承支援事業（商工労働部/労働政策課）		
	指摘事項及び意見は無い。	
30. とやまシニア専門人材バンク事業（商工労働部/労働政策課）		
	指摘事項及び意見は無い。	
31. 公共職業訓練費（商工労働部/労働政策課）		
1	富山県技術専門学院の周知活動について	【意見 31-1】

全体で指摘 11 件、意見 34 件

2. 主な指摘事項及び意見

(1) 全般

指摘事項の多くは事務ミスと言えるものである。【指摘 1-1】、【指摘 2-1】は補助金交付にあたり実施要領及び交付要領を整備しておらず、結果としてルールが明確になっていないこと、【指摘 6-1】は事業運営委託先の職員に対する人件費の積算に誤りがあること、【指摘 8-1】は実績報告に規定上添付すべき資料の不足があったこと、【指摘 10-1】は業務委託費の精算書と仕様書との相異があったこと、【指摘 17-1】は委託費の支払につき報酬の支払件数と実績件数が相違しておりミスが見逃されていることであった。

また、【意見 8-1】は収支決算書に数値の記載ミスがあったこと、【意見 17-7】、【意見 17-8】は施設利用に係る手続きの不備があったこと、【意見 24-1】は再委託をする際に県の許可をもらっていないことである。

これらは、当該指摘事項又は意見が発見された事業の特性に起因して生じたものではなく、今回対象としたその他の事業も含め、県のあらゆる場面において生じうるものである。

県においては、本報告の発見事項を踏まえ、全体的に事務ミスの有無を確かめ、改善、防止を図ることが望まれる。

事務ミス以外で全般的に感じられたこととして、県民のニーズに必ずしも合致していないか、より一層のニーズ把握を要し、これにより内容の見直しが必要と思われるものが散見された（【意見 3-2】、【意見 12-2】、【意見 15-1】、【意見 17-4】、【意見 17-5】）。また、ニー

ズに見合って予算を効率的に配分するとともに、PR する対象の拡大やPR 方法を多様化するなど県民に行き届くよう対策することで、より有効に事業が実施されると思われるものがあった（【意見 1-2】、【意見 17-6】、【意見 21-1】、【意見 31-1】）。

また、助成金等の申請や報告について、提出書類が多く、書類を紙で提出することになっている、同じ書類を重複して提出することになっているなど、手続きが煩雑である（【意見 9-1】、【意見 9-2】）。提出書類の省略の工夫をするとともに、DX 化を進めることで、県の事務効率化のみならず、申請者にとって申請のしやすいものとするのが望まれる。

さらに、異なる事業間ないし同じ事業内で内容が重複していると思われるものがあった（【意見 2-1】、【意見 12-1】、【意見 17-1】、【指摘 26-1】）。事業間ないし事業内で調整・統合することが必要である。県全体で、ニーズの把握、PR、事業の調整・統合を進め、限りある予算を効率的に使用することが望まれる。

（2）主に人材を育成・確保するための事業に関する発見事項

首都圏等人材確保コーディネーター配置事業において、合同企業説明会の参加者数について恒常的に参加企業数を下回っており、これに関する原因分析と改善策を検討すべきである（【意見 5-1】）。

コロナ離職者再就職支援事業において、運営費予算について、過年度実績があるにもかかわらず、過大に計上しており、結果として予算を下回る実績金額であった。必要な金額だけ予算計上し、限りある資金を他の有効な事業にて活かすべきである（【意見 9-3】）。

アジア高度人材受入事業において、人材受入に係る業務委託費の精算額と仕様書記載との相違が見られた。原因は、仕様書に基づき参加者数に応じて業務委託費を減額すべきところ、新型コロナウイルスの影響により参加者数が当初の想定を大幅に下回ったことから、仕様書どおりの減額では、受託者の当該事業に係る固定費の支払いが困難となることを踏まえ、外国人材雇用に関するアンケート及び企業向け個別相談会を追加実施することにより、仕様書とは異なる減額にとどめたことによる。精算額を事後的に変更するのであれば、本来であれば仕様書にその内容を盛り込むことが望ましいと考えられる。また、受託者における固定費の負担を考慮した経費精算方法を設定することが考えられる（【指摘 10-1】）。なお、本事業では、就職後の継続雇用状況の把握は行われていないが、県内企業の人材確保を図るという事業目的を踏まえると、採用後の雇用継続状況等に課題があった場合における当該事業へのフィードバックは有用であり、採用後の学生の雇用継続状況及び退職事由等の追跡調査を行うことを提案する。さらに、海外の高度人材の確保・教育等には多額の経費が生じることから、短期退職となった学生について再就職支援等を行うことも有用と考えられる（【意見 10-1】）。

就職支援能力開発事業においては、委託訓練の内容について、求職者や訓練後の就職先などへのアンケート、意見聴取を通じてニーズを把握し、これを訓練の内容に反映させていく仕組みを構築することが有効である（【意見 12-2】）。

とやま UIJ ターン起業支援事業において、県は、補助金返還額の計算のため、補助金交付後概ね3年後に業績の報告を求めているが、これではタイミングが遅いと考える。県は補助対象事業に対して補助金を交付するだけでなく、補助対象となる事業者から適時の業績

報告を求め、事業が軌道に乗るまで適時、適切なアドバイスを行える体制を構築するなど、より一層サポートすることが望まれる（【意見 18-1】）。

（3）主に産業を活性化するための事業に関する発見事項

アルミ産業成長力強化戦略推進事業において、とやまアルミコンソーシアムの活動費の100%が県からの補助金で賄われているが、県の「会計事務関係手引書」に従うと、特段の理由が無いにもかかわらず100%補助がなされていることは不適切であり、補助金受領者である会員も一定の負担をするよう見直すべきである（【指摘 1-2】）。また、県内学生を対象とするインターンシップと大都市圏学生を対象とするインターンシップを別に実施しているが、内容からみて合同で実施したほうが効率的といえる（【意見 1-1】）。

IoT・AI活用等生産性向上支援事業において、県外での講演やIoT・AI導入支援の取組の展示が行われているが、これらは当補助事業の対象として目的外の活動である（【指摘 2-2】）。また、当補助事業における、各取組の目標数値は低く、県内事業者のIoT・AI化による生産性向上支援としては十分とはいえない。富山県として、県内の事業者へのIoT・AI化支援として、こういったことを目指すのかを明確にし、現在ある諸制度が有機的に一体となって、効率的・効果的に支援していく体制の構築が必要といえる（【意見 2-1】）。

産学官協働ローカルイノベーション創出事業において、とやま成長産業創造プロジェクトは、「企業への技術移転」を目指しているものであり、採択したテーマについては、今後、技術移転に至ることができたのかどうかについて確認することが必要であり、技術移転につながるようなアフターフォローや研究マネジメントを講じるべきである（【意見 3-1】）。

スモールビジネス創業支援事業（ワクワクチャレンジ創業支援事業）において、補助金交付後に利益が生じた場合は、一定の計算式のもとで県に返還することを求めているところ、令和元年度は補助金の返還実績はなかった（補助対象事業者8社）。理由は、補助金対象となった事業者の純利益金額がマイナス若しくは0円であったことによる。県は、補助金の交付後において利益金額の報告を求めるとともに、事業者の確定申告資料や試算表など、裏付け資料を確認すべきと考える。加えて、補助金の返還において補助対象事業者の人件費相当額を控除して計算する必要があるのであれば、補助金の交付要綱においてその計算式とともに明文化すべきと考える（【指摘 23-1】）。また、県は、補助金交付後においても事業の経営が軌道に乗るまで、事業計画見直しのための助言等の継続的なサポートを行っていくことが望ましい（【意見 23-1】）。

とやま観光塾事業において、グローバルコースは1人の受講者のために事業費800万円以上がかかっており、費用対効果の面で再検討の余地がある。例えば、スモールビジネス創業支援事業の中で訪日観光客向けツーリズム・ビジネスの枠を設け、その中で具体的なアイデアと意欲を有する起業家を選抜して補助金を交付した方が費用対効果に優れると考える。また、同コースの委託先として事業開始当初より県外事業者を継続して選定しているが、定期的に見直しを行い、事業者についての適切な選定過程を経る必要があると考える（【指摘 26-1】）。

(4) 主に女性・高齢者や障害者の活躍を促す事業に関する発見事項

障害を持つ学生のチャレンジトレーニング等事業において、委託先である「富山県人材活躍推進センター」では、新卒特別支援統括コーディネーター1名がすべての業務に対応しており、負担は大きいと推測されるほか、本人に支障が生じた場合に代替できないといったリスクや将来的な事業継続のリスクがある。業務を標準化しておく、複数名で業務にあたってもらいなどの対応を平時からやっておくことが必要といえる（【意見 11-1】）。

放課後児童クラブ事業において、長時間開所する児童クラブを支援する事業が整備されており、国・県・市による補助と県・市による補助を行う事業があるが、長時間開所する児童クラブで18時以降も開設しているクラブ140のうち、25クラブはいずれの事業の補助も受けていないと推測される。補助金の利用をしない市町村の判断を尊重することを前提としつつ、県は市町村が補助金利用を行わないとした判断理由について聞き取りを行い、制度の使い勝手など県として見直すべき点がないかどうか、より積極的な関与が必要か否かについて検討するのが望ましい（【意見 14-1】）。

事業所内保育施設推進事業において、事業所内保育施設への補助金のうち、運営費（人件費）は保育従事者の人件費総額に補助率を掛け合わせ、補助限度額の範囲内で交付される。実績報告書を確認したところ、1名の保育従事者の人件費が実績額の8割を乗じた額で計算されていたが、その理由は、当該従業員は勤務時間のうち約8割を保育従事者として従事し、残りは保育以外の業務に従事しているため、保育に従事している時間を集計しているとのことであった。しかしながら、保育の従事時間割合について、企業担当者にヒアリングを実施したのみであり、その根拠資料の提出までは企業に求めている。補助金は人件費総額をもとに算定されており、人件費の変動によっては補助金交付額に変更が生じる可能性があることから、他業務を兼務する保育従事者の保育従事割合は、日報等で確認を行う必要がある（【指摘 15-1】）。また、医療機関や社会福祉法人など、夜勤や土日出勤がある従業員が働く企業に保育施設の設置のニーズが高いことが窺え、事業所内保育施設の需要自体は今後も発生が予想される一方で、当該補助事業が利用されていないのだとすれば、その原因について、事業所内保育施設を廃止又は休止した企業や関連団体から実情をヒアリングするなどして、制度設計の変更や補助事業の継続性の検討に反映させることが望ましい。さらに、県は補助対象を中小及び中堅企業に絞っているが、補助対象となる施設の乳幼児の定員等について事業者のニーズに合った形で対応することが望まれる（【意見 15-1】）。

富山県民共生センター指定管理において、指定管理者の代表者である公益財団法人富山県女性財団（以下、「女性財団」）への令和3年度の県委託実施事業は8件で、指定管理業務を含めると年間40件近くになっているが、女性財団の職員数は11名（令和3年度）であることを考慮すると、指定管理業務を含む業務遂行が厳しい状況にあると推察される。女性財団が今後も実施事業を円滑に遂行するためには、今後の指定管理・受託事業の実施計画も考慮したうえで適切な職員数の確保が必要ではないかと考える（【意見 17-2】）。また、チャレンジ支援相談事業では、相談対応の件数として少ない印象を受けるが、相談のニーズ自体が少ないのであれば事業規模の縮小を行うことが考えられる。一方で、潜在的な相談のニーズがあるにもかかわらず、十分な周知がなされていないことが原因であれば、相談窓口設置に関する現状の周知方法（HPや広報誌等への掲載）について、例えばSNS社会である現代の

状況等を踏まえ、工夫の余地があると考え（【意見 17-4】）。さらに、男女共同参画を妨げる要因の把握や男女共同参画の現状について、調査結果を「とやまの男女共同参画データブック」として冊子にまとめているが、発行部数全体のうちの大半は男女共同参画に賛同する団体の職員や県関連施設等に無料配布されている。印刷コストの削減を図るため、冊子での配布を取り止め HP 上で公開する方式に変更することを検討されたい（【意見 17-6】）。

障害の多様なニーズに対応した職業訓練の実施において、パンフレット「障害者を対象とした職業訓練のご案内」を作成、配布しているが、配布先がハローワーク、支援学校などに限られているなど、就職希望者、意欲のある者全てに周知されているか疑問が残る。ハローワーク来訪者、支援学校の生徒全員に渡すほか、就労支援事業を行っている障害者福祉施設への配布も考えられる。さらに、各所において面談等を通じて来訪者・生徒・保護者・就職斡旋担当者に説明するなど、より積極的な関与が望まれる（【意見 21-1】）。

障害者工賃向上支援事業（農福連携含む）において、県が策定した工賃向上支援計画は、対象事業所を就労継続支援 B 型事業所としているが、研修の受講者には就労継続支援 A 型事業所も含まれていた。就労内容に違いがある A 型事業所、B 型事業所に対して同じ研修を実施すると研修内容がどちらかに偏った内容となり、本来の対象である B 型事業所にとって意義の少ない研修となる可能性があることから、事業計画に沿った取組を行うためには研修を別々に実施するなど対象者を限定し、より効果的な取組をすべきと考える（【意見 22-1】）。また、工賃向上支援計画の最終年度（令和 5 年度）の目標工賃額は 18,000 円（月額）であり、令和 3 年度実績 17,043 円と比較すると目標達成の実現可能性が懸念される。目標達成には効果的な施策が必要と考えられ、このことから農福連携推進を強力に実施することに至ったものと推察するが、翌年度以降の農福連携推進事業の効果が、想定されていたものであるか、十分な検討が必要と考える（【意見 22-2】）。

がんばる女性農業者支援事業において、JA 女性組織等活動費補助事業として 450 千円があるが、助成先の具体的な活動及び成果が不明で助成の効果があるとは言い難い。農村女性起業チャレンジ事業では追加申請があるなどサポートを受けたい女性はもっといると思われ、起業意欲の高い女性、意識の高い女性の活躍を直接サポートするものに使う方がより有効と考える（【意見 27-1】）。

第三 富山県における人口減少・高齢化した社会における雇用の推進・確保及び人材育成のための施策及び事業の概要

1. 元気とやま創造計画

(1) 概要

富山県では、県の目指すべき方向性と取り組む施策を県民に明確に示し、県政運営の新たな中長期的指針として、平成30年に「元気とやま創造計画」(従前の「元気とやま創造計画」(平成19年)、「新・元気とやま創造計画」(平成24年)を更新したもの)を策定している。

「元気とやま創造計画」では、目標年次を令和8年度としつつも、長期構想として、計画期間よりもさらに長期的な展望に立ち、20年から30年後における富山県の姿、県民の生活がどのように発展・充実しているかをイメージできるような、富山県の将来への希望を持てるようなビジョンも示している。

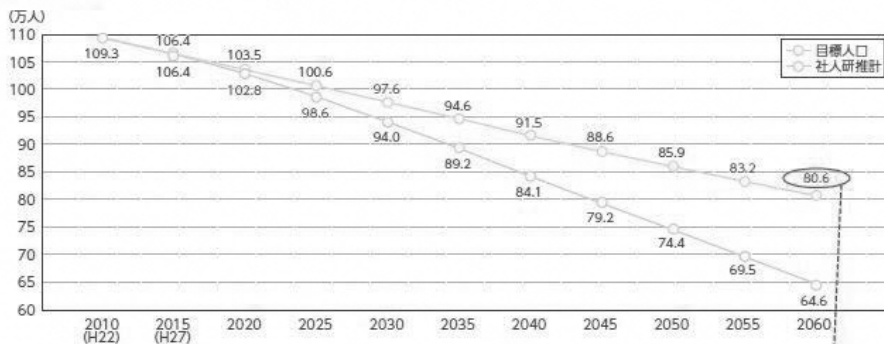
そして、取り組むべき課題として、働き方改革・県民活躍の推進、第4次産業革命による技術革新を活かした産業振興のほか、人口減少・少子高齢化を背景とする諸課題を挙げており、そのための具体的な対策、対応を計画している。

(以下、「元気とやま創造計画」概略版から抜粋)

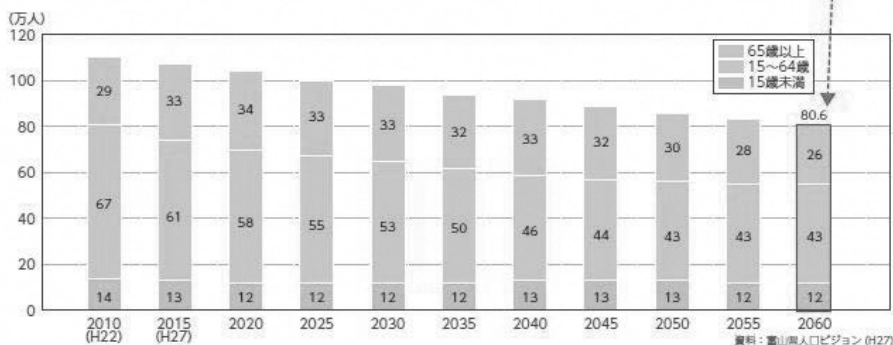
地方創生戦略による人口減少対策の推進

- ・県内人口は、人口構造に占める高齢者(65歳以上)の割合が全国を上回るスピードで増加している一方で、生産年齢人口(15～64歳)は1991年をピークに減少に転じています。一方で、合計特殊出生率は子育て支援施策の拡充等により2016年には1.50と全国平均(1.44)を上回っています。
- ・本県の人口は2040年には84.1万人、2060年には64.6万人へと減少が見込まれていますが、本県では「富山県人口ビジョン」を策定し、2040年に91.5万人、2060年に80.6万人となることを展望しています。

■富山県の人口の将来展望



■年齢3区分別人口の将来展望



資料：富山県人口ビジョン (H27)

(2) 元気とやま創造計画の体系と政策


「元気とやま創造計画」では、4つの県づくりの視点のもと、目指すべき将来像として「活力とやま」「未来とやま」「安心とやま」の3つを柱とし基本政策として85政策、これらを支える重要政策「人づくり」とし15政策、合わせて100の政策を設定している。

ア. 県づくりの視点

富山県の10年先を見据え、富山県が一層の発展を遂げるために重要となる4つの視点を提示している。

県づくりの視点

新時代を迎えた富山県の10年先を見据え、富山県が一層の発展を遂げるために重要となる4つの視点を提示します。

<p>新たな価値創出 新技術・新商品の研究開発と成長産業の育成、新たな文化の創造、経済と文化の相乗効果による新たな価値創出</p> 	<p>グローバル新時代 中国、アセアン、インド等新興国の成長エネルギーを取り込むとともに、欧米諸国との交流の深化を図り、ともに発展</p> 	<p>ふるさと ふるさとへの誇りと愛着を育みながら、誰もがいきいきと働き暮らせる社会を創出</p> 	<p>人づくり 社会の変化に対応し、これからの富山県や日本、グローバルな舞台で活躍できる人づくり</p> 
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ. 目指すべき将来像

富山県の目指すべき将来像として、「活力とやま」「未来とやま」「安心とやま」を設定し、県民誰もが、自らの個性や能力を発揮しながら、夢と希望を持っていきいきと働き、安心して暮らせる県の実現を図っていくこととしている。また、これらの将来像については、社会経済情勢が大きく変化するなかにあっても揺るがない、県づくりの根本となる基本的方向を示すものであり、この計画においても、これら3つの目指すべき将来像を引き続き堅持している。そして、先に示した県づくりの視点など新しい観点も盛り込みながら、時代の変化に対応した政策を展開し、富山県の一層の発展を図っていくこととしている。

そして、「活力」「未来」「安心」の3つを柱とし、12の展開目標の下に基本政策として85政策を設定している。

<p>活力とやま</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 勤勉で進取の気性に富む人材、恵まれた自然、歴史・文化、交通・情報通信基盤、産業集積などを活かし、創意工夫、意欲ある取組みが展開されている「活力」あふれる県 	<p>未来とやま</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 明日を担う人材が健やかに生まれ、文化・スポーツの振興など多彩な県民活動、ふるさとの魅力を活かした地域づくりが進められている「未来」への希望に満ちた県 	<p>安心とやま</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 豊かな自然や生活環境を活かし、住み慣れた地域の中で、健康で快適に、安全で「安心」して暮らせる県
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

また、これらの政策の実施により元気な富山県を創っていくにあたり、もっとも重要なのは「人」であり、すべての政策は、最終的にはそれぞれ「人」の活躍により実現するもので

あって、経済・産業、教育・文化、医療・福祉など、それぞれの分野を担う人材を育成していくことが県づくりの根幹となるとして、「人づくり」を、基本政策を支える重要政策として位置づけている。「人づくり」では5つのテーマの下に15政策を設定している。

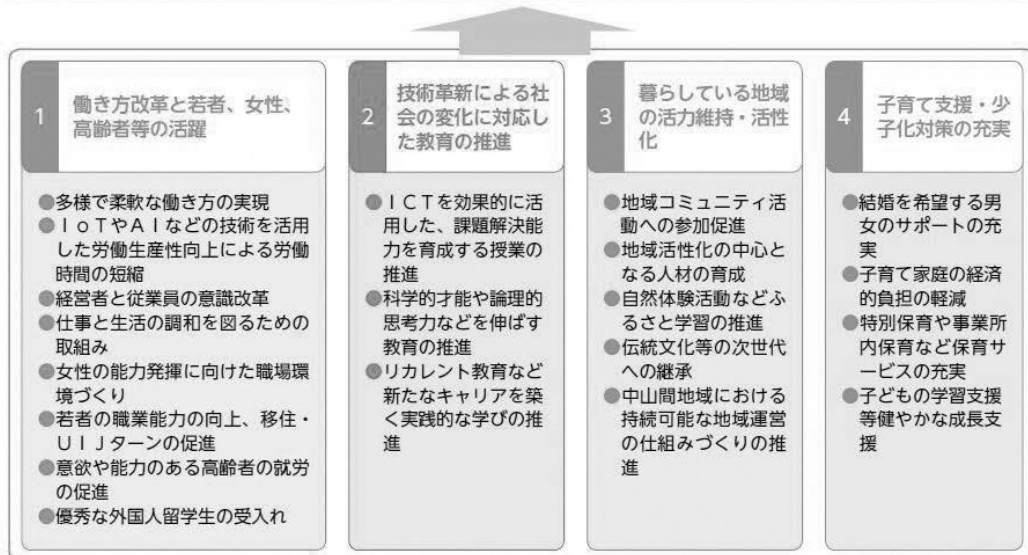


ウ. 重点戦略

「活力」「未来」「安心」の各政策体系を横断的・有機的に捉え、本県の発展に不可欠な取組を重点的かつ戦略的に進めていくため、5つの「重点戦略」を設定し、政策のメリハリを持たせて計画を推進することとしている。そして、その中の戦略3として「人口減少社会にしなやかに対応する人と地域の活性化戦略」を掲げている。

戦略3 人口減少社会にしなやかに対応する人と地域の活性化戦略

次世代を育成しつつ社会を支える人材が意欲的に働き、同時に家庭や地域での役割を果たすことができる生き方モデルの構築と魅力ある地域の実現



エ. 基本政策・重点政策一覧

上記の体系から設定された基本政策（85 政策）、重要政策（15 政策）は次の通りである。

基本政策

政策の体系

■ 活力とやま (30政策)	
展開目標 1 グローバル競争を勝ち抜く力強い産業の育成と雇用の確保	
1	第4次産業革命への対応と新たな成長産業の育成
2	医薬・バイオ関連産業の育成など、世界の「薬都とやま」の確立
3	産学官の連携によるものづくり産業の高度化
4	起業チャレンジへの支援
5	人口の増加・定着に結びつく多様な企業の立地
6	中小・小規模企業の総合的な支援体制の強化
7	デザイン力を高めた伝統工芸品産業の新展開とクリエイティブ産業の育成
8	商業・サービス業の振興と商店街の活性化
9	県内企業のグローバル展開への支援
10	雇用の確保と人材の育成
展開目標 2 生産性・付加価値の高い農林水産業の振興	
11	意欲ある若い担い手の育成・確保と農業経営基盤の強化
12	農業経営の効率化と高付加価値化の推進
13	食のとやまブランドの確立と地産地消、国内外の市場開拓
14	森林の整備と林業の振興、県産材の活用促進
15	水産業の振興と富山湾のさかなのブランド力向上
展開目標 3 環日本海・アジア新時代に向けた陸・海・空の交通基盤等の強化	
16	北陸新幹線の早期全線開業による新ゴールドルートの形成
17	新幹線の開業効果の持続・深化と三駅を核とする広域交流等の促進
18	あいの風とやま鉄道の利便性の向上
19	高速道路、幹線道路から生活道路までの道路ネットワークの整備
20	日本海側総合的拠点港としての伏木富山港の機能強化
21	国内外との航空ネットワークの維持・充実と空港の活性化
22	行政情報のオープンデータ化とWi-Fi環境等の整備促進
展開目標 4 観光振興と魅力あるまちづくり	
23	選ばれ続ける観光地づくりー海のあるスイスを目指してー
24	うるおいのあるまちづくりと中心市街地の賑わいの創出
25	国際的ブランド「世界で最も美しい富山湾」の活用と保全
26	「立山黒部」の世界ブランド化と戦略的な国際観光の推進
27	産業観光をはじめとした多彩なツーリズムの展開
28	観光人材の育成とおもてなしの心の醸成
29	豊かな食の磨き上げと発信
30	富山のブランド力アップに向けた戦略的展開

■ 未来とやま (28政策)	
展開目標 1 結婚・出産・子育ての願いがかなう環境づくりー県民希望出生率1.9へー	
1	出会いから結婚、妊娠、出産までの切れ目のない支援の推進
2	保育サービスの拡充など積極的な子育て支援等の展開
3	仕事と子育てを両立できる職場環境づくり
4	子育て家庭などの経済的負担の軽減
5	子どもの健やかな成長支援
展開目標 2 真の人間力を育む学校教育の振興と家庭・地域の教育力の向上	
6	少人数指導と少人数学級の組合せ等による充実した教育の推進
7	一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実
8	いじめ・不登校対策と人権を大切にする心の育成
9	子どもの可能性を伸ばす教育の推進
10	家庭・地域の教育力の向上
11	大学教育の振興とコンソーシアム等の活性化
12	県立大学における教育研究体制の充実と地域への貢献
13	生涯にわたる多様な学びの推進
14	ふるさとを学び楽しむ環境づくり
展開目標 3 文化・スポーツの振興と多彩な県民活動の推進	
15	県民が芸術文化と出会い、親しむ環境づくり
16	県民が芸術文化の創造に参加し、交流する機会の充実
17	質の高い文化の創造と世界への発信
18	スポーツに親しむ環境づくりの推進
19	全国や世界の檜舞台で活躍する選手の育成
20	多様なボランティア・NPO活動の推進
21	若者の自立促進と活躍の場の拡大
22	男女共同参画社会づくり
23	グローバル社会における地域づくり・人づくり
展開目標 4 ふるさとの魅力を活かした地域づくり	
24	「くらしたい国、富山」の発信による移住の促進
25	自然や歴史・文化など地域の魅力のブラッシュアップと世界文化遺産登録の推進
26	地域の個性を活かした景観づくり
27	豊かで美しい農山漁村の持続的な発展と都市との交流
28	水と緑の森づくり・花と緑の地域づくり

重要政策

安心とやま (27政策)

展開目標 1 いのちを守る医療の充実と健康寿命日本一	
1	医師の養成・確保
2	看護師・保健師・助産師の養成・確保
3	最先端のがん医療など総合的ながん対策の推進
4	質の高い救急医療・リハビリ医療・在宅医療等の提供体制の充実
5	健康寿命日本一を目指す総合対策の推進
6	人の痛みに寄り添い、支える場づくり
7	食の安全の確保、食育の推進
展開目標 2 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の推進	
8	地域包括ケアシステムの構築と地域共生社会の形成
9	保健・医療・福祉の切れ目のない支援
10	介護・福祉人材の確保のための環境整備
11	高齢者の介護予防と介護サービス、認知症対策の充実
12	障害者に対する差別の解消と障害等の特性をふまえた支援
13	障害者が地域で安心して暮らせる体制の整備
展開目標 3 環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県」づくり	
14	循環型社会・低炭素社会づくりの推進
15	「富山物質循環フレームワーク」の実現に向けた「とやまモデル」の確立
16	豊かな自然環境の保全
17	安全な生活環境の確保と環日本海地域の環境保全
18	清らかな水資源の保全と活用
19	再生可能エネルギーの導入、新たなエネルギーの利用に向けた開発の促進
展開目標 4 災害に強く、「日本一安全・安心な県」づくり	
20	消防力や地域防災力等の強化による防災・危機管理体制の充実
21	防災・減災、災害に強い県土づくり
22	地震・津波対策、火山対策、原子力災害対策の充実
23	雪に強いまちづくり
24	犯罪の抑止と交通安全対策の推進
25	地域公共交通の維持活性化と新たな展開
26	安全・安心で豊かな住環境づくり
27	消費生活の安全の確保

人づくり (15政策)

テーマ 1 富山県や日本を担う子どもの育成	
1	優れた知性、豊かな心、たくましい体を持った子どもの育成
2	チャレンジ精神あふれる、困難にくじけない子どもの育成
3	家族や地域の絆、ふるさとを大切にすることの育成
テーマ 2 若者の成長と自立、起業の支援、社会参加の促進	
4	たくましく成長するための支援と社会で活躍できる人材の育成
5	若者の職業的自立や起業の支援
6	若者の社会の一員としての自立促進
テーマ 3 女性の活躍とチャレンジへの支援	
7	女性が能力を発揮でき、安心して働き続けられる環境づくり
8	女性のキャリアアップ、管理職への積極的な登用などの推進
9	女性の起業や再就職などの支援、女性の研究者・技術者等の育成
テーマ 4 すべての人が活躍できる環境づくり	
10	がんばる働き盛りなどへの積極的な支援
11	コミュニティや地域活性化を担う人材が育つ環境づくり
12	大人から子どもへの貧困の連鎖の防止
テーマ 5 エイジレス社会実現と「かがやき現役率」の向上	
13	元気な高齢者の就業・起業支援
14	高齢者の地域貢献活動の支援
15	高齢者の知識や経験、技能の継承

2. 包括外部監査の対象とした事業

(1) 抽出基準

「元気とやま創造計画」では合計100の政策を設定しているが、県ではこれを具体的に実行するために様々な事業を策定・実施している。本包括外部監査では、この中から、監査の目的に合致した内容であって、原則として令和3年度の予算額が10,000千円以上のものを対象とした。また、予算額が10,000千円未満であっても県民の関心が高いと思われるものを追加した。

(本監査の対象とした事業)

- ・人材を育成・確保するための事業
- ・産業を活性化するための事業
- ・女性・高齢者や障害者の活躍を促す事業

(2) 包括外部監査の対象とした事業一覧

番号は、「第四 監査の結果及び意見」における項目番号である。

番号	政策名	R3 予算額 (千円)	担当
	事業名		
	活力とやま		
	第4次産業革命への対応と新たな成長産業の育成		
1	アルミ産業成長力強化戦略推進事業	44,000	商工企画課
2	IoT・AI活用等生産性向上支援事業	17,000	地域産業支援課
	産学官の連携によるものづくり産業の高度化		
3	産学官協働ローカルイノベーション創出事業	12,000	商工企画課、産業技術研究開発センター
	雇用の確保と人材の育成		
4	Uターン人材マッチング促進事業	27,550	労働政策課
5	首都圏等人材確保コーディネーター配置事業	18,000	労働政策課
6	富山版「プロフェッショナル・副業兼業人材確保プロジェクト」実施事業	45,000	労働政策課
7	地域の多様なインターンシップの創出事業	11,720	労働政策課
8	富山サテライトオフィス誘致プロジェクト事業	21,700	立地通商課
9	コロナ離職者再就職支援事業	28,000	労働政策課
10	外国人材活躍推進事業	22,700	労働政策課
11	障害を持つ学生のチャレンジトレーニング等事業	6,000	労働政策課
12	就職支援能力開発事業	315,701	労働政策課
	未来とやま		
	保育サービスの拡充など積極的な子育て支援等の展開		
13	特別保育事業	435,740	こども家庭室

14	放課後児童クラブ事業	494,210	こども家庭室
しごとと子育てを両立できる職場環境づくり			
15	事業所内保育施設推進事業	21,800	働き方改革・女性活躍推進室
16	女性の多様な働き方支援事業	5,500	働き方改革・女性活躍推進室
男女共同参画社会づくり			
17	富山県民共生センター指定管理	121,148	働き方改革・女性活躍推進室、(公財)富山県女性財団
「くらしたい国、富山」の発信による移住の促進			
18	とやまUIJターン起業支援事業	33,000	成長戦略室
19	とやまUターン就職応援事業	24,000	労働政策課
安心とやま			
障害者に対する差別の解消と障害等の特性をふまえた支援			
20	障害者就業・支援センターの充実	3,749	労働政策課
21	障害の多様なニーズに対応した職業訓練の実施	10,340	労働政策課
22	障害者の工賃向上支援事業（農福連携含む）	13,400	障害福祉課、農業経営課
人づくり			
若者の職業的自立や起業の支援			
23	スモールビジネス創業支援事業	21,000	成長戦略室
24	とやま農業未来カレッジ事業費	29,264	農業経営課
25	新規就農総合支援事業費	131,050	農業経営課
26	とやま観光塾事業	25,000	観光振興室
女性の起業や再就職などの支援、女性の研究者・技術者等の育成			
27	がんばる女性農業者支援事業	9,277	農村振興課
28	女性未就業者等活躍促進事業	16,200	働き方改革・女性活躍推進室
がんばる働き盛りなどへの積極的な支援			
29	現場の技術・技能伝承支援事業	9,000	労働政策課
元気な高齢者の就業・起業支援			
30	とやまシニア専門人材バンク事業	21,990	労働政策課
31	公共職業訓練（普通職業訓練、就職支援能力開発）事業（一部）	381,588 の一部	労働政策課

※R3 予算額は、当初予算額を記載している。

第四 監査の結果及び意見

1. アルミ産業成長力強化戦略推進事業

(1) 概要

ア. 目的

本事業は公益財団法人富山県新世紀産業機構（以下、「TONIO」）が事務局を担う「とやまアルミコンソーシアム」の運営にあたり、富山県がアルミ産業成長力強化戦略推進事業として TONIO へ補助金を交付しているものである。

事業目的としては、高機能素材であるアルミのグリーン化に向けた産学官が取り組む研究開発プロジェクトを推進するなどして、大学のシーズ等を活かしたアルミ産業の新事業創出等を目指すものである。

イ. 内容

(ア) 実施体制

TONIO における実施体制として、イノベーション推進センターにおいて事務局業務を実施し、事業プロデューサー、副事業プロデューサー（事業戦略）、コーディネーター及び事務補助員をそれぞれ1名配置している。

(イ) 実施内容

①研究開発プロジェクトの事業化支援

平成30年度から令和2年度までの3年間にわたり4つの研究開発プロジェクトへ支援を行ってきた。これらの研究開発プロジェクトの成果を事業化するため、展示会出展による技術アピール、大手メーカーへの売り込みを支援する。

具体的には富山県ものづくり総合見本市（令和3年10月）、埼玉県彩の国ビジネスアリーナ（令和4年1月）へ出展を実施している。

【支援対象となる4つの研究開発プロジェクト】

- ・ エネルギーの輸送・貯蔵のための軽量容器等製造開発
- ・ マルチマテリアル化による軽量・高強度構造部材の開発
- ・ 高品位リサイクルアルミ合金の活用と肉厚アルミ部材の高効率加工技術開発
- ・ 未利用エネルギー活用による高効率熱循環システム開発

②アルミのグリーン化に向けた取組

a. 研究開発支援

循環型アルミ産業の構築に向けて、アルミリサイクル技術に関する産学官が連携した研究開発を支援する。

【支援対象となる研究開発】

- ・ リサイクルアルミ材料の溶解工程における環境負荷評価と熱マネジメントによる省エ

ネ2次溶解システムの構築

- ・ 鋳造用アルミ合金材の連続溶解プロセスにおける素材の溶融歩留まり向上や廃棄生成物の低減のための溶解技術の開発
- ・ アルミ鋳造製の大型建築部材の軽量化及び部材の水平リサイクルのための大出力レーザーを用いた溶接組立加工技術及び解体工技術の開発

b. 循環型アルミ産業網強化に向けた研究会

県内アルミ産業界で二酸化炭素排出量の削減に取り組むための研究会を組織し、県内サプライチェーンにおける二酸化炭素排出量の見える化に取り組み、現状把握、課題抽出を行っている。

【研究会の開催実績】

○第1回

日時：令和3年7月13日（火）午後1時30分から5時まで

場所：富山県新世紀産業機構

内容：研究会の活動方針及び今後の進め方

バリューチェーンにおけるLCAの考え方と課題（講演）

○第2回

日時：令和3年9月30日（木）午後2時から4時30分まで

場所：リモート開催

内容：研究会の進め方について、ワーキンググループの活動

機械加工システムのエネルギー効率の向上と運用最適化（講演）

富山県立大学DX研究センターについて（講演）

○第3回

日時：令和3年12月24日（金）午後2時から4時30分まで

場所：富山県新世紀産業機構

内容：アルミグリーン化研究会の活動

カーボンニュートラル実現に向けた富山のアルミ産業の革新（講演）

○第4回

日時：令和4年3月30日（水）午後2時から4時30分まで

場所：リモート開催

内容：アルミグリーン化研究会ワーキンググループ活動

令和4年度研究会の活動計画

カーボンニュートラル実現に向けた富山のアルミ産業の革新（講演）

研究会のほか、技術指導（2回）、ワーキンググループ（2回）、技術勉強会（1回）など

の活動が行われている。

③アルミサンドボックスの実施

アルミ関連産業の規制や企業の気づきを掘り起こすために企業の課題を広く募集し、その波及効果の高いものなど有望な課題を選定し伴走支援することにより課題解決に取り組むとともに、規制緩和を求める動きにつなげる活動が実施されている。

【実施した取組】

- ・富山県内アルミ地金製造業界で排出する焼結アルミドロスを富山県内で樹脂複合材の充填材（フィラー）として活用するための実現可能性調査
- ・アルミ製高級フライパンの把手の取付工法に関する商習慣変更の試み
- ・農業用末端水路転落防止軽量アルミカバーの開発
- ・水平リサイクルを目指した、富山県内で排出・集積する各種アルミ合金スクラップ材の実態調査

④人材育成事業

a. 県内学生インターンシップ

魅力ある県内中小企業への理解を深めるために、事前の企業見学会とセットで5日間を基準に実施し、特に興味をもった学生に対して、実務的なプログラムを実施し、定着を目指す。

開催日：令和3年9月10日（金）から17日（金）まで（夏休み期間）

内 容：各実習企業が定める内容による実習の実施と講義

講 義：国立大学法人富山大学 担当者

YKKAP 株式会社 R&D センター 担当者

一般社団法人富山県アルミ産業協会 担当者

実習先：株式会社カシイ、カナヤママシナリー株式会社、魚岸精機工業株式会社、株式会社小矢部精機、株式会社北陸精機、株式会社松村精型及び宮越工芸株式会社

参加者：8名

b. 大都市圏学生対象インターンシップ

富山県とつながりの薄い県外在住の学生を呼び込むために、研究開発体験型の長期インターンシップをとおして、優れた技術力をもつ県内企業を知る機会を創出し、将来的な交流のきっかけ、県内への定着を目指す。県外学生に対して、一層の理解を深める必要があるために、長い日程（10日間）を組んで実施する。

開催日：令和3年8月23日（月）から9月3日（金）まで（夏休み期間）

内 容：各実習企業が定める内容による実習の実施と講義

講 義：国立大学法人富山大学 担当者

YKKAP 株式会社 R&D センター 技術開発部 担当者

一般社団法人富山県アルミ産業協会 担当者

実習先：北陸アルミニウム株式会社

参加者：1名

c. グローバル人材育成

都合により実施を見送り

(2) 監査手続

ア. 事業概要の把握

事業内容についてヒアリング、資料の閲覧などを実施した。閲覧した資料は以下のとおり。

- ①令和3年度 アルミ産業成長力強化戦略推進事業 計画書（変更後）
- ②令和3年度 アルミ産業成長力強化戦略推進事業 実施報告書
- ③令和3年度 アルミ産業成長力強化戦略推進事業 収支決算書
- ④とやまアルミコンソーシアムの取組状況と今後の取組予定

イ. 監査手続

事業実施にあたり、合规性、経済性、効率性、有効性の観点から担当部署へ質問を実施し回答を得た。

(3) 監査の結果及び意見

【指摘 1-1】 補助金交付における実施要領及び交付要綱の未作成

本事業はとやまアルミコンソーシアムの活動にあたり、その事務局を担当する TONIO に対して、活動費を補助しているものであるが、補助金交付にあたり、実施要領及び交付要綱が作成されていない。

富山県の「会計事務関係手引書」によれば、実施要領の作成について「すべての補助事業等について作成する必要はないが、特に調査指導に対する補助事業及び運営費補助事業などのように内容が複雑な補助金等については作成しておくべきである」とされている。今回の補助金は「運営費補助」であり、「会計事務関係手引書」に従えば、実施要領を作成しておくべき場合に該当することから、不適切である。

【指摘 1-2】 活動費の 100%補助

とやまアルミコンソーシアムの活動費は、その 100%が富山県からの補助金で賄われている。とやまアルミコンソーシアムは 85 の会員から構成され、その目的達成に向けた活動を行っているものであり、諸活動（研究開発プロジェクトの実施及びその事業化、アルミサンドボックス事業への支援、人材育成など）の恩恵は会員あるいは研究開発プロジェクトに参画した事業者にもたらされるものである。

こうした事業について富山県が一定の補助金を交付することは想定されるものの、本来は恩恵を受ける会員等が主となって活動費を拠出すべきものといえる。富山県の「会計事務関係手引書」によれば、「補助率」について、「補助金等が交付される場合、その対象となる事務・事業に要する経費の全額交付されることは、補助金等の性格上一般には考えられない」

とされており、特段の理由が無いにもかかわらず100%補助がなされていることは不適切である。

【意見 1-1】 インターンシップの実施

インターンシップについて、県内学生向け（5日間）と大都市圏学生向け（10日間）を分けて実施している。

県内学生インターンシップは、県内中小企業への理解を深め、定着を目指すことを目的としており、他方、大都市圏学生対象インターンシップは、富山県とつながりの薄い県外在住学生の県内企業への理解と定着を目指すことを目的としている。

いずれも学生に県内企業への理解と定着を目的としているものであり、実施内容からみても合同で実施したほうが効率的といえる。

【意見 1-2】 インターンシップの対象学生

インターンシップの対象を大学生と高等専門学校生としているが、アルミ業界における人材育成という事業の目的からすれば、高校生、専門学校生にも対象を広げるべきである。この点、富山県が所管している県立高校との連携も有効と考える。

2. IoT・AI活用等生産性向上支援事業

(1) 概要

ア. 目的

本事業は公益財団法人富山県新世紀産業機構（以下、「TONIO」）が実施する「IoT・AI活用等生産性向上支援事業」にあたり、富山県がTONIOへ補助金を交付しているものである。

事業目的としては、企業等のIoT・AI等を活用した生産性向上を支援するため、相談対応の強化や指導者の育成・派遣等を行うものである。

イ. 内容

(ア) 実施体制

TONIOにおいてIoT等に関する総合的な初期相談対応や企業訪問、出前講座の実施などIoT・AI等に係る企業サポートやIoT・AI指導者育成研修、指導者現場は県の企画・コーディネートを実施するため、「IoT等統括ディレクター（1名）」と「IoT等推進コーディネーター（2名）」を配置している。

(イ) 実施内容

① 相談対応

相談件数は27件あり、県内製造業のほか、非製造業など他業種からIoT・AI等に関する幅広い相談が寄せられた。

②IoT・AI活用出前講座「出前型IoT・AIラボ」

IoT等未導入企業や導入検討企業へコーディネーターが訪問し、現場で経営者から現場担当者まで丸ごと関心・意欲を高める機会を作る。実績として、対面による出前講座4回、オンラインによる出前講座9回が実施されている。

③IoT・AI活用指導者育成研修・現場派遣

IoT等による現場改善を指導できる人材を育成するため、講座等を実施する。また、企業の相談内容に応じて、指導者を派遣し、IoT等を活用した現場改善のための指導等を実施する。

a. IoT・AI活用指導者育成研修（15日間程度）

対象：ITやIoTに関する知見を有している者（15名程度）

内容：IoT概要、最新動向、IoT機器・システム演習、企業現場理解、データ分析等（座学、現場実習等）

実績：18名からの応募があり、15名が10日間11講義を受講

このほか、IoT・AI活用指導者フォローアップ研修（令和元年度から3年度指導者育成研修修了者18名を対象）を実施。

b. IoT・AI活用指導者現場派遣

対象：IoT未導入企業、導入企業

内容：指導者の派遣（10社程度、1社あたり3回まで）

実績：IoT指導者を県内企業7社、延べ8回派遣

（2） 監査手続

ア. 事業概要の把握

事業内容についてヒアリング、資料の閲覧などを実施した。閲覧した資料は以下のとおり。

①令和3年度 IoT・AI活用等生産性向上支援事業費補助金 計画書

②令和3年度 IoT・AI活用等生産性向上支援事業費補助金 実施報告書

③令和3年度 IoT・AI活用等生産性向上支援事業費補助金 収支決算書

④IoT・AI活用相談窓口活動実績

⑤IoT・AI活用指導者育成研修 修了者リスト

イ. 質問

事業実施にあたり、法規性、経済性、効率性、有効性の観点から担当部署へ質問を実施し回答を得た。

（3） 監査の結果及び意見

【指摘2-1】 補助金交付における実施要領及び交付要綱の未作成

本事業はTONIOがIoT・AI活用等生産性向上支援事業を実施するにあたり、活動費を補

助しているものであるが、補助金交付にあたり、実施要領及び交付要綱が作成されていない。

富山県の「会計事務関係手引書」によれば、実施要領の作成について「すべての補助事業等について作成する必要はないが、特に調査指導に対する補助事業及び運営費補助事業などのように内容が複雑な補助金等については作成しておくべきである」とされている。今回の補助金は「運営費補助」であり、「会計事務関係手引書」に従えば、実施要領を作成しておくべき場合に該当することから、不適切である。

【指摘 2-2】 県外での活動

当補助事業の目的は県内の企業や団体の IoT・AI 化と IoT・AI に精通した人材の育成にある。そうした中で、当補助事業の対象として、県外の大学（公立大学法人会津大学）での講演（中小企業向けの DX 化のポイント）や、県外（彩の国ビジネスアリーナ（埼玉県））で IoT・AI 導入支援の取組の展示が行われているが、これらは目的外の活動である。

これらの活動はオンライン形式で対応しており、旅費や出展に要する支出はなされていないものの、講演の準備や講演の実施に要した作業（人件費など）が発生しており、一定のコスト負担が生じている。

県外の大学でのオンライン講演や県外のイベントに出展を行うことは、TONIO の活動として、何ら問題は無く、むしろ推奨される活動といえるが、当補助事業の目的は、県内の事業者や企業の生産性向上を支援することであり、当補助事業の対象として実施するのは適切ではない。

【意見 2-1】 活動方針及び実績

富山県内の事業者数は約 56,000 にのぼるが、当補助事業では、各取組の目標数値として、

- ・ 出前講座件数：年間 10 件
- ・ 育成する指導者数：年間 15 名
- ・ 指導者派遣件数：年間 10 社

にとどまっております。数値だけをみると県内事業者の IoT・AI 化による生産性向上支援としては十分とはいえない。この点、IoT・AI 化に関しては、

- ・ 富山県 IoT・AI 活用ステップアップ補助金
- ・ 富山県中小企業リバイバル補助金
- ・ 富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金

といった補助金制度があり、また当補助事業の出前講座や指導者派遣以外にも社会人向けの学習講座、IoT・AI 事例を紹介するセミナー事業等が開催されている。

さらには、県内産業団体や県内企業の経営者、大学教員等で構成する「富山県 IoT 推進コンソーシアム企画推進委員会」が年 6 回程度開催されている。この委員会の場で、IoT・AI 活用生産性向上支援事業の進め方や実施内容について議論され、経過なども報告されている。

こうした議論などを通じて富山県として、県内の事業者への IoT・AI 化支援として、どういったことを目指すのかを明確にし、現在ある諸制度が有機的に一体となって、効率的・効果的に支援していく体制の構築が必要といえる。

3. 産学官協働ローカルイノベーション創出事業

(1) 概要

ア. 目的

本事業は「新・富山県ものづくり産業未来戦略」を推進するため、富山県産業技術研究開発センター（以下、「産技研」）のこれまでの取組を深化させ、県内の産・学・官の連携による新技術・製品を開発するローカルイノベーションを推進するものである。

企業、大学、産技研のネットワークを強め、それぞれの設備、人材を活用した研究開発を活性化することで富山県のものづくり産業を振興する。

具体的には、①とやま成長産業創造プロジェクトの推進、②オープンイノベーションの促進、③SDGs 達成に向けた技術開発・普及の促進、④ものづくり人材の育成の4つのテーマに取り組み、これらの取組を発展させ新技術・事業創出の基盤となる技術の創出や、知識の習得、人材育成を図るものである。

イ. 内容

(ア) とやま成長産業創造プロジェクトの推進

産技研職員が、ものづくり研究開発センターの最先端設備を活用し、新たなものづくり産業未来戦略の重点分野と、SDGs の推進をテーマにコア技術研究を進め、企業への技術移転を目指す。

令和3年度においては以下のテーマが採択されている。

- ①X線CTを用いたCFRPの切削加工における内部欠陥評価
- ②農産資源由来リグニンを用いた機能性材料の開発
- ③ラティス構造を用いた衝撃緩和部材の開発に関する研究
- ④小水力発電一体型水電解システムの研究
- ⑤固定電解質二次電池の膜形成の低温化に関する研究
- ⑥摩擦攪拌インクリメンタルフォーミングの加工メカニズムの解明と表面改質への応用

(イ) オープンイノベーションの促進

新戦略の重点分野を核とする新コア技術の創出を目的とした研究会を産技研に設置し、研究課題に関連する最前線の情報を企業に浸透させる技術セミナー及び試作品の製作などを実施する。

研究会名	分野	内容
マルチマテリアル研究会	次世代自動車、ロボット、航空機	・輸送機器等の軽量化に必要なマルチマテリアル技術の検討を行うとともに、創成した高機能部材の非破壊検査など評価技術を確立し、製品の高度化につなげる
運動生理機能計測技術研究会	医薬工連携、ヘルスケア	・運動動作、生理機能の計測により、スポーツウェアやスポーツ用具などの評価技術を確立し、製品開発を支援

繊維高機能化技術研究会	医薬・バイオ・ヘルスケア	・繊維技術と医薬等の異分野融合により繊維製品の高機能化を支援
デジタルデータ活用研究会	次世代自動車、航空機、ロボット	・電子機器などの各種製品における設計・測定に関連する CAE 解析、AI、データ分析等の技術の活用を促進

(ウ) SDGs 達成に向けた技術開発・普及の促進

持続可能な社会の実現に向けた新規技術に関する研究会を開催し、技術開発・普及の観点から循環型社会の形成を促進する。

研究会名	テーマ
SDGs 推進技術研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・アルミリサイクルプロセスによる低炭素化 ・海洋プラスチック問題の解決に向けた、植物由来の生分解性プラスチックの開発 ・分散樹脂材料など耐久性に優れた熱可塑性複合材料の展開

参加者：県内企業技術者、大学研究者

人数：最大 20 名程度/回

講師：各分野に精通する大学・企業研究者

(エ) ものづくり人材の育成

県内のものづくり企業の技術者を対象に、産技研の最先端設備を活用した課題解決型の研修を行い、コア技術を現場で応用（実践）できる人材を育成する。

受講者：県内企業の技術者

人数：最大 5 名程度/テーマ

講師：産技研研究員

令和 3 年度において、以下の研修が実施されている。

①研究題目

機能性外装材の表面評価技術に関する研修

②研究目的

汎用の外装材に防汚機能や滑雪性能等の機能性を付加した製品の表面評価手法を学ぶ

③研究項目・内容

- ・走査電子顕微鏡による表面状態のミクロ観察
- ・デジタルマイクロスコープによる表面状態のマクロ観察
- ・非接触 3 次元形状測定器/表面形状測定装置による粗さ計測
- ・接触角測定装置による撥水親水性評価
- ・屋外暴露観察による滑雪性評価

④研究期間

令和 4 年 1 月 14 日から令和 4 年 3 月 31 日

⑤受講者

森捨商店1名

(2) 監査手続

ア. 事業概要の把握

事業内容についてヒアリング、資料の閲覧などを実施した。閲覧した資料は以下のとおり。

①とやま成長産業創造プロジェクトの推進関係

- ・研究テーマの申請及び採択関係の資料

②オープンイノベーションの促進関係

- ・研究会の一覧表
- ・産技研ホームページにおける研究会の概要説明資料
- ・マルチマテリアル技術研究会の開催案内及び実施報告資料

③ものづくり人材の育成関係

- ・受入申請書及び申請に関する受講者とのやりとりの資料

④全般関係

- ・予算要求資料

イ. 質問

事業実施にあたり、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から担当部署へ質問を実施し回答を得た。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 3-1】とやま成長産業創造プロジェクトの推進について

本プロジェクトは、「企業への技術移転」を目指しているものであり、各研究担当者が技術移転に向けて活動を行っている。実際に技術移転に至っているテーマは無いが、採択したテーマについては、今後、技術移転に至ることができたのかどうかについて確認することが必要である。

この点について、産技研としては本研究事業については通常の経常研究と異なり、ものづくり産業未来戦略の重点分野に特化した、企業への技術移転を目指すための「萌芽的かつ競争的研究」として位置づけ、限られた予算の中で、組織内でのあらゆる技術移転の可能性を広く発掘（芽出し）することに主眼を置いていることから、技術移転の方向性や可能性が窺えるテーマについては、速やかに次のフェーズとなる各種競争的外部資金（飴基金、タナカ財団、共同研究、旧サポイン、JST、科研費等）研究へエントリーさせる方が有効と考える。

次のフェーズである外部資金研究へのエントリーが有効であるとしても、本事業の目的が企業への技術移転にある以上、採択した研究テーマが技術移転につながったかが本事業の評価基準となる。したがって、技術移転につながるようなアフターフォローや研究マネジメントを講じるべきである。

【意見 3-2】利用者ニーズの汲み取り

本事業では各種、様々な研究会や研修が実施されている。その際、参加者に対して感想や要望などについてアンケートを実施しフィードバックすることで、研究会や研修の効果を高めること、また、産技研の業務に活かすことにつなげていくことが望まれる。

4. Uターン人財マッチング促進事業

(1) 概要

ア. 目的

富山くらし・しごと支援センターにおいて、富山県内への就職を希望する県外在住者向けに、就職相談・職業紹介など充実した支援を行うとともに、大学との就職に係る連携強化により、県外から本県への就職を促進する。

イ. 内容

- ・東京、大阪及び富山市における富山くらし・しごと支援センターの運営
- ・大学とのUターン就職に係る連携強化
- ・情報提供及び求職者と県内企業とのマッチング
- ・UIJ ターン就職促進のための広報活動等
- ・富山県移住支援金制度に関すること

ウ. 根拠法規等

- ・地方創生推進交付金制度要綱及び予算の定めるところによる
- ・Uターン人財マッチング促進事業及び大学連携コーディネーター配置事業委託契約書

エ. 運営管理

(ア) 予算額、財源及び事業費実績 (千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	財源
事業費	27,300	27,550	27,550	
(国費)	6,075	6,125	6,125	地方創生推進交付金
(県費)	21,225	21,425	21,425	一般財源
実績	26,537	27,100	25,688	

(イ) 令和3年度の取組と実施状況

委託先：(株)パソナ

	人員体制 (兼務含む)		来所件数	電話・メール等	運営
		うち仕事相談員			
大手町オフィス	常勤3名	常勤3名	26名	2,329件	(株)パソナ
有楽町オフィス	常勤3名	常勤1名	92名	461件	富山県
大阪オフィス	常勤2名	常勤1名	14名	149件	(株)パソナ

名古屋事務所	常勤2名	—	25名	3件	富山県
富山オフィス	常勤4名	常勤1名	4名	25件	(株)パソナ

(ウ) 成果指標

就職率及び求人件数

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
就職者数	270名	260名	270名	234名	270名	218名
求人件数	1,390件	1,668件	700件	726件	700件	982件
新規登録者数	—	755名	—	1,050名	—	729名

(エ) 取組の課題

- ・新規登録者数の減少
- ・就職決定者数の減少

(オ) 課題に対する対策

- ・県外大学との就職支援協定を締結し、大学内での相談会を実施していくことで新規登録者数の増加に努める（令和4年12月10日時点で31校と締結済み）。
- ・他事業において富山県内企業の魅力を伝えるイベントを実施することで就職決定者数の増加に努める。

(2) 監査の結果及び意見

指摘事項及び意見はない。

5. 首都圏等人材確保コーディネーター配置事業

(1) 概要

ア. 目的

人手不足産業や成長産業における県内企業と首都圏人材等のきめ細かなマッチング支援を行い人材の確保を支援するとともに、本県への移住・UIJターンの促進を図る。

イ. 内容

- ①人材確保コーディネーターの配置
- ②企業開拓担当員の配置
- ③転職エージェント活動
- ④小規模合同就職面接会・業種別合同企業説明会の開催
- ⑤個別相談会の実施
- ⑥企業向けセミナーの開催
- ⑦人材確保のためのPR・情報発信・県内企業の売り込み 他

ウ. 根拠法規等

- ・雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）交付要綱及び予算の定めるところによる
- ・首都圏等人材確保コーディネーター配置事業委託契約書

エ. 運営管理

(ア) 予算額、財源及び事業費実績

(千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	財源
事業費	18,000	18,000	18,000	
(国費)	14,400	14,400	14,400	地方活性化雇用創造プロジェクト
(県費)	3,600	3,600	3,600	一般財源
実績	18,000	18,000	15,972	

(イ) 令和3年度 of 取組と実施状況

委託先：(株)パソナ

- ① 人材確保コーディネーターの配置
 - ・大手町に1名配置
- ② 企業開拓員の配置
 - ・富山市に1名配置
- ③ 転職エージェント活動
 - ・県内企業求人ニーズの掘起こし（参加企業数 目標 120社、実績 241社）
 - ・求人情報の転職希望者への配信、人材の発掘、職業紹介・マッチング（参加実績 289名）
- ④ 小規模合同企業面接会・業種別企業説明会/企業説明会&オンライン面接会開催
 - ・企業説明会&オンライン面接会（全3回、参加実績9名）
 - ・とやま企業交流会 2021（参加実績37名）
- ⑤ 企業向けセミナー開催
 - ・企業向けセミナー（全2回）
- ⑥ 大規模転職フェアの参加
 - ・type エンジニア転職フェア（全1回、来場者数31名）
- ⑦ 個別相談会の実施
 - ・オンライン個別相談会（全2回、来場者数13名）

(ウ) 成果指標

内定目標	30名	達成率
採用決定数 実績	64名	213.3%
うち優良な雇用による就職者目標	10名	達成率
採用決定数 実績	30名	300.0%

(エ) 取組の課題

- ・企業説明会&オンライン面接会の参加率の向上
- ・Uターン、Iターン可能性が高い求職者の登録増加
- ・専門職の求職者の増加

(オ) 課題に対する対策

- ・WEB等を活用した富山くらし・しごと支援センターの告知
- ・とやまUターンガイド案内による訴求
- ・転職フェア等の社会人に訴求できるイベントを活用

(2) 監査の結果及び意見

【意見 5-1】 合同企業説明会の参加者数の改善について

合同企業説明会の参加者数について恒常的に参加企業数を下回っており、これに関する原因分析と改善策を検討すべきである。

人材マッチングの一環として小グループでの合同企業説明会を実施しているが、令和3年度実績は下記の通り、恒常的に参加者が参加企業を下回る傾向にある。

	参加企業	予約者	参加者
令和3年5月29日(土)	5社	5名	1名
令和3年10月2日(土)	7社	4名	2名
令和4年3月25日(土)	6社	7名	6名

特に、令和3年5月29日開催会は、参加企業5社に対して参加者1名と参加が振るわず、事業として成功しているとは言えない状況にある。また、参加者が参加企業数を下回っている原因について十分な調査や原因分析が行われているとは言えない。

今後、参加者が参加企業を恒常的に下回ったことについて原因分析を進めるとともに参加者改善のための施策を検討することが必要と考える。

6. 富山版「プロフェッショナル・副業兼業人材確保プロジェクト」実施事業

(1) 概要

ア. 目的

高い専門性を有する人材の活用が今後の県内企業の更なる飛躍に資することから、県内金融機関や人材ビジネス事業者等と連携し、県内企業でのプロフェッショナル人材や、副業・兼業人材の活用を支援していくことを目的としている。

イ. 内容

- ①プロフェッショナル人材戦略拠点の設置
- ②本部の運営・企画等
- ③プロフェッショナル人材戦略協議会の開催
- ④全国事務局が実施する研修などへの参加

- ⑤県内中小企業の経営者向けセミナーの企画・開催
- ⑥副業・兼業人材と県内企業のマッチング交流会の開催
- ⑦地域外副業・兼業人材活用促進事業の実施

ウ. 根拠法規等

- ・地方創生推進交付金制度要綱及び予算の定めるところによる
- ・富山版「プロフェッショナル・副業兼業人材確保プロジェクト」実施事業委託契約書

エ. 運営管理

(ア) 予算額、財源及び事業費実績 (千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	財源
事業費	31,000	43,500	45,000	
(国費)	15,500	26,750	27,500	地方創生推進交付金
(県費)	15,500	16,750	17,500	一般財源
実績	23,487	30,775	39,431	

(イ) 令和3年度の取組と実施状況

委託先：富山県人材活躍推進センター

①民間人材ビジネス事業者及び地域金融機関等との連携

民間人材ビジネス事業者 20社

②プロフェッショナル人材戦略協議会及びセミナーの開催

プロフェッショナル人材戦略協議会…令和4年2月14日(月) 39団体、出席者53名

人材不足対応セミナー…令和3年12月9日 参加者数54名

ITC富山公開セミナー2021 兼 IT経営カンファレンス in TOYAMA

③副業・兼業人材と県内企業のマッチング交流会の開催

令和4年3月7日 第一部、参加者191名 第二部、参加者164名

④副業・兼業人材活用促進事業の実施

延べ39回、1,660社、2,092名参加

(ウ) 成果指標

成約者数

	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
成約者数	100名	115名	100名	119名	105名	198名

(エ) 取組の課題

当該事業の取組による成約者数は、人口あたりで全国トップクラスと順調に進んでおり、課題事項は認識されていない。

(オ) 課題に対する対策

課題事項は認識されていない。

(2) 監査の結果及び意見

【指摘 6-1】 事業運営委託先の人件費積算の記載誤りについて

当該事業は、富山県人材活躍推進センター（以下、「センター」）に運営を委託しており、県はセンターに運営費の支払いを行っているが、運営費に含まれるセンター職員の人件費の積算に誤りがあることが確認された。具体的には、一部のセンター職員の人件費について、県が作成した積算書は月 20 日勤務（=週 5 日勤務）を前提として計算されているにも関わらず、当該センター職員の実際の労働条件は週 4 日勤務であり、積算計算の前提となる労働条件と、実際の労働条件との間に相違が見られた。

これについて、労働政策課に質問したところ、当該センター職員の労働条件は週 4 日勤務であり、県の作成した積算書の計算条件に誤りがあることが確認された。なお、労働政策課では、一部のセンター職員の人件費の積算について、積算書に記載されている計算条件と、実際の労働条件が相違していることを認識していたものの、当該センター職員に対する人件費の金額は、実質的には月額制であり、支給額に差異が無いことから、当該積算書の記載誤りに重要性がないものと判断し、修正を行っていなかった。

ただし、実際は労働条件の積算計算は適切に行われるべきと考えられることから、積算書に記載されている労働条件と実際の労働条件が相違する場合は、積算書に記載される労働条件を実態に即した形に修正する必要があると考える。

7. 地域の多様なインターンシップの創出事業

(1) 概要

ア. 目的

県内企業のインターンシップ実施支援と県内外の大学生等のインターンシップへの参加促進など、企業と大学生などのインターンシップにおけるマッチング機会を増やす取組等を推進し、大学生等の職業観・就業意識を高めるとともに、就職後の早期離職の防止や就業のミスマッチの解消を図る。

イ. 内容

- ①「富山県インターンシップ推進センター」の設置、運営
- ②企業と大学生等のマッチング
- ③効果的なインターンシッププログラムの推進
- ④インターンシップ説明会等における広報活動の実施

- ⑤中小企業インターンシップ導入セミナーの開催
- ⑥報告書等の作成
- ⑦富山県インターンシップ推進協議会への参画及び事務局運営

ウ. 根拠法規等

- ・地方創生推進交付金制度要綱及び予算の定めるところによる
- ・地域の多様なインターンシップ創出事業委託契約書

エ. 運営管理

(ア) 予算額、財源及び事業費実績 (千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	財源
事業費	12,300	11,720	11,720	
(国費)	6,022	5,710	5,710	地方創生推進交付金
(県費)	6,278	6,010	6,010	一般財源
実績	11,310	10,589	10,339	

(イ) 令和3年度の取組と実施状況

委託先：富山県人材活躍推進センター

①インターンシップ参加企業・団体及びインターンシップ参加学生の確保

登録数 1,133 人、エントリー数 524 人、採用 351 人

②「ビジネスマナー講座」の開催 (14 回開講)

受講者数 延べ 1,125 名

③WEB インターンシップ説明会への協賛

- ・「富山県 WEB インターンシップ説明会 2021 夏」

参加企業 77 社、エントリー学生数 449 名、視聴者数 延べ 1,947 名

- ・「富山県 WEB インターンシップ説明会 2021 冬」

参加企業 66 社、エントリー学生数 176 名、視聴者数 延べ 461 名

④インターンシップ PR 動画の制作

⑤その他

(ウ) 成果指標

「インターンシップナビとやま」の登録学生数

項目		目標	実績
登録企業・団体数		300 社	253 社
参加学生数	登録学生数	1,500 名	1,133 名
	エントリー学生数	800 名	524 名

(エ) 取組の課題

- ・登録企業・団体の増加

- ・登録学生数、エントリー学生数の増加

(オ) 課題に対する対策

- ・未登録企業・団体への呼びかけ（メール案内、個別訪問等）
- ・県内外の学生への周知（リーフレットの配布、説明会等）

(2) 監査の結果及び意見

指摘事項及び意見はない。

8. 富山サテライトオフィス誘致プロジェクト事業

(1) 概要

ア. 目的

コロナ禍において、テレワークやオフィスの分散など場所に捉われない新しい働き方が広がっており、令和2年度から市町村、民間事業者と連携した「サテライトオフィス誘致プロジェクト」を進めている。

令和2年度は富山県内14市町村ごとに誘致方針を策定し、誘致活動に向けたホームページ、パンフレットを作成している。

令和3年度は市町村が実施するハード・ソフト事業等への支援を総合的に実施するとともに首都圏等での誘致活動を本格化する。

イ. 目的

(ア) サテライトオフィス誘致活動補助金【4,200千円】

対象	サテライトオフィスの誘致に取り組む市町村
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・サテライトオフィス誘致支援会社主催のマッチングフェアへのブース出展料等（補助率1/2：上限500千円/回） ・市町村内でのサテライトオフィス見学会の開催、ITベンチャーに訴求する広告費など（補助率1/2：上限400千円/年）

(イ) サテライトオフィス施設整備費補助金【10,000千円】

対象	企業（市町村が間接補助）
補助要件	県内市町村が進出企業に対して、サテライトオフィス等の施設整備に要する経費を補助する場合において、県が当該補助に要する経費を支援（補助率1/2：上限2,500千円、中山間地域は3,000千円）
対象経費	<p>サテライトオフィス等の開業時における進出企業の施設整備費</p> <p>※建物の改修・改築費、高度通信設備の整備費、備品・機器整備費など</p>

(ウ) サテライトオフィス誘致プロジェクト運営費（委託料）【7,500千円】

委託先：㈱あわせ

市町村へのサテライトオフィス誘致に向けたアドバイス及び誘致活動の実施

- ・サテライトオフィス誘致HPの保守管理業務
- ・サテライトオフィス誘致パンフレットの更新、増刷
- ・効果的な誘致活動のための研修会、ワークショップ等の開催、県及び市町村の誘致活動の強化
- ・県外企業へのスカウト活動

(2) 監査手続

- ・補助金実績報告書等補助金関連書類を閲覧した。
- ・富山県補助金交付規則、富山県サテライトオフィス等誘致活動費補助金交付要綱、富山県サテライトオフィス等施設整備費補助金交付要綱の確認

(3) 監査の結果及び意見

【指摘 8-1】 実績報告の不備

富山県サテライトオフィス等誘致活動費補助金交付要綱第9条に規定する実績報告書(様式第4号)では県が各市町村に対して「記録写真等活動の実績を明らかにする資料」を求めているが、活動の実績を明らかにする資料が添付されていないものがあった。交付要綱に基づき資料を添付する必要がある。

また、同実績報告書(様式第4号)では県が各市町村に対して「サテライトオフィス等の設置者が提出した実績報告書写し」の添付を求めているが、設置者の申請書写しで代替していた。交付要綱に基づき、また申請書と実績報告書の内容が異なるケースもあることから実績報告書を確認する必要がある。

【意見 8-1】 実績報告の不備

さらに、同実績報告書(様式第4号)では県が各市町村に対して収支決算書の添付を求めている。収支決算書を確認したところ、数値の記載ミス(円単位で記載すべきところを千円単位で記載)があった。県としては提出された書類を適切にチェックし、誤りがある場合には、修正依頼するなど指導していく必要がある。

9. コロナ離職者再就職支援事業

(1) 概要

ア. 事業の趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方(以下、「コロナ離職者」という。)の早期の再就職支援を目的に、県内中小企業事業主が国のトライアル雇用助成金(以下、「国助成金」という。)の対象事業者として、コロナ離職者を一定期間試行雇用し、引き続き正規雇用が実現した場合に正規雇用助成金を交付する。

イ. 助成対象事業及び助成内容

(ア) 助成対象事業

令和2年1月24日から令和3年9月30日の間にコロナ離職者となった者を、県内中小企業事業主(※)が国助成金制度を活用し、令和4年3月31日までに正規雇用することを目指す事業

※対象となる中小事業主とは次のA又はBの要件を満たす事業主である。

業種	A. 資本金又は出資額	B. 常時雇用する労働者数
小売業(飲食業含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

(イ) 助成金の内容

正規雇用が実現した場合の当該人材の人件費 対象労働者1人あたり 最大15万円
(正規雇用後の1月あたりの人件費及び社会保険料事業主負担分の1/2)

(ウ) 対象事業主

15項目の要件のいずれにも該当する県内の事業主
要件とされる15項目(下記は抜粋)

- ・県内に事業所を有する事業主であること。
- ・対象者を富山県内の事業所において正規雇用労働者として、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに雇用開始した事業主であること。
- ・対象者に係る国助成金の支給決定通知書及び賃金の支払状況等を明らかにする書類(労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等)を適切に整備し、保管している事業主であること。

(2) 監査の結果及び意見

【意見9-1】申請手続の省力化

申請に関し、登記簿提出など提出書類が多く、また手続きも煩雑である割に助成金額が少ない。そのため、申請した企業が少なく事業の積極性が見られない。

予算：15万円×60社×3名=27,000,000円

実績：3社それぞれ1名で、合計307,000円

申請時の提出書類：それぞれ原本1部、写し1部

- ・交付申請書兼実績報告書(県指定のフォーマット)
- ・振込先口座と口座名義が分かる通帳の写し
- ・国助成金の決定通知書
- ・本人確認書類の写し(個人事業主のみ)
- ・履歴事項全部証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)

- ・富山県税の全税目につき滞納がないことの証明書(発行されてから3ヶ月以内のもの)
- ・正規雇用後の期間に係る雇用契約書若しくは雇入れ通知書等当該労働者の正規雇用移行後の労働契約について確認できる書類又は写し
- ・正規雇用後に支払われるべき人件費及び社会保険料事業主負担分について支払ったことが確認できる賃金台帳又は写し
- ・常時雇用する労働者数を確認できる書類(労働者及び役員名簿など): 中小事業主への該当について、常時雇用する労働者数で判断する場合のみ

国助成金と連動しているのであるから、国助成金の申請時に提出した書類については国の決定通知書をもって省略できると考えられるとともに、富山県税の納付状況も県税事務所ひいては県庁で把握できる内容であるなど、提出書類の省略の工夫の余地があると思われる。加えて県庁内でDX化を進めることにより、紙面提出・保管も不要となり、県の事務効率化のみならず申請者にとっても申請のしやすいものとなる。

【意見 9-2】実績確認のための計算根拠の徴求方法と計算の煩雑さ

申請のあった企業に対する実績確認として、対象人員の給与支給額の分かる資料を取り付けているが、一月のみで計算しており、月ごとに異なる残業の多寡を反映していない。資料として給与台帳を取り付けているところ、給与台帳であれば複数月分の徴求もしやすいことから、複数月の平均値を使うなどの工夫により異常値を排除することが望まれる。

また、給与が20日〆の会社について、確認表の計算シートにて、当月の給与台帳の1日～20日分と翌月の給与台帳の21日～月末日分を足して1日～月末日分として引き直して計算・確認しているが、このような引き直し計算をする理由は乏しく、事務不効率であり、また、かかる計算ではもともと1ヶ月分として確定している社会保険料を日数による按分計算で概算することになり不合理である。20日〆であれば21日～翌月20日分の給与台帳をそのまま計算・確認根拠として使用すれば良いと思われる。

【意見 9-3】事業予算の策定

事業を運営するための費用として、令和2年度は予算1,000千円、実績511千円であった(広告宣伝費、印刷費等)。令和3年度も予算1,000千円としたが、活動内容を大きく変える予定がないことが分かっていたと思われ過大に予算計上している。

コロナ離職者再就職支援事業助成金事務局運営事業費

(円)

項目	令和2年度 予算	令和2年度 実績	令和3年度 予算	令和3年度 積算根拠
広告宣伝費	500,000	290,000	500,000	新聞広告1回
車両費	57,600	22,556	57,600	
製本印刷費	200,000	152,500	200,000	チラシ1回
需用費	151,491		151,491	
(小計)	909,091	465,056	909,091	
消費税	90,909	46,506	90,909	
支出計	1,000,000	511,562	1,000,000	

上表にあるように、令和3年度において、令和2年度から大きく活動内容を増やす予定がないにもかかわらず、前年度予算を踏襲するのみで、令和2年度の実績金額を反映したものになっていない。なお、令和3年度の実績金額は76,900円であった。未執行の金額は1年間有効に使われなかったことになる。

少額であろうと予算は適切に積算し、必要な金額だけ計上するべきである。そうすることで、限りある資金を他の有効な事業にて活かすことができる。

10. 外国人材活躍推進事業

(1) 概要

ア. 事業の趣旨・目的

グローバル人材の県内就職を促進し、県内企業等の人材確保を図る。

イ. 事業の内容

(ア) グローバル人材活躍事業

①アジア高度人材受入事業

ベトナムのトップ理系大学で学ぶ学生等の県内企業での就職の拡大と県内の定着促進を図るため、県内企業とのマッチングから就業までを一体的に支援する。

また、採用選考会において企業の内々定を得た学生を対象に、現地で5か月間にわたり日本語や県内の産業基盤等を学ぶ「富山就職プログラム」を実施し、就職に必要な知識を習得させた上で、採用企業への就職を支援する。

②外国人高度人材等受入手続きにかかるセミナー

外国人材の受入れを検討している県内企業等に対し、在留資格申請等の手続きにかかるセミナーを開催し、外国人高度人材等の受入れにかかる啓発を図る。

(イ) 技能実習生等活躍事業

県内技能実習生がスムーズに技能を習得し、長期間活躍できる人材となるための技能検定合格に向けた支援を行う。

(ウ) 外国人材日本語習得サポート事業費補助金

外国人を雇用する企業等が日本語講習を開催する、又は、外国人を日本語講習に参加させる経費を補助する。

ウ. 事業費実績と財源

(千円)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国庫補助金	6,383	11,895	4,482
その他	0	2,414	1,037
一般県費	8,332	10,284	5,137
合 計	14,715	24,593	10,656

エ. 令和3年度の取組と実施状況

(ア) グローバル人材活躍事業

①アジア高度人材受入事業

(事業説明会の開催)

令和3年6月10日(木)、6月14日(月)、7月8日(木)、7月13日(火)

(選考会の実施日)

令和3年9月15日(水)～令和4年3月15日(火)の期間内に6回実施

(富山就職プログラム)

令和4年1月21日(金)から実施

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
参加企業数	9社	11社	2社※1
面接数	48名	20名	13名
選考会マッチング数	11件	7件	2件
富山就職プログラム参加者数	10名	5名	1名※2

※1 当初は4社が参加の申し込みを行っていたが、うち1社は採用枠が埋まったため選考会を実施せず辞退し、もう1社は新型コロナウイルス感染症の影響により辞退した。

※2 内定者2名の内、1名は新型コロナウイルスに感染し、プログラムに不参加であった。

アジア高度人材受入事業は令和元年度より実施された事業であるが、令和3年度は企業参加者数が減少している。企業が集まらなかった原因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により企業の採用枠が縮小されたこと、入国制限により入国の見通しが立たず企業が参加を断ったことが挙げられる。

②外国人高度人材等受入手続きにかかるセミナー

セミナー開催日：令和3年11月12日(金)

参加者数：約50名

(イ) 技能実習生等活躍事業

技能実習生能力開発事業 2職種3コース実施

受講者：全コースで計7名

(ウ) 外国人材日本語習得サポート事業費補助金

補助金交付件数：14件

(2) 監査の結果及び意見

【指摘10-1】業務委託費の精算額と仕様書記載との相違

アジア高度人材受入事業は15社15人(1社1人)のベトナムからの学生の受入れを想定し、主に以下の業務を公募型プロポーザルで選定された業者に委託するものである。

① ベトナムでの本事業及び富山県の周知活動

- ② 企業及び学生の募集、選考、参加企業への事前説明会、選考会の実施
- ③ 富山就職プログラム等の実施
- ④ 学生等の入国サポート
- ⑤ 本事業の自走化に向けた取組及びスキームの実施

上記事業のうち②から④に対する委託費の金額は、富山就職プログラム参加企業1社(1人)あたり1,000千円(消費税込、精算払い)の定額となる旨、受託者への仕様書に記載されている。そのため、仮に当該参加企業1社に2人以上がマッチングされたとしても、県から支払われる経費は1社当たり1,000千円となる。人数比例での支払いではなく1社につき定額の支払いとしたのは、特定の企業に受入れが偏在することなく、県が目標とする15社に幅広く受け入れられることへの誘因とするためである。

県は受託者と前述の①から⑤までの業務について16,993千円で令和3年度の業務委託契約を締結し、実際の委託費支払額は10,000千円減額後の6,933千円となったが、令和3年度の富山就職プログラム参加者数は2人(参加予定であったが実際に参加できなかった1人を含む。)であり、仕様書に従い委託費の支払いを行う場合、13人(15人-2人)×1,000千円の13,000千円の減額精算となるはずである。

精算時の減額が仕様書と異なった理由を労働政策課に照会したところ、令和3年度は新型コロナウイルスの影響により富山就職プログラムへの参加者数が当初の想定を大幅に下回ったことから、仕様書どおりの減額とすると受託者が事業実施にかかる固定費の支払いが困難となることを踏まえ、受託者との協議により外国人材雇用に関するアンケート及び企業向け個別相談会を追加実施することにより10,000千円の減額にとどめた旨、回答を得た。

精算額を事後的に変更するのであれば、本来であれば仕様書にその内容を盛り込むことが望ましいと考えられる。また、受託者における固定費の負担を考慮した経費精算方法を設定することが考えられる。

なお、令和4年度からは、目標企業数(目標人数)未達成時における精算時の減額を当初契約金額3割までとする(当初受託額の7割の支払いを確保する)定めを置く予定である旨、回答を得た。

【意見10-1】ベトナム人学生の就職後の追跡調査及び再就職支援

アジア高度人材受入事業は、前述のとおり、企業・学生の募集から事前説明会の開催、選考会の実施、富山就職プログラムの実施、学生の入国サポートにかかる業務までを範囲とし、就職後の継続雇用状況の把握は行われていない。

当該事業は令和元年度から継続的に実施されており、採用後の学生の雇用継続状況及び退職事由等の追跡調査が可能であると考えられる。当該事業が県内企業の人材確保を図るという目的である点を踏まえると、採用後の雇用継続状況等に課題があった場合における当該事業へのフィードバックは有用であると考えられることから、採用後の学生の雇用継続状況及び退職事由等の追跡調査を行うことを提案する。また、海外の高度人材の確保・教育等には多額の経費が生じている点を踏まえると、短期退職となった学生について再就職支援等を行うことも有用と考えられる。

1 1. 障害を持つ学生のチャレンジトレーニング等事業

(1) 概要

ア. 目的

障害のある学生の円滑な就職支援を進めるため、インターンシップ体験及び職場実習を実施することを目的としている。なお、業務自体は「富山県人材活躍推進センター」へ随意契約によって委託され、新卒特別支援統括コーディネーター1名により実施されている。

イ. 内容

富山県人材活躍推進センターヤングジョブ富山(若者就業支援センター)に新卒特別支援統括コーディネーターを1名配置し、障害のある学生に対し、ヤングジョブ富山、若者サポートステーション、新卒応援ハローワーク等関係機関と連携し、受け入れ先となる事業所の訪問等による企業開拓などを行うことにより、学生のインターンシップ体験、職場実習を実施し、障害のある新卒学生の就職支援を図っている。

具体的には以下の項目が実施されている。

(ア) 新卒特別支援デスクの開設による新卒障害者に対する就業支援業務

- ①電話等による学生、保護者、大学等からの相談対応・情報提供
- ②企業からの相談対応、情報提供

(イ) 学生のインターンシップ及び職場実習の受入企業の開拓

(ウ) 県内大学・短大・高専・専門学校等(以下、「大学等」)への事業の周知

(エ) 大学等及び企業からの登録受付、連絡調整

(オ) 学生の登録後、保護者・大学等を交えた面談、ケース会議により支援計画を策定

(カ) 新卒応援ハローワーク等関係機関との連携による就職支援

(キ) 登録企業への訪問、インターンシップ及び職場実習についての事前調整

(ク) 職場体験に係る書類の作成、受渡し、謝金の支払い手続き

(ケ) 登録学生との面談、事前ケース会議、職場見学、合同企業面接会等イベント、インターンシップ及び職場実習の付添、職場体験後のケース会議の実施

(コ) 就職時、卒業時の障害者就業・生活支援センター、地域若者サポートステーション等各支援機関との連携及び情報提供

ウ. 委託内容

本事業は富山県が「富山県人材活躍推進センター」へ委託して実施しているものである。

両者間で委託契約が締結され、業務終了時には富山県人材活躍推進センターから富山県へ実績報告がなされ、富山県にて業務内容が契約に適合しているものであるかについて検査がなされている。

委託内容は実施要領に定められている。具体的には(1)イに記載した内容が業務内容とされ、業務実施にあたっての留意事項や事務手続きが定められている。

①留意事項の主なもの

a. 受入企業関係

- ・受入企業の登録は企業からの申し込みによるものとする

- ・受入企業の登録にあたっては、業種、職種、地域に偏りが無いようにする

b. 大学等関係

- ・大学等からの依頼書の提出により学生の登録を行う
- ・インターンシップ、職場実習などの実施の際は、大学等から必ず参加・付添を要する
- ・大学等で事前研修を受講する
- ・傷害・賠償責任保険は大学等で加入する学生教育研究災害傷害保険を利用する

c. その他

- ・インターンシップ及び職場実習への参加学生に賃金・交通費の支払はしない
- ・就職先が決定した場合は、各障害者就業・生活支援センターへの登録等、支援者について情報提供を行う

②事務手続きの主なもの

- ・インターンシップの実施期間は7月から9月、1月から2月とし、職場実習の実施期間は7月から3月の間とする
- ・実習期間はインターンシップは1日から5日間、職場実習は5日間から1か月間とする。
- ・企業に対する謝金の単価は受入1日1人当たり1,000円とする。
- ・受入企業及び登録学生に対して、インターンシップ及び職場実習にあたって、事前説明を行うものとする。学生はエントリーシートを提出することとし、新卒特別支援統括コーディネーターより企業へ提出する。受入企業より職場体験の期間、日時、内容、担当者名等を記載した計画書を提出させる。
- ・登録学生はインターンシップ及び職場実習終了後、職場体験報告書及び職務評価シートを提出する。
- ・受入企業はインターンシップ及び職場実習終了後、職務評価シートを提出する。

(2) 監査手続

ア. 事業概要の把握

事業内容についてヒアリング、資料の閲覧などを実施した。閲覧した資料は以下のとおり。

- ①事業の概要資料
- ②障害のある学生のチャレンジトレーニング等事業実施要領
- ③委託業務の内容(委託期間、予算額のほか、随意契約の理由についても記載されている)
- ④障害のある学生のチャレンジトレーニング等事業委託契約書
- ⑤実績報告書
- ⑥決算書

イ. 質問

事業実施にあたり、合规性、経済性、効率性、有効性の観点から担当部署へ質問を実施し

回答を得た。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 11-1】コーディネーターの配置人数

委託先である「富山県人材活躍推進センター」では、新卒特別支援統括コーディネーターが1名配置され、当該コーディネーターがすべての業務に対応している（以下に実績を掲載）。業務実績の件数からも負担は大きいと推測される。1名での対応は、本人の負担が大きいことのほか、本人に支障が生じた場合に代替できないといったリスク（属人化のリスク）や将来的な事業継続のリスクがあることから、業務を標準化しておく、複数名で業務にあたってもらうなどの対応を平時からやっておくことが必要といえる。

コーディネーターの業務実績（件数）		R元年度	R2年度	R3年度
特別支援デスクでの対応 （相談・情報提供）【来 所・電話・メール】	学生・保護者	116	49	233
	大学等		186	355
	企業等	58	108	149
	関係機関等	51	169	278
	合 計	225	512	1,015
訪問（事業の周知・開拓・ 打合せ等）	大学等	41	33	75
	企業等	56	30	43
	関係機関等	28	84	80
	会議等出席	12	23	21
	合 計	137	170	219
登録学生・大学・企業等へ の支援	学生との面談	20	15	14
	ケース会議	9	23	23
	打合せ	12	23	28
	インターンシップ付添	4	7	3
	職場実習付添	11	13	32
	イベント等付添	2	1	3
	合 計	58	82	103

12. 就職支援能力開発事業

(1) 概要

ア. 目的

「令和3年度 職業能力開発のご案内（富山県）」では「職業能力開発とは、すべての人が能力を高めて適した仕事に就くことができることを目的とするもので、再就職に必要な技能を身につけるための職業訓練や、仕事に就いている人のスキルアップを支援する施策等を行います」と記載されている。富山県はこの考え方のもと、公的職業訓練（ハロートレーニング）を次のように体系づけている。

公的職業訓練（ハロートレーニング）

	公共職業訓練	求職者支援訓練
離職者対象	<ul style="list-style-type: none"> ○対象： 主に雇用保険（＝失業給付）を受給できる求職者 ○訓練期間： 2か月から2年（委託訓練は1か月から） ○実施機関 ・施設内訓練 富山県技術専門学院 ポリテクセンター富山 ・委託訓練 民間教育訓練機関 専門学校・短期大学 	<ul style="list-style-type: none"> ○対象： 主に雇用保険（＝失業給付）を受給できない求職者 ○訓練期間：2週間から6か月 ○実施機関 民間教育訓練機関
障害者対象	<ul style="list-style-type: none"> ○対象： ハローワークで求職中の障害のある方 ○訓練期間：2週間から3か月 ○実施機関：民間教育訓練機関、事業所 	
学卒者対象	<ul style="list-style-type: none"> ○対象： 普通課程と専門課程は高等学校卒業業者等、応用課程は専門課程修了者等 ○訓練期間：2年 ○実施機関： 富山県技術専門学院、北陸ポリテクカレッジ 	
在職者対象	<ul style="list-style-type: none"> ○対象：主に在職者の方 ○訓練期間：12時間以上 ○実施機関： 富山県技術専門学院 ポリテクセンター富山 北陸ポリテクカレッジ 	

この体系のうち、本事業は「公共職業訓練」における「離職者対象」の「委託訓練」として位置付けられ、離職者が再就職に必要な知識・技能を習得することを目的としている。

イ. 内容

(ア) 実施方針

- ①令和3年度の委託訓練においては、549人の訓練定員を確保する。
- ②成長分野（観光、情報）、人手不足分野（保育、介護、建設）における人材を育成するコースを設定する。
- ③職業能力開発機会に恵まれなかった就職氷河期世代、非正規雇用労働者、長期離職女性等を対象として、国家資格等の高い知識及び技能の取得促進による正社員就職を目指す「長期高度人材育成コース」を設定する。
- ④全てのビジネスパーソンが今後標準的に習得しておくことが期待される「IT理解・活用力」を習得するカリキュラムを盛り込んだ訓練コースを引き続き設定する。
- ⑤子育て等により離職した女性の再就職を支援するため、短時間訓練（両立支援コース）及び託児サービス支援付き訓練を設定する。

⑥就職につながるより実践的な知識や技能の習得を目指し、座学と企業での実習を組み合わせた企業実習付きコースを設定する。

(イ) 実施計画と実績

(人)

種別	定員	入校	訓練科
長期高度人材育成コース	31	27	
介護福祉士養成科	8	8	介護福祉士養成科
保育士養成科	10	10	保育士養成科
その他	13	9	精神保健福祉士養成科、美容師養成科、自動車整備士養成科、調理師養成科
情報系	25	20	IT 実践科
事務系	165	158	医療・調剤事務科、会計事務科、OA 活用科 他
介護系	90	30	介護職員（初任者）養成科、介護職員（実務者）養成科
サービス系	120	62	観光サービス・プランニング科、調理スタッフ科 他
建設系	10	6	総合オペレーター科
その他	9	0	立地企業支援コース 他
合計	450	303	

ウ. 運営管理

(ア) 管理方法

富山県において「委託訓練実施要領」が定められており、この要領に基づき委託訓練が実施されている。要領では共通事項として、訓練対象者、訓練コースの設定や種類、委託機関の選定、就職者の把握及び報告、予算措置などについて定められており、各コースごとに対象者、人員、修了要件などが定められている。

また受講生の募集にあたっては県のホームページでの案内周知、富山県技術専門学院、県商工労働部、公共職業安定所での問い合わせ対応がなされている。

(イ) 委託内容

実施計画に掲げられている訓練科ごとに委託先が選定され、訓練が実施されている。

(2) 監査手続

ア. 事業概要の把握

事業内容についてヒアリング、資料の閲覧などを実施した。閲覧した資料は以下のとおり。

- ①令和3年度富山県職業訓練実施計画
- ②令和3年度富山県委託訓練実施状況
- ③令和3年度 職業能力開発のご案内（富山県）

④受講生募集（民間委託職業訓練）のご案内

⑤委託訓練実施要領

イ. 質問

事業実施にあたり、法規性、経済性、効率性、有効性の観点から担当部署へ質問を実施し回答を得た。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 12-1】委託訓練内容の重複

離職者を対象とした公共職業訓練には訓練を外部へ委託して実施されるもの（本事業の「委託訓練」と富山県の施設で実施される「施設内訓練」から構成されている。両者の内容を確認したところ、「OA 事務科」、「ビジネス実務科」、「介護サービス科」の分野で訓練科が重複している。

この点、「OA 事務科」、「ビジネス実務科」においては応募者数が定員を超過する状況が続いており、外部への委託は必要な措置であったといえるが、「介護サービス科」においては継続的に応募者数が定員を下回っている。

応募者数を的確に見込むことは困難であるが、「介護サービス科」については、平成29年からの5年間にわたって継続的に応募者数が定員を下回っており、定員や実施時期等について見直しを図る必要があるものとする。

県の施設で実施される事務系及び介護系の職業訓練の定員と応募者数の推移

事務系

(人)

		H29		H30		R1		R2		R3	
		定員	応募者数	定員	応募者数	定員	応募者数	定員	応募者数	定員	応募者数
本校	OA 販売事務	20	31	20	27	20	23	20	21	20	26
	OA 経理	20	44	20	21	20	34	20	31	20	20
	OA 生産事務	20	20	20	30	20	20	20	17	20	23
新川	PC 経理①	20	28	20	16	20	18	20	15	20	16
	PC 経理②	20	22	20	18	20	19	20	21	20	15
	会計	10	18	10	12	10	11	10	20	10	20
砺波	PC 事務①	10	17	10	24	10	14	10	14	10	16
	PC 事務②	10	15	10	18	10	22	10	23	10	11
	簿記会計	10	16	10	10	10	20	10	7	10	10
	合計	140	211	140	176	140	181	140	169	140	157

5 年トータルでの定員に対する応募者数の比率 = $894 \div 700 = 127\%$

介護系 (人)

		H29		H30		R1		R2		R3	
		定員	応募者数	定員	応募者数	定員	応募者数	定員	応募者数	定員	応募者数
新川	介護サービス①	20	13	20	10	20	14	中止		20	11
	介護サービス②	20	9	20	13	20	15	20	12	20	15
砺波	介護サービス①	20	16	20	11	20	14	中止		20	17
	介護サービス②	20	13	20	21	20	12	20	16	20	27
合計		80	51	80	55	80	55	40	28	80	70

5か年トータルでの定員に対する応募者数の比率=259÷360=72%

【意見 12-2】 ニーズの把握と反映

委託訓練の内容については、富山県において検討され、計画・実施されているが、求職者や訓練後の就職先などへのアンケート、意見聴取を通じてニーズを把握し、これを訓練の内容に反映させていく仕組みを構築することが有効である。

13. 特別保育事業

(1) 概要

ア. 目的

延長保育、病児・病後児保育等多様な保育サービスの充実を支援する。

イ. 内容

(ア) すこやか保育推進事業費補助金

乳児が9人以上入所する保育所等の常勤看護師等の人件費を補助するもの。

交付決定額	9,955 千円
予算額	17,657 千円
補助基準額	1,695 千円 (1施設当たり年額)
補助率	(公立) 県 1/3 市町村 2/3 (私立) 県 1/2 市町村 1/2
実施箇所	7市町村 20箇所

(イ) 食物アレルギー対応特別給食提供事業費補助金

食物アレルギーを有する乳幼児等が10人以上在籍する私立保育所等に対して専門調理器具等の準備経費等を補助するもの。

交付決定額	1,518 千円
予算額	2,560 千円
補助基準額	160 千円 (1施設当たり年額)
補助率	県 1/2 市町村 1/2

実施箇所 7市町村 20箇所

ウ. 根拠法規等

富山県すこやか保育推進事業実施要綱

富山県食物アレルギー対応特別給食提供事業実施要綱

(2) 監査の結果及び意見

指摘又は意見はない。

14. 放課後児童クラブ事業

(1) 概要

ア. 目的

保護者が昼間家にいない児童に対し、放課後や休日に学校の空き教室、児童館等を利用し、遊びや生活の場を与える活動の運営費、施設整備費等に対して補助する。

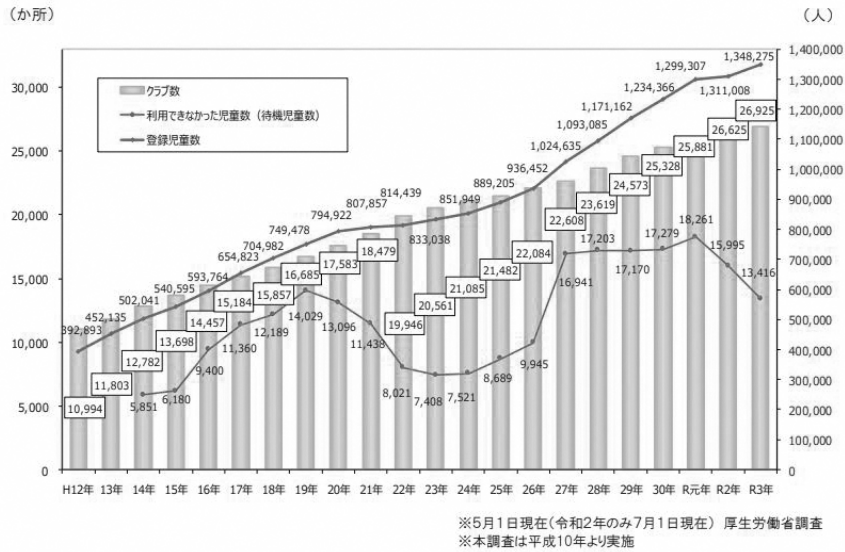
イ. 内容

内閣府によれば、女性の活躍推進は、少子高齢化に伴う人口減少が深刻化する我が国において、多様な視点によってイノベーションを促進し、我が国の経済社会に活力をもたらすものであり、持続的成長のために不可欠なものであると捉えられている。さらに、昨今の資本市場においては企業の女性活躍状況が投資判断に考慮されるようになっており、女性が企業の責任ある地位で活躍することは、グローバルな競争が激化する中で、企業の持続的な成長にもつながるものである。また、イノベーションは、既存の知識と他の既存の知識との組み合わせから生み出されるという考え方に立てば、多様な人材の多様な考えや知識を企業が取り入れることは、日本の経済発展のために必要な取組と考えられる。

したがって、多様なスキルを持つ人材の役員や管理職への登用は経済発展に必要不可欠であるところ、女性の活躍推進と人口減少への対策を両立させるには、小学生以下の子を持つ親の就労環境の整備が必要であり、その施策の一つとして核家族化が進展した今日においては、放課後児童クラブの拡充は急務であり、それを支える公的な補助事業は極めて重要な事業の一つと考えられる。異次元の人口減少対策を模索する日本において、今後ますます重要性が高まることが想定される。

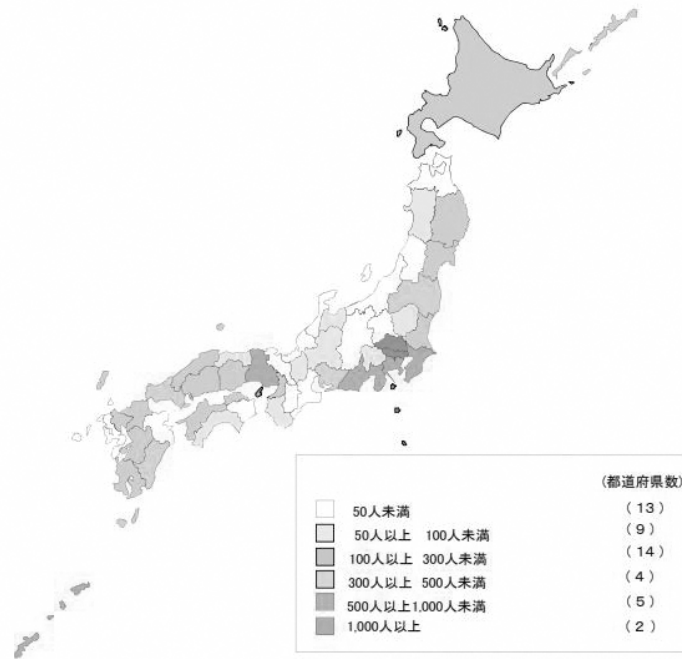
令和3年12月の厚生労働省公表資料によれば、全国の放課後児童クラブの登録児童数は過去最多の1,348,275人であり、クラブ数も26,925箇所と過去最多となっている。国・地方公共団体が関連事業を推進した結果、受入待機中の児童数は減少傾向にあり、令和3年5月現在では13,416名と改善がみられ、今後も女性の就業率の上昇に対応できるよう整備を進めるものとされている。

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



同年の資料では、首都圏を中心に放課後児童クラブ待機児童が分布しているが、富山県でも73名の待機中の児童がおり、県は待機児童の数による分類のうち、待機児童数が少ない方から2番目の待機児童数50人以上100人未満の都道府県に分類されている。

令和3年5月1日 利用できなかった児童(待機児童)マップ(都道府県別)



ウ. 富山県における助成の内容と実施状況

当該事業は、放課後児童クラブの運営費を児童数・人員配置に応じて助成するものであり、基本分のほか加算分として開設日数、開設時間に応じて助成額が加算される。

(ア) 運営費(基本分)の助成(国補助事業)

(イ) 運営費（加算分）の助成（国補助事業）

- ・開設日数加算 250日を超え、かつ1日8時間以上開設
- ・長期休暇支援加算 長期休暇中の支援
- ・長時間開設加算 平日 1日6時間を超え、かつ18時を超えて開設
長期休暇等 1日8時間を超えて開設

(ウ) 放課後児童支援員等処遇改善等事業（国補助事業）

支援員を複数名配置し、18時30分を超えて開設するクラブを対象に非常勤職員の待遇改善、常勤職員の配置及び待遇改善のため人件費相当額を助成することを通じて支援するもの。

1クラブあたり次のいずれか

- (1) 非常勤職員の待遇改善 1,678千円
- (2) 常勤職員の配置及び賃金改善 3,158千円

(エ) 放課後児童クラブ運営改善事業（県単独事業）

18時を超えて開所する放課後児童クラブに対し、県単独で運営費を支援

平日 1日4時間を超え、かつ18時を超えて開所 324千円×時間数

（長時間開設にかかる助成の状況）

企業の終業時刻は様々であるが、共働き家庭において親のいずれかが18時または18時半に放課後児童クラブに児童を迎えに行くことが困難な状況も少なくないとの配慮から、長時間開所する児童クラブを支援する事業が整備されており、これには国・県・市による補助と県・市による補助を行う事業とがある。

（長時間開所する児童クラブと関連事業の利用状況）

項目	クラブ数
① 県内の放課後児童クラブ数	293
② うち18時以降も開設しているクラブ数	140
③ ②のうち、国庫補助制度の長時間延長加算補助を受けているクラブ数	41
④ ②のうち、放課後児童支援員処遇改善事業補助を受けているクラブ数	62
⑤ ②のうち、県単事業の放課後児童クラブ運営改善事業補助金を受けているクラブ数	12

エ. 根拠法規等

富山県放課後児童健全育成事業実施要綱

(2) 監査の結果及び意見

【意見 14-1】長時間開設加算助成について

仮に上表の③～⑤に重複がないとすると、18時以降も開設しているクラブのうち、25クラブはいずれの事業の補助も受けていないことになる。ただし、追加的な調査を行っていないため、これらのクラブが、事業の補助をそもそも受けられないのか、事業の補助を受けることができるが何らかの要因により機会を失っているのかは不明である。

各事業の実施要項又は交付要綱によれば、事業の実施主体は市町村であることから、これらの補助金の利用については、市町村が地域の実情に応じて判断すべきものである。県としても市町村説明会において放課後児童クラブの制度全般及び支援員の人材確保の観点から処遇改善事業については特記して説明を行っており、県としてやるべきことはやっているとみられる。

したがって、補助金の利用をしない市町村の判断を尊重することを前提として、県は市町村が補助金利用を行わないとした判断理由について聞き取りを行い、制度の使い勝手など県として見直すべき点がないかどうか、より積極的な関与が必要か否かについて検討するのが望ましい。

15. 事業所内保育施設推進事業

(1) 概要

ア. 事業の趣旨・目的

一定の要件を備えた事業所内保育施設の設置・運営がしやすくなるよう事業主等に対し、設置又は運営に要した費用の一部を助成するもの。

イ. 事業の内容

施設の規模	乳幼児の定員：10人未満	
補助対象事業者	<p>【中小企業】</p> <p>資本金3億円（飲食店を含む小売業又はサービス業は5,000万円、卸売業は1億円）未満又は常時雇用者数300人（小売業は50人、卸売業又はサービス業は100人）未満</p> <p>【中堅企業】</p> <p>資本金10億円未満又は常時雇用者数300人未満（中小企業を除く）</p>	
補助対象経費	事業所内に保育所を設置する際の設置費、またその運営費を補助する。（ただし、補助金給付期間の運営開始初年度から起算して10年を限度とする。）	
	設置費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内保育施設の新築、増設又は改築に要する建築費、工事費及び設計監理料 ・事業所内保育施設の建物の購入に要する経費等
	運営費	<ul style="list-style-type: none"> ・保育従事者の給料、諸手当、労働社会保険料等の人件費等

補助額		補助率	限度額
	設置費	1/2	施設 7,500 千円 備品 2,500 千円
	運営費	1～5年目 1/2 6～10年目 1/3	1～5年目 2,000 千円 6～10年目 1,300 千円
※設置費は平成30年度を最後に補助実績なし			
※令和3年度運営費の交付実績は2件			
予算額及び実績額	令和3年度予算額(補正後): 3,300 千円(当初予算額: 21,800 千円) 令和3年度実績額: 3,300 千円		

(2) 監査手続

- ・補助金交付要綱(以下、「要綱」)を入手し、補助金の交付目的、対象事業者、対象経費、補助率を確認する。
- ・補助金の申請、決定、交付等が要綱と整合しているかを確認する。
- ・補助金額の算定及び交付時期の適切性を確認する。
- ・補助金実績報告内容を検討し、補助金の使用状況が適切かを確認する。

(3) 監査の結果及び意見

【指摘 15-1】補助対象経費である人件費算定根拠資料の確認の必要性

事業所内保育施設への補助金のうち、運営費(人件費)は保育従事者の人件費総額に補助率を掛け合わせ、補助限度額の範囲内で交付される。企業から提出される保育従事者の人件費を集計した実績報告書(「令和3年度保育従事者賃金等集計表」)を確認したところ、1名の保育従事者の人件費が実績額の8割を乗じた額で計算されていた。その理由を所属課に照会したところ、当該従業員は勤務時間のうち約8割を保育従事者として従事しているが、残りは保育以外の業務(具体的には、医療事務)に従事しているため、保育に従事している時間を集計しているとの回答を得た。

しかし、保育の従事時間割合について、企業担当者にヒアリングを実施したのみであり、その根拠資料の提出までは企業に求めている。補助金は人件費総額をもとに算定されており、人件費の変動によっては補助金交付額に変更が生じる可能性があることから、他業務を兼務する保育従事者の保育従事割合は、日報等で確認を行う必要があると考える。

【意見 15-1】事業の継続性検討における対象企業等への調査の実施

平成24年度及び平成28年度に運営費の補助を受けて保育施設を設置した企業は、令和3年度現在、それぞれ施設を廃止・休止している。また、平成30年度を最後に新規の保育施設にかかる設置費の補助が発生していない。この状況を受けて、近年は新規設置が発生していないことから、当該補助事業の廃止も含め継続性の検討を行っている旨の説明を所属課から受けた。

この点、直近年度での事業所内保育施設の設置費の補助実績を見ると、設置した企業はい

ずれも医療機関や社会福祉法人であり、一般的な保育施設ではカバーが難しい夜勤や土日出勤がある従業員が働く企業に設置のニーズが高いことが窺える。また、今後の高齢化社会の進展を踏まえると、医療機関や社会福祉法人の雇用者の増加が予想される。

そのため、事業所内保育施設の需要自体は今後も発生が予想される一方で、当該補助事業が利用されていないのだとすれば、その原因について、事業所内保育施設を廃止又は休止した企業や関連団体から実情をヒアリングするなどして、制度設計の変更や補助事業の継続性の検討に反映させることが望ましい。

なお、県の補助金給付は、乳幼児の定員が10人未満の施設を設置する中小及び中堅企業が対象となっている。これについて、国においても乳幼児の定員が6人以上の施設を設置する大企業及び中小企業に対して県よりも手厚い補助金が交付される類似の制度が設けられている（令和4年度から新規受付停止）。県は補助対象を中小及び中堅企業に絞っているが、国の制度の情勢も踏まえ、補助対象となる施設の乳幼児の定員等について事業者のニーズに合った形で対応することが望まれる。

16. 女性の多様な働き方支援事業

(1) 概要

ア. 事業の趣旨・目的

育児や介護等を理由として外で働くことが困難な女性の働き方の選択肢として在宅ワークを普及するとともに、テレワーカーを活用したい県内外の企業とのマッチングを実施する。

イ. 助成対象事業及び助成内容

働く意欲のある女性に対し、今後多様な働き方による活躍ができるようにする第一歩として在宅ワークの基礎的な習得機会を提供するために、令和3年度は以下の3つに取り組んだ。なお、本事業での在宅ワークとは、企業等から切り出された業務を女性未就業者が請け負い、自宅やサテライトオフィス等でPCを用いて作業することを想定している。

(ア) 在宅ワークの普及

在宅ワークに興味のある女性等に対し、在宅ワークでの働き方についてセミナーを開催。同時に、(イ)在宅ワーカー育成研修会の募集を実施。

日時：令和3年8月27日（金）、31日（火） 各日午前10時から11時30分まで

場所：オンライン開催

内容：女性就業支援センターの紹介、在宅ワーク基礎知識、事例紹介、質問コーナー等

参加者数：27日は35名、31日は30名、計65名

なお、後日セミナーを動画配信した。

(イ) 在宅ワーカー育成研修会の開催

①在宅ワークスタートアップセミナー

日時：令和3年9月14日（火）午前10時から11時30分まで

場所：オンライン開催

内容：在宅ワークの準備とルール、スキルアップワークショップの紹介、コミュニケーションツールの使い方説明・体験

参加者数：42名

なお、後日セミナーを動画配信した。

②スキルトレーニング（計4回開催）

日時：令和3年10月13日（水）午前10時から11時30分まで ※オンライン開催

令和3年10月20日（水）午前9時30分から12時20分まで ※リアル開催

令和3年11月5日（金）午前10時から11時30分まで ※オンライン開催

令和3年11月12日（金）午前9時30分から12時20分まで ※リアル開催

内容：ライティング・写真撮影入門講座、動画撮影・編集入門講座、ウェブ制作・ネットショップ運営入門講座、デザイン制作入門講座

参加者数：計125名

③在宅ワークインターンシップ

時期：令和3年12月から令和4年3月

内容：在宅ワークを実際に体験するインターンシップを県内6社で実施。記事の執筆や編集、動画の製作・編集のほか、チャットツール等を使ったコミュニケーションや業務に必要なスキル、受注から納品までの流れの習得。

参加者数：計12名

(ウ) 在宅ワーク交流会（パラレルキャリアとしての在宅ワークのロールモデルトーク）

日時：令和4年3月10日（木）午前10時から11時30分まで

内容：在宅ワーカーとともに仕事をする県内企業の担当者や現在在宅ワーカーとして働く方とのトークセッション

参加者数：17名

なお、後日オンライン講座を動画配信した。

(エ) 上記セミナー等の開催に関する新聞等広告の制作、WEB配信

(2) 監査手続

所属課に対する質問、予算、実績金額に関する資料等の閲覧のほか、特に次の資料を閲覧し、内容を検討した。

・実施報告書

・富山県女性就業支援センターの登録状況やセミナー等への登録・出席人数に関する資料

(3) 監査の結果及び意見

【意見 16-1】参加者の地域的な偏り

セミナー等のリアル開催は富山県民共生センター（サンフォルテ：富山市）で行われ、遠隔市町村からの参加がしづらいものになっている。オンライン開催も実施しているが、現状のところ、富山市以外からの参加者数が少ないように思われる。

富山市以外での実施はもとより、座学やPCなどはリモート受講可能とするなど、遠隔地での利用をより一層高めることが望まれる。また、PC、タブレットの貸与等があっても良いのではないかと考える。

登録者数（令和4年8月末）・参加者数（令和3年度） (人)

	富山県女性就業支援センター登録者	在宅ワークに関するセミナー等の参加者	その他のセミナー等の参加者
富山市	887	172	61
県東部（富山市以外）	98	59	9
県西部	106	88	15

17. 富山県民共生センター指定管理

(1) 施設の概要

施設名称	富山県民共生センター（愛称：「サンフォルテ」）		
所在地	富山市湊入船町6番7号		
担当課	女性活躍推進課		
開設年月日	平成9年4月		
運営形態	指定管理者制度（利用料金制度） 平成21年度より「サンフォルテJOIグループ」が指定管理者 代表：（公財）富山県女性財団 構成員：（株）インテック、（株）スカイインテック、（株）高志インテック		
根拠条例	富山県男女共同参画推進条例、富山県民共生センター条例		
設置目的	社会のあらゆる分野における男女の共同参画を推進し、もって男女がその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に寄与すること。		
指定管理料 （税込金額）	令和元年度 113,179千円	令和2年度 120,305千円	令和3年度 116,462千円
年間利用者 （人）	4,025	2,626	3,265
施設情報	開館時間	【全体】9：00～21：00（日曜日9：00～17：00） 【図書館】9：00～20：00（日曜日9：00～17：00） 【相談コーナー・チャレンジ支援コーナー】 火曜日～土曜日の9：00～16：00	

	休館日	毎週月曜日、国民の祝日（日曜が国民の祝日の場合は休館）、年末年始		
	面積㎡	1階	図書・情報コーナー	580.2
			展示コーナー	113.4
			相談室（相談・チャレンジ支援コーナー）	87.2
			マリッジサポートセンター事務室	20.3
			事務室	190.6
		2階	ホール	445.0
			交流サロン	302.1
			生活体験実習室	176.3
			調理実習室	143.8
			託児室	88.9
			団体交流室	53.5
			印刷室	31.3
			授乳室	9.0
		3階	研修室	567.6
			4階	和室（石庭含む）
		多目的スタジオ		113.1
		OA研修室		68.8

（２） 指定管理の概要

ア．指定管理業務

県はサンフォルテの管理運営について指定管理者制度を導入しており、指定管理者は以下の業務を行っている。

富山県民共生センターの管理に関する協定書

第2条 富山県がサンフォルテ JOI グループに行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- ①センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ②男女共同参画の推進に関する相談業務
- ③男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供業務
- ④男女共同参画の推進に関する調査研究業務
- ⑤男女共同参画の推進に関する講演会、講習会、研究会等の開催業務
- ⑥男女共同参画の推進に資する活動を担う人材育成業務
- ⑦男女共同参画の推進に関する活動を行う個人及び団体相互の連携促進に関する業務
- ⑧富山県民共生センター条例第9条第1項の規定による利用の承認に関する業務
- ⑨富山県民共生センターの施設利用料金の徴収に関する業務

- ⑩富山県民共生センターの使用許可している団体等の光熱水費の徴収に関する業務
- ⑪その他別添仕様書に記載する業務

イ. 責任分担

管理業務に係る県とサンフォルテ JOI グループの責任分担は、仕様書において次に掲げるとおり定められている。

項目	指定管理者	県
施設の包括的管理責任		○
施設の通常の維持管理・運営	○	
施設内の設備・備品の維持管理	○	
施設の小規模な修繕・図書等の購入（1件100万円未満）	○	
設備の大規模な修繕（1件100万円以上）、備品の購入		○
施設に係る各種保険への加入	○	○
物価変動に伴う経費の増加	○	
不可抗力に伴う経費の増加		○
施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
施設の設置瑕疵に伴う損害賠償		○
男女共同参画推進事業の実施	○	
施設の利用の承認	○	
利用者の減少に伴う収入の減少	○	
使用許可団体の光熱水費の徴収事務	○	
その他仕様書に記載する業務	○	

ウ. 自主事業

公益財団法人富山県女性財団（以下、「女性財団」）では、施設の設置目的に合致する自主事業として、就業支援技術講習事業、産後カフェ事業及び自主研修事業が実施されている。

エ. 受託事業

指定管理業務とは別契約で県から女性財団が委託を受けて実施している事業として、マリッジサポートセンター運営事業、煌めく女性リーダー塾事業、女性のキャリアデザイン応援事業等がある。

（3）施設の運営管理

ア. 男女共同参画の推進に関する講演会等の実施

（ア）監査対象

実施事業の監査対象は、指定管理業務の範囲に含まれる業務とした。加えて女性財団が実施している事業であり、県からの受託事業及び自主事業の中から、今回の監査テーマである「人口減少・高齢化した社会における雇用の促進・確保及び人材育成のための施策及び業務に関する事務の執行について」に関連のある事業も監査対象に加えている。

用語説明：指：指定管理業務

自：指定管理業務の範囲に含まれない自主事業

受：県からの受託事業

事業名・講座名	応募者数	受講者数			令和3年度事業費予算(千円)	財源	監査対象
		総数	女性	男性			
【男女共同参画の推進に関する相談及びカウンセリング事業】							
一般相談【火曜日～土曜日】 うちDV相談のべ件数		1,535 22	1,322 17	213 5	1,900	指	●
特別相談 弁護士相談【月2回】 臨床心理士相談【月1回】		66 24	55 19	11 5			
チャレンジ支援相談 【火曜日～土曜日】		465	399	66			
男性相談	面談：予約制 年2回	4	—	4			
	電話：月1回	15	—	15	受	—	
マリッジサポートセンター運営		(来所者数) 3,301 (うち新規登録者数) 390			27,400	受	—
コロナ禍における女性のつながりサポート事業				670	—	受	—
【男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供業務】							
サンフォルテ図書館の管理・運営(新型コロナウイルス感染拡大防止のため8/18～9/13休館)		(図書貸出冊数) 7,213冊 (利用者数) 7,865人 (レファレンス件数) 950件			2,252	指	●
男女共同参画啓発パネル貸出事業		貸出箇所 13箇所					
展示スペースの活用事業		展示 5件					
インターネットによる情報発信			32,036件		214	指	●
広報紙「サンフォルテだより」の発行			年4回発行 1回あたりの5,000部		1,256	指	●
職場における女性活躍啓発事業			訪問件数2件		—	指	●
【男女共同参画の推進に関する調査研究事業】							
「とやまの男女共同参画データブック」整備		「とやまの男女共同参画データ更新データ2021」発行			—	指	●

事業名・講座名	応募者数	受講者数			令和3年度事業費予算(千円)	財源	監査対象
		総数	女性	男性			
【男女共同参画の推進に関する講演会、講習会、研修会等の開催事業】							
Men's プラスセミナー	49	20	6	14	72	指	●
子育て plus セミナー	21	19	15	4	142	指	●
こころ&からだセミナー	133	81	81	—	450	指	●
わくわく人生セミナー	166	122	100	22	582	指	●
サンフォルテみらい塾	230	178	150	28	982	指	●
企業等への啓発出前講座	58	59	41	18	271	指	●
Good!!Work&Life とやま促進事業	19	16	10	6	1,032	受	—
DV 等防止啓発講座	96	83	62	21	263	指	●
教員等のための DV 防止啓発講座	112	112	49	63	32	指	●
若者のためのデート DV 予防啓発出前授業	725	700	412	288	241	指	●
【男女共同参画の推進に資する活動を担う人材育成事業】							
サンフォルテカレッジ基礎入門編	33	23	15	8	11	指	●
サンフォルテカレッジ講師派遣型	80	83	39	44	348	指	●
サンフォルテカレッジセミナー	34	26	19	7	—	指	●
サンフォルテサポーター事業		91	85	6	467	指	●
【男女共同参画の推進に関する活動を行う個人及び団体相互の連携推進事業】							
サンフォルテフェスティバル 【2日間×年1回】	552	※1 422	173	36	2,255	指	●
サンフォルテカレッジ企画型 【年3回(各50名)】		120	64	56	169	指	●
グループ団体登録事業 (エンパワーメント会議【年1回(50名)】)	17	14	10	4	121	指	●
市町村等との連携事業	—	—	—	—	—	指	●
【女性の就業に関する支援事業】							
就業支援技術講習 ・パソコン初心者向け講座	99	71	71	—	992	指	●

事業名・講座名	応募者数	受講者数			令和3年度事業費予算(千円)	財源	監査対象
		総数	女性	男性			
【年4回(各20名)】 ・パソコン活用塾	29	22	22	—	21	自	
DV 被害者等のための自主支援講座	30	30	30	—	—	指	●
働く女性のためのセミナー 【3日間×1回(20名)】	82	66	66	—	—	指	●
煌めく女性リーダー塾 【年3コース】	425	455	441	14	6,006	受	—
煌めく女性リーダー出前講座	14	11	8	3			
女性社員のためのネットワーク支援事業	情報提供数 6件				—	指	●
女性のキャリアデザイン応援事業【全8回】	203	154	154	—	2,220	受	—
わくわくサンフォルテ探検隊 【年1回(20名)】	100	100	59	41	11	指	—
自主研修事業	73	56	50	6	—	自	●
一時保育事業	託児延べ人数 31人						

(※1) オンライン参加者を含む。

(イ) 実施事業の運営管理

実施事業は事業年度毎に事業実施計画が策定され、「富山県民共生センターの管理に関する協定書」に基づいて、女性財団から県に提出される。各事業はいずれも必要な事業として継続して実施されているが、中には参加人数が少ないといった状況を考慮して廃止される場合がある。また国の事業予算が組まれることにより、県が事業の実施を行うこととなった場合、その事業が男女共同参画に関連するものであれば、県から女性財団へ委託事業として要請される場合がある。

事業実施計画に基づき収支予算が決定され、各事業が実施される。各事業に担当者が割り当てられ、事業毎の企画立案から準備、事務的な手続きを行って事業が実施される。イベント型事業で多数の運営人員が必要な場合等には、予め登録制度により募集されたボランティアにより補っているが、最近では応募者が少なく、人的な課題がある。

事業に係る収支管理は、公益財団法人富山県女性財団会計規程に基づいて行われ、支出負担行為もこれに基づいて支出決議書等により適正に行われる。事業は企画段階で概ね予算の支出内容が決まっており、支出超過となることはない。

各事業が完了した後、個別に事業実績の評価が法人内で行われ、収支実績や事業運営上の改善点や反省点を検討する。また受講者や利用者からのアンケートを実施し、次回実施の際

にむけての課題や改善方針を総括する。

年度末に近づくと全体の予算執行状況を確認する。事業遂行の際に大半の事業は完了しており、この段階で予算超過となる状況は発生しない。

最後に決算手続を以て、事業実績を確定させる。

(ウ) 監査手続

- ・事業に関する規則等は適切に整備され、また、実態に合うよう適切に改正されているか。
- ・現状に合致した計画が策定され、実行されているか。また、結果に対する評価は適切で、計画の見直し、改善案の策定や実行は適切に行われているか。
- ・事業が効率的に行われ、限りある予算が無駄なく有効に使われているか。
- ・委託業務等に係る業者選定、契約、発注、検査が適切に行われているか。

(エ) 監査の結果及び意見

【意見 17-1】 事業の実施内容について

チャレンジ支援相談、就業支援事業講習といった再就職支援や起業、NPO 活動の情報提供、PC 講座は、男女共同参画として関連すると思われるものの、これらの問題は女性に限定されることではない。他の就職支援機関の事業との重複があるのではないかとと思われる。

以上の問題点はあるものの、例えばPC 講座は再就職に求められる能力として広く認知されており、需要も相応にあると考えられること、さらに一時保育の利用が可能なPC 講座を提供する点や女性が参加しやすい支援機関が実施しているといった点からは女性活躍を推進するうえで重要なことと理解しており、当事業を実施する意義はあると考える。

以上から他の公共支援機関が実施すべきと思われる分野である点では、同様の事業を行っている他の支援機関も紹介しそちらに誘導する、講師を共有することで時間や経費の節減を図るといった対応も必要ではないかと考える。他の支援機関とも連携し男女共同参画を意識した事業実施を進められたい。

【意見 17-2】 受託事業に対する受入能力について

県からの委託事業は、国の施策等により県が決定した新規事業のうち男女共同参画の目的に沿うものが女性財団に委託される。昨今、男女共同参画は政策的に力が置かれるテーマであることから、県から女性財団に委託される事業が増えてきている。一方で令和3年度の県委託実施事業は8件で、指定管理業務を含めると年間40件近くになっているが、女性財団の職員数は11名（令和3年度）であることを考慮すると、指定管理業務を含む業務遂行が厳しい状況にあるのではないかと推察される。

男女共同参画に関連する事業において、県自体で実施する事業とするか、女性財団に委託する事業とするかの判断がどのように決定されるか質問したところ、担当者ベースでの協議から事業受託に至るとのことであった。例えばマリッジサポートセンター事業においては、専従の職員が配置されるなど人員補充による対応もなされているが、女性財団が今後も実施事業を円滑に遂行するためには、今後の指定管理・受託事業の実施計画も考慮したうえで適切な職員数の確保が必要ではないか、と考える。

イ. 施設及び設備の維持管理

(ア) 概要

指定管理者は県の財産である施設の維持管理業務を行っている。令和3年度の指定管理者は女性財団、株式会社インテック、株式会社スカイインテック及び株式会社高志インテックの共同企業体（JV、「サンフォルテ J0I グループ」という。）である。施設の運営は女性財団が行い、施設の維持管理業務は主にインテックグループが行うという役割分担がなされている。なお、施設の維持管理業務のうち、自家用電気工作物保安管理業務やホール特殊設備運營業務、駐車場整理業務等の一部業務は、再委託業者が実施している。

①再委託業務の実施状況

業務内容	契約方法	契約金額	契約の相手方	契約期間
電気工作物保安管理	随意契約	529,320 円	(一財) 北陸電気保安協会	R2. 4. 1～R6. 3. 31
ホール照明音響操作	指名競争入札 (単価契約)	3,102,000 円	(株)セットアップ	H31. 4. 1～R6. 3. 31
駐車場整理	随意契約	1,913,523 円	富山市シルバー人材センター	R3. 4. 1～R3. 9. 30 R3. 10. 1～R4. 3. 31
会計システム管理	随意契約	239,800 円	北銀ソフトウェア(株)	R3. 4. 1～R4. 3. 31
計 4 件		5,784,643 円		

②修繕実施状況

・指定管理者の実施した小規模修繕 (1 件 100 万円未満)

(予算限度額 3,918,000 円の範囲内の修繕)

修繕内容	業者名	金額 (円)
ホール音響設備デジタルパワーアンプ取替	(株)スカイインテック	418,000
ホール映像設備点検・補修	(株)スカイインテック	402,315
ホール音響設備点検・補修	(株)スカイインテック	380,315
大会議室・研修室音響設備点検・補修	(株)スカイインテック	330,000
冷却塔希少積用電動弁取替修繕	(株)スカイインテック	321,200
その他 21 件		2,064,266
計 26 件		3,916,096

(予算限度額を超えた分の修繕)

ホール椅子カバー張替え他、11 件 1,874,620 円

③契約方法

(公益財団法人富山県女性財団会計規程 (以下、「会計規程」) 第 69 条第 2 項)

契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するものとする。一般競争入札が原則的な契約方法であるが、次の各号のいずれかに該当するときは、指名競争入札によることができる。

(会計規程第76条)

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約で、その性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わる者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

また、随意契約によることができる場合として、会計規程第78条において、「売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格が以下に定める金額を超えない場合の定めがある。

随意契約によることができる場合	契約の種類	予定価格
	1 工事又は製造の請負	250万円
	2 財産の買入れ	160万円
	3 物件の借入れ	80万円
	4 財産の受払い	50万円
	5 物件の貸付け	30万円
	6 前各号以外のもの	100万円

(イ) 監査手続

- ・ 施設及び設備の維持管理に関する業務が県との協定書及び仕様書通りに実施されているか確認する。
- ・ 再委託業者との契約期間及び契約方法を確認する。
- ・ 施設見学を実施し、設備の管理及び修繕状況を確認する。

(ウ) 監査の結果及び意見

①再委託費

【指摘 17-1】 ホールの照明音響操作業務の委託費支払い

毎月の委託費総額は、1件あたりの報酬単価（定額）に外部委託業者から提出される「ホール運営委託実績表」及び請求書に記載の各月の業務実施件数を乗じることで算定される。

令和3年10月度の委託費の支払いは、契約単価額×15件となっている一方で、業者から報告された業務実施件数は16件となっており、報酬の支払件数と実績件数が相違していた。

委託先から委託費の請求書が届いた際、「ホール運営委託実績表」との照合が実施されているが、ミスが見逃されている。今後は、請求書と業務実施件数の照合を徹底されたい。

【意見 17-3】 ホールの照明音響操作業務の単価契約

地方公共団体の契約は、契約内容の総額を契約金額として締結する総価契約が原則とされているが、あらかじめ数量を確定することができないものについては、想定される契約総額及び予定数量から単価を定め、一定期間を区切って、当該期間内に供給を受けた実際の数

量を乗じて得た金額の代金を支払う単価契約を締結することができる」とされている。

ホール照明音響操作業務の委託業務の内容は、サンフォルテホールの貸出しに伴って発生する音響や照明、映写装置等の操作に関する業務である。1業務につき1名の配置をもって業務1件とし、1件当たりの勤務時間は8時間程度を想定し、随意契約による契約の相手方と単価契約がなされている。毎月、委託業者から提出を受ける「ホール運営委託実績表」の業務従事時間を確認すると半日程度で業務が完了している日が数多く見受けられ、契約時の想定勤務時間（8時間）と大きく乖離している。

契約締結時において、勤務時間を想定する際は実績時間を考慮することが考えられることに加え、業務従事時間にばらつきが生じる場合には、業務1件あたりの定額の単価契約ではなく、時間単価に基づく契約や勤務時間に応じた2段階程度の単価契約（例えば1件あたりの業務時間が5時間未満の場合と5時間超の場合の定額支払額を設定する）とすることも考えられる。

②修繕費

特に指摘すべき事項はなかった。

ウ. 男女共同参画の推進に関する相談業務

(ア) 業務の概要

①事業の趣旨・目的

男女共同参画施策を進めるために、各種事業を実施すること。

②事業の内容

相談員を配置し、女性問題、男女平等に関する相談をはじめ、女性・男性の生き方、家族、人間関係に関する悩みごと、育児・介護・健康等に関することなど県民の様々な相談に応じ、問題解決のためのカウンセリング等を行う。また、同業務の利用促進のため普及啓発等に努める。

・一般相談 面接、電話、FAXで相談

相談日 火曜日～土曜日（日・月・祝日・年末年始は休み）

相談時間 9:00～16:00（FAXは24時間受付）

・特別相談 弁護士・臨床心理士による専門相談

予約制により、月2回程度

・男性向け相談 男性の臨床心理士による男性のための相談

予約制により、年2回

・就職・起業、キャリアアップなど、様々なチャレンジに関する相談へのアドバイス及び情報提供

相談日 火曜日～土曜日（日・月・祝日・年末年始は休み）

相談時間 9:00～16:00（FAXは24時間受付）

(イ) 監査手続

- ・各種相談業務の周知方法を確認する。
- ・各種相談業務の利用状況や相談内容を確認する。

(ウ) 監査の結果及び意見

【意見 17-4】 チャレンジ支援相談事業の相談内容について

チャレンジ支援相談事業は、再就職、起業、NPO活動等、多様なチャレンジにかかる情報提供や相談に、経験豊かな専門のキャリアコンサルタントがきめ細やかに対応、自己決定ができるよう支援するものである。

令和3年度の相談内容別・年代別の相談件数の内訳は次表の通りである。

(件)

区分	小区分	件数	10代	20代	30代	40代	50代	60代
働きた い	内職	245	0	8	48	73	58	58
	資格・ 技能	152	0	3	24	79	41	5
	その他	30	0	0	5	17	7	1
	小計	427	0	11	77	169	106	64
キャリアアップ したい		0	0	0	0	0	0	0
起業したい		9	0	0	2	6	1	0
社会貢献したい		1	0	0	0	1	0	0
その他		28	0	1	4	6	10	7
合計		465	0	12	83	182	117	71

相談窓口には、内職による求人情報が掲載されており、相談件数465件のうち、半数以上の245件は、内職の求人情報を確認するために窓口に来た者の人数がカウントされている。その他業務の令和3年度の相談件数は220件となっており、営業日1日あたり1件程度の相談対応は、施設の維持費用を踏まえた場合に、件数として少ない印象を受ける。

相談のニーズ自体が少ないのであれば事業規模の縮小を行うことが考えられる。一方で、潜在的な相談のニーズがあるにもかかわらず、十分な周知がなされていないことが原因であれば、相談窓口設置に関する現状の周知方法（HPや広報誌等への掲載）について、例えばSNS社会である現代の状況等を踏まえ、工夫の余地があると考えられる。

エ. 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供業務

(ア) 図書館の概要

男女共同参画に関する図書・資料・雑誌・ビデオ・DVD等を収集し、閲覧、貸出しを行っている。調査・研究のための個室や、親子で読書できる親子読書室、グループでの読書会に利用できるグループ読書室を設けている。

①利用時間

平日 9:00～20:00

日曜 9:00～17:00

休館日 センター休館日(月曜日、祝日、年末年始、蔵書点検期間、特別資料整理期間)

②蔵書数(令和4年3月時点)

一般書	児童書	洋書	行政資料	雑誌	ビデオ DVD	合計
24,386冊	1,321冊	40冊	3,835冊	6,387冊	436本	36,405

③図書貸出

図書 1人10冊 2週間まで、ビデオ・DVD 1人3本 2週間まで

④利用実績

項目	令和3年度 実績	令和3年度 1日平均	令和2年度 実績	対前年度同期
貸出冊数(冊)	7,213	24.7	6,586	109.5%
予約冊数(冊)	262	0.9	193	135.8%
利用者人数(人)	2,632	9.0	2,373	110.9%
登録者数(人)	100	0.3	96	104.2%
レファレンス数 (件)	950	3.3	900	105.6%
年齢別利用者数	1位 60代		1位 40代	

⑤図書の選定

図書の選定は、司書資格のある職員が行う。他県のセンター機関誌や出版社等での紹介図書の中から、「サンフォルテ図書室 図書・資料選定基準」に見合う内容の図書を選定し、県からの備品購入費の予算内で購入している。

選定された図書は、企画管理課長、事務局長及び業務執行理事の承認を得て購入され、購入した図書の一覧は県に報告される。

サンフォルテ図書室 図書・資料選定基準

男女共同参画の推進を図るため、女性問題・男性問題及びフェミニズムに関する資料、女性学・男性学の観点から表現された資料を収集、蓄積、提供する。

1 一般図書

- (1) 女性学・男性学、女性論、女性史に関するもの
- (2) 労働・職業に関して男女共同参画の視点にたったもの
- (3) 女性のからだ、性、心理、生き方に関するもの

- (4) 男女共同参画や女性の生活に関わりのある法律を扱ったもの
- (5) 女性の立場に立ったものを中心に情報リテラシーに関するもの
- (6) 父親対象あるいは母親の不安解消を目的とした育児書
- (7) 人権問題に関するもの
- (8) 家族、家族制度に関するもの
- (9) 男女共同参画に関する調査・研究活動に必要なもの
- (10) のびやかな男女の生き方が描かれているもの
- (11) 富山県出身の女性作家のもの

2 児童書

- (1) 男女共同参画の視点で書かれているもの
- (2) 性役割にとらわれない少女・少年が描かれているもの
- (3) 少女・少年の自立に役立つもの
- (4) 人権問題を扱ったもの

3 参考図書

- (1) ～ (5) の記載は省略

4 遂次刊行物

- (1) ～ (5) の記載は省略

5 行政資料

- (1) ～ (3) の記載は省略

6 団体資料

- (1) ～ (3) の記載は省略

7 AV資料

- (1) ～ (7) の記載は省略

⑥資料の除籍及び廃棄

毎年1回蔵書点検を行う。

令和3年度の蔵書点検は令和4年3月8日(火)～3月13日(日)に渡り実施された。

蔵書点検の実施期間中、図書館は休館し、資料の貸出は休止される。

(イ) 監査手続

- ・ 図書の選定基準を確認するとともに、選定基準に合致した図書の購入が行われているか確認する。
- ・ 図書の購入及び除籍手続を確認する。
- ・ 蔵書点検がなされているか確認する。
- ・ 視察により図書の管理状況を確認する。

(ウ) 監査の結果及び意見

【意見 17-5】 図書の購入について

図書の購入は毎年、県から交付を受ける備品購入費を上限として、「サンフォルテ図書室 図書・資料選定基準」に合致するものを選定の上、購入している。令和3年度の備品購入費の予算は1,734,000円であり、そのうち図書の購入実績額は1,732,295円(予算比:99.9%)となっている。

一方で、蔵書数と利用実績とを比較すると、令和4年3月時点の蔵書数が36,405冊に対し、貸出冊数は7,213冊(蔵書数比:19.8%、貸出なしの閲覧者は7,865人)にとどまっている。平均すると、年平均で5冊に1冊程度しか借りられていない計算となる。

なお、補足情報として令和3年度はコロナの影響で閲覧者数が減っているおり、令和元年度は約11,000人の閲覧利用実績があった。

これらの状況を踏まえても図書購入予算が利用実態に照らして適切かを再検討することが望ましいと考えられるとともに、購入実績が図書の需要ではなく予算消化が目的となっていないか検証する必要があると考える。

オ. 男女共同参画の推進に関する調査研究業務

(ア) 業務の概要

①事業の趣旨・目的

男女共同参画を妨げる要因の把握や男女共同参画の現状について調査・研究する。

②事業の内容

調査結果をまとめた「とやまの男女共同参画データブック」を発行する。

③令和3年度の実績

「とやまの男女共同参画データブック 2021」発行部数:1,500冊

(イ) 監査手続

・「とやまの男女共同参画データブック」の配布目的や費用対効果について確認する。

(ウ) 監査の結果及び意見

【意見 17-6】 とやまの男女共同参画データブック 2021 の冊子配布

男女共同参画を妨げる要因の把握や男女共同参画の現状について調査・研究し、調査結果は「とやまの男女共同参画データブック」として冊子にまとめられ、1,500冊が冊子として発行されている。しかし、発行部数全体のうちの大半は男女共同参画に賛同する団体の職員や県関連施設等に無料配布されている。

無料配布が主となっているのであれば、印刷コストの削減を図るため、冊子での配布を取り止めHP上で公開する方式に変更することを検討されたい。

カ. その他の業務

(ア) 管理業務の検討

管理業務のうち以下の項目について検討を行った。

- ①富山県民共生センター条例第9条第1項の規定による利用の承認に関する業務
- ②富山県民共生センターの施設利用料金の徴収に関する業務
- ③富山県民共生センターの使用許可している団体等の光熱水費の徴収に関する業務

(イ) 監査手続

上記業務が富山県民共生センター条例、富山県民共生センター指定管理者仕様書、富山県民共生センターの管理に関する協定書等に基づき適正に行われているか確認をした。

確認資料

- ・グループ・団体登録更新申込書ファイル（新規、更新）
- ・施設利用承認申請書ファイル
- ・施設使用料 収入調定書

(ウ) 監査の結果及び意見

【意見 17-7】施設利用に係る事前承認手続きの不備

富山県民共生センター条例及び条例施行規則によると「施設を利用する際にはセンターの施設の利用に支障がないと認める場合を除き、事前に承認申請を受ける必要がある」としているが、公的な機関が利用する場合について事前承認がないものが発見された。承認申請書等にセンターの施設の利用に支障がないと認める理由の記載等がないため、承認する際の判断根拠が確認できず、業務が適切に行われているか確認できなかった。施設の利用に支障がないと認める具体的な理由を申請書に記載し判断根拠を明確にしておくことが必要と考える。

【意見 17-8】施設利用に係る代金納付手続きの不備

富山県民共生センター条例によると施設を利用する際には、特別の理由があると認められる場合を除き、事前に代金を前納しなければならないとしているが、公的な機関が利用する場合について後納となっているものが発見された。収入調定書等に特別の理由等の記載がないため、承認する際の判断根拠が確認できず、業務が適切に行われているか確認できなかった。収入調定書等に特別な理由を具体的に記載し、判断根拠を明確にしておくことが必要と考える。

18. とやまUIJ ターン起業支援事業

(1) 概要

ア. 目的

富山県外から移住し、県内で新たに起業する者及び Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継又は第二創業する中小企業者等から、社会性・事業性・必要性のある事業等計画を募集し、当該事業に要する経費の一部を補助することにより、移住を伴う企業等を支援し、県内経済の活性化を図る。

イ. 内容

一定の要件を満たす富山県内移住者の事業計画に対し、200万円を上限として創業資金の一部を補助する。

ウ. 根拠法規等

- ・とやまUIJターン起業支援事業（起業支援金）実施要綱

エ. 運営管理

(ア) 予算額、財源及び事業費実績

(千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	財源
事業費	11,000	11,000	21,000	
(国費)	5,500	5,500	10,500	地方創生推進交付金
(県費)	5,500	5,500	10,500	一般財源
実績	8,652	6,460	17,550	

※ 令和元年度、令和2年度は、「移住者創業チャレンジ応援事業」の名目で事業を行っている。

※ 令和3年度より予算額が増加しているが、これは従来まで東京23区在住者を対象としていた部分を全国に拡大したためである。

(イ) 令和3年度の取組と実施状況

委託先：公益財団法人 富山県新世紀産業機構

応募件数：16件

採択件数：11件（20,000,000円）

確定件数：11件（16,951,290円）

(ウ) 取組の課題

- ・公募期間が5月、6月に限定されているが、移住・創業のニーズは通年ある。
- ・公募枠に対して応募件数が超過している。

(エ) 課題に対する対策

- ・予算枠の拡大（令和4年度は41,000,000円）

(2) 監査の結果及び意見

【意見18-1】補助対象事業の業績報告の適時性について

県は、補助対象事業者からの業績報告を適時に取り付け、補助対象事業をより一層サポートすべきと考える。

本事業では、補助金返還額の計算のために、補助金交付後、概ね3年後に業績の報告を求めている。これは、補助対象事業より生じた利益を基準として補助金の返還を定めるためであるが、補助金交付時に生じる一時的な利益の影響や、事業者ごとに異なる会計期間のズレ、

決算終了後から申告までの期限を考慮した上で決定される。例えば、令和元年度に交付された補助金に対する報告は、令和4年度中（令和5年3月末まで）に報告を求めている。このため、県が補助対象事業者の経営状況を把握することになるのは、補助金交付から3年経過した後となるが、これではタイミングが遅いと考える。

当事業において補助金交付の対象となる事業者は小規模であり、その経営基盤は弱く、多くの課題を抱えていると考えられる。しかしながら、たとえ課題が多くあっても、タイムリーにこれを把握することができれば、必要に応じて経営改善のための専門家を派遣すること等により対策を講じることもできるが、その報告が3年後となると時期を逸してしまうことがある。

当事業は、県外より移住してきた事業者の事業に対して補助金を交付するものであるが、その事業が軌道に乗らなければ、補助金自体が無駄になるだけでなく、県外の移住者の定住を阻むことになりかねない。

したがって、県は、補助対象事業に対して補助金を交付するだけでなく、補助対象となる事業者から適時の業績報告を求め、事業が軌道に乗るまで適時、適切なアドバイスを行える体制を構築するなど、より一層サポートすることが望まれる。

19. とやまUターン就職応援事業

(1) 概要

ア. 目的

県外に進学した学生等を対象として、就職活動が本格化する前に就職セミナーや業界研究会等の一連の取組を実施することにより、首都圏等在住の学生に対する地元企業の関心喚起や富山県へのUターン就職の促進を図る。

また、首都圏で開催される大規模転職フェアへのブース出展により、社会人のUIJターン就職の掘起こしを行う。

イ. 内容

- ① 「ワクワクとやま！就職セミナーの開催」（学生向け）
- ② 「ワクワクとやま！就職セミナーの開催」（父母向け）
- ③ 「イベント直行バスツアー」の開催
- ④ 「とやま就活バスツアー」の開催
- ⑤ 「女子学生向けイベント」の開催
- ⑥ 「富山へUターン！キャリアフォーラム」の開催
- ⑦ 「全企業と対話キャリアフォーラム」の開催
- ⑧ 「就活生の『母』応援カフェ」の開催
- ⑨ 「OB・OGカフェ」の開催
- ⑩ 「大学と県内企業によるUターン就職個別相談会」の開催
- ⑪ UIJターン転職フェアへのブース出展
- ⑫ 効果的な広報の実施

ウ. 根拠法規等

- ・地方創生推進交付金制度要綱及び予算の定めるところによる
- ・とやまUターン就職応援事業委託契約書

エ. 運営管理

(ア) 予算額、財源及び事業費実績

(千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	財源
事業費	24,700	25,700	24,000	
(国費)	11,520	11,714	10,791	地方創生推進交付金
(県費)	13,180	13,986	13,209	一般財源
実績	22,461	20,169	19,481	

(イ) 令和3年度の取組、目標及び実施状況

	開催回	参加目標 ※1	参加者数
① ワクワクとやま！就職セミナー学生向け	全2回	—	69名
② ワクワクとやま！就職セミナー父母向け	全1回	—	40名
③ イベント直行バスツアー	中止	—	—
④ とやま就活バスツアー	全3回	各回20名	20名
⑤ 女子学生向けイベント	全8回	各回30～40名	105名
⑥ 富山へUターン！キャリアフォーラム	全3回	各回100名	109名
⑦ 全企業と対話キャリアフォーラム	全8回	各回40名	90名
⑧ 就活生の「母」応援カフェ	全1回	各回30～40名	18名
⑨ OB・OGカフェ	全11回	各回20名	43名
⑩ 大学と県内企業によるUターン就職個別相談会	全3回	—	※2
⑪ Uターン転職フェアへのブース出展	全1回	—	21名

※1 参加目標は、仕様書より抜粋

※2 第3回のみ21名の参加実績が把握されている。

(ウ) 取組の課題

- ・オンラインイベントが多く、参加者数に伸び悩みの傾向あり。

(エ) 課題に対する対策

- ・周知チャンネルの増加（大学での相談会、実家向けハガキ）

(2) 監査の結果及び意見

【意見 19-1】各種イベントの目標設定の明確化と実績比較による評価について

各種イベントについて目標設定を行い、参加実績数との比較による評価を行うべきである。全体的に参加者数が低く、参加者数の伸び悩みを課題事項としてとらえているものの、

「業務完了報告書」において目標との比較が行われていない。また、そもそも仕様書の中で各イベントの目標とする参加者数を設定していない場合も多く、事業の効果を適切に把握することが出来ない状況にある。

今後は、各種イベントについて目標とする参加者数を明確化するとともに目標の達成状況を評価していく必要があると考える。

20. 障害者就業・支援センターの充実

(1) 概要

ア. 目的

本事業は1人でも多くの障害者が就職できるよう、また、福祉から一般就労への移行を促進するために、平成18年度から「障害者チャレンジトレーニング事業」として、障害者就業・生活支援センターを活用し、民間企業等において短期の就業体験への支援を目的として奨励金を交付しているものである。平成20年度からは地域のボランティア等を障害者就労サポーターとして活用し、通勤補助、職場定着支援等のきめ細やかな支援が行われている。

イ. 内容

(ア) 実施主体

本事業は障害者の雇用の促進等に関する法律第27条の規定により、知事から指定を受けた「障害者就業・生活支援センター」を運営する法人が主体となって行われるものである。障害者就業・生活支援センターでは、当該センターに登録された支援対象者に対して職場実習を実施し、これに要する経費に対して富山県が奨励金を交付している。

なお、富山県は以下の4法人を指定している。

- ①社会福祉法人セーナー苑（富山市）
- ②社会福祉法人たかおか万葉福祉会（高岡市）
- ③社会福祉法人新川むつみ園（入善町）
- ④社会福祉法人溪明会（砺波市）

(イ) 交付の対象経費及び奨励金の額

①職場実習の受入事業主に対して支給する謝金

職場実習者1人につき実習1日当たり1,000円

②職場実習者及び障害者就労サポーターの実習期間における傷害保険料 保険料額

③職場実習者の手当て

職場実習者1人につき実習1日当たり700円

④障害者就労サポーターの実費

1日当たり1,000円及び交通費実費

⑤事務費

・振込手数料

- ・消費税（奨励金収入に係る消費税に要する経費）
- ・郵便料金額、用紙、封筒等の購入額

(ウ) 実習について

①職場実習の対象者

障害者就業・生活支援センターに登録された支援対象者が対象となる。

②職場実習の目的

支援対象者の受入事業所への適応性を見極めることを目的として実施する。

③実習期間

原則として3日間から1か月の範囲とする。ただし、作業の内容等から1か月に適応性を見極めが困難と判断される場合は最大1か月間延長できるものとする。

④実習の実施

事業の実施主体（障害者就業・生活支援センターの指定を受けた法人）と受入事業所及び障害者就労サポーター（障害者就業・生活支援センターに登録されたボランティア等の支援者）との間で覚書を締結して事業が実施されている。

(エ) 実績

(人)

	セーナー苑		たかおか万葉福社会		新川むつみ園		湊明会		計	
令和元年度	74	(54)	45	(27)	21	(16)	32	(18)	172	(115)
令和2年度	52	(37)	25	(17)	18	(13)	15	(12)	110	(79)
令和3年度	63	(49)	34	(18)	13	(8)	26	(16)	136	(91)

() 内は就職に結びついた人数

ウ. 運営管理

(ア) 実績報告

奨励金の交付を受けた法人は、交付の対象となる年度の3月31日までに実績報告書に事業実施報告書及び収支決算書を添えて知事に提出することとされている。知事は実績報告書の内容を審査し、交付すべき奨励金の額を確定することとされている。

(2) 監査手続

ア. 事業概要の把握

事業内容についてヒアリング、資料の閲覧などを実施した。閲覧した資料は以下のとおり。

- ①障害者チャレンジトレーニング事業に係る予算要求資料
- ②富山県障害者チャレンジトレーニング事業実施要領
- ③富山県障害者チャレンジトレーニング事業奨励金交付要綱

イ. 質問

事業実施にあたり、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から担当部署へ質問を実施し

回答を得た。

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項及び意見は無い。

奨励金の水準は他県の事例と比較しても妥当な水準である。また、令和3年3月に障害者の法定雇用率が引き上げられたことにより、障害者雇用への関心が高まるなか、事業者、障害者双方の支援につながる本事業の重要性も高いものといえる。

21. 障害の多様なニーズに対応した職業訓練の実施

(1) 概要

ア. 事業の趣旨・目的

企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間教育訓練機関等の地域の多様な委託先を活用し、障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する委託訓練（以下、「障害者委託訓練」という。）を機動的に実施し、就職又は雇用の継続に必要な知識・技能等の習得を図ることにより、障害者の就職及び雇用の促進・継続に資する。

イ. 事業の内容

(ア) 実施主体

富山県技術専門学院（富山市向新庄町1丁目14番48号）

富山県技術専門学院は、ハロートレーニング（公的職業訓練）を実施しており、その中で、障害者を対象とした訓練として以下（イ）に示す3コースを提供している。ハロートレーニングとは、希望する仕事に就くために必要な職業スキルや知識などを習得できる公的制度であり、「公共職業訓練」と「求職者支援訓練」の2つで成り立っている。障害者を対象とした訓練は「公共職業訓練」に該当する。

(イ) ハロートレーニング（障害者訓練）の内容

対象者：原則として、対象障害種別の手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を持つ求職者で、ハローワークに求職登録している者
受講料：無料。ただし、テキスト代、資格検定料、職業訓練生総合保険料などは自己負担。

①知識・技能習得コース

パソコンの知識・技能や接客接遇マナーを身に付けて、就職を目指す訓練

対象者：就業意欲が高くハローワークの受講指示、支援指示若しくは受講推薦が受けられる者

場所：富山市、高岡市

期間：3か月

定員：10名程度

②実践能力習得コース

事業所を訓練委託先とし、実際の職場での実習を通して作業能力や労働習慣を身に付け、就職を目指す訓練。訓練終了後は、事業主、訓練生双方の意向により、就職に結びつけることができる。

対象者：就業意欲が高くハローワークの受講指示、支援指示若しくは受講推薦が受けられる者

場所：富山県内の事業所

期間：1～3 か月

定員：1～数名

③特別支援学校早期コース

事業所を訓練委託先とし、実際の職場での実習を通して作業能力や労働習慣を身に付け、就職を目指す訓練。訓練終了後は、事業主、訓練生双方の意向により、就職に結びつけることができる。

対象者：特別支援学校高等部及び高等学校に在籍する障害のある学生のうち、10月時点で就職先が内定しておらず、翌年3月卒業予定の就職希望者

場所：富山県内の事業所

期間：2週間～1 か月

定員：1～数名

(ウ) 令和3年度の訓練実施状況

(人)

コース	計法定員	実施定員	入校	修了	就職	就職率
知識・技能習得コース	20	10	6	4	1	25%
実践能力習得コース	19	14	14	13	12	92%
特別支援学校早期コース	10	1	1	1	1	100%
合計	49	25	21	18	14	78%

※就職率＝就職人数÷修了人数

(2) 監査の結果及び意見

【意見 21-1】 障害者職業訓練の広報

「障害者を対象とした職業訓練のご案内」というパンフレットを作成、配布しているが、配布先がハローワーク、支援学校などに限られているとともに、配布された各所でもパンフレットを掲示している等のみであり就職希望者、意欲のある者全てに周知されているか疑問が残る。

対象者は障害者に限定されていることから、ハローワーク来訪者、支援学校の生徒全員に渡しても良いのではないかとと思われる。また、就労支援事業を行っている障害者福祉施設への配布も考えられる。さらに、各所において面談等を通じて来訪者・生徒・保護者・就職斡旋担当者に説明するなど、より積極的な関与が望まれる。

22. 障害者工賃向上支援事業(農福連携含む)

(1) 概要

ア. 目的

第5期富山県工賃向上支援計画(以下、「計画」という。)に基づき事業を実施することにより、障害者就労継続支援事業所における障害者の工賃向上を図る。

イ. 第5期富山県工賃向上支援計画について

(ア) 趣旨

県は、従来から工賃向上に資する具体的な方策等を定める工賃向上支援計画を策定し、障害者の工賃水準の引き上げに努めてきた。計画では、第4期富山県工賃向上支援計画(以下、「第4期計画」という。)の見直しを行い、計画の対象事業所が、産業界等の協力も得ながら、官民一体となった取組を推進することにより、障害者が地域で自立した生活が送られるよう支援することとしている。

(イ) 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間

(ウ) 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

(エ) 目標工賃

① 県目標工賃額

計画による県の目標工賃額は以下の通りである。

区分	令和2年度 (実績)	令和3年度 (目標)	令和4年度 (目標)	令和5年度 (目標)
月額	16,135円	16,500円	17,500円	18,000円
時間額	226円	250円	260円	270円

資料「第5期 富山県工賃向上支援計画」より

② 目標工賃の考え方

目標工賃は、県内全事業所の平均工賃の目標額を示すものであることから、各事業所から報告された目標工賃額やこれまでの工賃実績を踏まえたうえで目標額を設定している。現状は平均工賃が10,000円未満の事業所が2割以上あり、全体的な底上げが必要であること、障害者が地域で自立した生活を送るために必要な工賃の向上という基本的理念を全事業所が共有できることを考慮して目標額を設定したとしている。

また、令和3年4月に県に目標工賃を報告した116事業所のうち、月額工賃を選択した事業所は92事業所であるのに対し、時間額工賃を選択した事業所は24事業所であることから、月額、時間額の目標工賃を設定した。

(オ) 推進体制

計画において、事業所は、工賃向上の実施主体として、県の計画等を参考にしながら「工賃向上計画」を作成又は既存計画の見直しを行う。必要に応じ、県等の支援策を活用し、関係機関等の協力を得ながら、工賃向上に向けた取組を積極的に行うこととしている。県は、計画で定めた目標工賃の達成に向け、市町村及び関係機関と連携協力し、事業所の取組を総合的に支援することとしている。また、市町村に対して、地域の事業所や企業、商工団体等と連携協力し、その地域に応じたきめ細やかな支援を行うよう協力を依頼することとしている。

ウ. 事業内容について

当事業は富山県障害者工賃向上支援事業実施要領に基づき、県が社会福祉法人富山県社会福祉協議会のほか県社会就労センター協議会や福祉事業所に委託している。

計画に基づき策定された事業として以下の事業がある。

(ア) 工賃向上支援事業

①意識向上・共有に向けた取組

主な内容として、事業所の管理者及び工賃引上げ推進員向け経営マネジメント研修の実施や自主製品創出研修といった、意識向上のための研修会の開催及び事業所内での有効な取組の共有に関する周知がある。

②事業所の体制整備

事業所は工賃向上のために「工賃向上計画」を策定する必要があることから、経営コンサルタントを事業所に派遣し、課題の抽出・サポートを行うことで実効性のある計画策定と事業改革の促進を図る。「工賃向上計画」の作成、見直しにより、商品の向上、新商品開発、営業力強化などの課題が明確となった事業所に対して技術指導者の派遣支援や事業所職員に対する技術指導の研修実施を行い、具体的な課題解決をサポートする。

③地域・企業等と協働した取組の強化

企業等に対して、事業所に関する情報提供や発注促進につながる制度等の周知を図り、受注拡大に努めるため、企業との連携研修を実施するとともに、作業を委託したい企業等と作業を受託できる事業所をコーディネートする共同ネットワークを構築する。

④多様な就労の場の確保

工賃向上に有効な施設外就労を促進するため、企業との連携に関する研修等を実施することにより、事業所外での就労機会の拡大に努めるとともに、継続的な収益確保のために必要となる、取引先との交渉術等のスキルアップに努める。

(イ) 農福連携マッチング事業

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び雇用の拡大を図るた

め、農業経営体と障害福祉サービス事業所のマッチング支援や農福連携マルシェを開催する。

①農福連携コーディネーターによる農業側と福祉側のマッチング（県社会就労センター協議会）

農福連携の相談窓口や双方のニーズマッチングを行う、農福連携コーディネーターを1名配置する。

②農福提携モデル事業所での農業お試し体験の企画・実施（福祉事業所に委託）

農福連携に取り組みたいと考えている福祉事業所に農作業の基本を学んでもらうため、先進的に農福連携に取り組んでいる福祉事業所で、農作業の体験会を行う。

③農福連携マルシェの開催

農福連携の認知度をより一層向上させるため、これまでの事業（マルシェ開催）に加え、新たに農福連携ミニマルシェを開催し、PR活動の回数を増やす。

(ウ) 事業収支

社会福祉法人富山県社会福祉協議会への委託に関する令和3年度の収支状況は以下のとおりである。

(単位: 千円)

科目	決算額
【収入】	
都道府県受託金収入	9,013
計	9,013
【支出】	
職員給料支出	885
職員賞与支出	302
法定福利費支出	183
福利厚生費支出	6
退職共済預け金支出	83
研修研究費支出	10
消耗器具备品費支出	135
印刷製本費支出	80
通信運搬費支出	20
業務委託費支出	6,968
手数料支出	20
賃借料支出	29
租税公課支出	144
助成金支出	148
計	9,013

そのうち、業務委託費支出の内訳は以下のとおりである。計画に基づいて注力している事業に振り向けられていることが窺える。

(単位: 千円)

委託内容	支出額
経営マネジメント、新分野・技術指導等研修開催事業	1,815
共同事業ネットワーク構築事業	1,953
経営コンサルタント派遣事業	300
農福連携マッチング事業	2,700
農業経営体に係る農福連携ニーズ集約	200
合計	6,968

エ. これまでの取組と課題

(ア) 第4期計画の実施内容

県は平成30年度から令和2年度にかけて第4期計画を取り組んできた。主な取組として以下の項目内容を実施した。

- ①工賃向上の中心的役割を果たす工賃引上げ推進員の養成研修や事業所に対する自主製品創出研修。
- ②掘り起し、目標設定、事業の進め方といった経営面での課題に対する支援として経営コンサルタントを派遣。また、商品の品質向上、開発に関する技術指導の実施や新規事業に参入するための備品・設備等の経費に対する補助金交付。
- ③事業所と企業等をつなぐ相談窓口等の体制整備のため、共同事業ネットワーク構築支援の実施や障害者優先調達推進法に基づく、障害者就労継続支援事業所等からの物品等の調達。
- ④新たな就労分野の開拓や雇用創出、地域とのつながりを進めるための研修実施や職域拡大や収入拡大を図るため、事業所が生産した野菜等の販売会開催や農業関係者と事業所の農作業受託のマッチング支援。

(イ) 工賃の状況

第4期計画の実施期間における県内の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額推移は以下のとおりである。

平均工賃月額推移

区分	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	伸び率 (H29→R2)
月額	15,646円	15,881円	16,748円	16,135円	3.1%
時間額	209円	205円	225円	226円	8.1%
<参考>全国平均月額	15,603円	16,118円	16,369円		

資料「第5期 富山県工賃向上支援計画」より

第4期計画の最終年度である令和2年度においては、平成29年度と比較して、月額で3.1%、時間額で8.1%増加しているが、新型コロナウイルスによる経済活動の低迷が事業所の生産活動にも影響を与えたこともあり、第4期計画の目標工賃（月額17,000円、時間額260円）を達成していない。一方で全国平均の実績が確認できる令和元年度の月額においては、全国平均を上回っている。

また、令和2年度の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額の分布は、下表のとおりである。第4期計画の改定にあたり実態調査を実施したところ、安定した生活を送るために必要な工賃については3万円以上必要と考える利用者が9割以上であった。さらに5万円以上必要と考える利用者が64.3%であることから、利用者が必要と考える工賃と月額工賃の実績との乖離があるといえる。

平均工賃月額

月額区分	事業所数	割合
5千円未満	5	4.5%
5千円以上1万円未満	23	20.5%
1万円以上1万5千円未満	36	32.1%
1万5千円以上2万円未満	23	20.5%
2万円以上2万5千円未満	13	11.6%
2万5千円以上3万円未満	6	5.4%
3万円以上	6	5.4%
合計	112	100.0%

資料「第5期 富山県工賃向上支援計画」より

(ウ) 現状における課題

県が第4期計画を通じた取組や実態調査から認識している課題は、以下のとおりである。

①工賃向上意識の共有

利用者を含めた事業所全体での意識共有は十分といえず、職員及び利用者が意識を共有し、積極的に工賃向上に取り組むことが重要である。

②事業所の体制整備

職員の営業ノウハウ不足や人手不足などにより効果的な取組が行えていない。専門家など外部からの助言・指導を取り入れながら、社会ニーズに合った事業転換や市場開拓等に取り組むことが大切である。

③地域・企業等と協働した取組の強化

依然として事業所から企業等との取引拡大を求める声が数多くあるものの、企業との連携を進めるには更なる普及・啓発活動の促進が必要であり、事業所と地域・企業等をつなぐコーディネート役の役割も重要である。

④新たな就労分野の開拓・多様な就労の場の確保

農林水産業や今後需要が見込まれる環境産業などの分野とも広く連携を図るとともに、在宅での作業など利用者の多様な就業ニーズに対応した支援も必要である。また、工賃向上に有効な施設外就労に関する企業側の認知度・関心が低いことから、積極的な働きかけや収益確保のための取引先との交渉術等のスキルアップに努めることも必要である。

(2) 監査手続

- ・事業に関する規則等は適切に整備され、また、実態に合うよう適切に改正されているか質問、諸資料の閲覧により確認した。
- ・現状に合致した計画が策定され、実行されているか、また、結果に対する評価は適切で、計画の見直し、改善案の策定や実行は適切に行われているか、質問、計画と実績の比較、諸資料の閲覧により確認した。
- ・事業が効率的に行われ、限りある予算が無駄なく有効に使われているか、質問、計画と実績の比較、諸資料の閲覧により確認した。
- ・委託業務等に係る業者選定、契約、発注、検査が適切に行われているか、質問、諸資料の閲覧により確認した。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 22-1】 実施研修の対象者について

県が策定した計画は、厚生労働省からの指針に従って対象事業所を就労継続支援B型事業所としている。計画における取組として工賃向上推進や製品製作の魅力向上の研修を行っているが、研修の受講者には就労継続支援A型事業所も含まれていた。就労継続支援A型事業所はB型事業所と違い、雇用契約等に基づき、原則最低賃金を支払う必要があることから、A型事業所とB型事業所では就労内容に違いがあるものと思われる。

就労内容に違いがあるA型事業所、B型事業所に対して同じ研修を実施すると研修内容がどちらかに偏った内容となり、本来の対象であるB型事業所にとって意義の少ない研修となる可能性がある。

事業計画に沿った取組を行うためには、研修を別々に実施するなど対象者を限定し、より効果的な取組をすべきであると考えます。

【意見 22-2】 事業実施の有効性について

当支援事業の令和3年度収支実績において、支出額9,012千円のうち8割近くが業務委託費（支出額6,968千円）である。さらにそのうち約4割が農福連携に係る業務委託であり、本年度は農福連携推進事業に注力していることが窺える。

他方で計画の最終年度（令和5年度）の目標工賃額は18,000円（月額）であり、令和3

年度実績 17,043 円と比較すると目標達成の実現可能性が懸念される。

目標達成には効果的な施策が必要と考えられ、このことから農福連携推進を強力に実施することに至ったものと推察する。したがって、翌年度以降の農福連携推進事業の効果が、想定されていたものであるか、十分な検討が必要であるとする。

23. スモールビジネス創業支援事業（ワクワクチャレンジ創業支援事業）

(1) 概要

ア. 目的

富山県内で1年以内に創業を考えている者や県内で創業して3年以内の者（いずれもNPO法人等を含む）で、スモールビジネスやコミュニティビジネス分野において地域経済に資する事業に挑戦する者等を対象として事業計画を募集し、事業計画の審査・選考の結果、優秀者に対して事業費の一部の助成を行い、富山県における創業やベンチャーのモデルとなる企業の育成を図るとともに、新事業等への挑戦への気運づくりを進める。

イ. 内容

一定の要件を満たす富山県内在住者の事業計画に対し、200万円を上限として創業資金の一部を補助する。

ウ. 根拠法規等

- ・ワクワクチャレンジ創業支援事業実施要綱

エ. 運営管理

(ア) 予算額、財源及び事業費実績 (千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	財源
事業費	18,300	21,000	21,000	
(国費)	5,303	6,400	10,500	地方創生推進交付金
(県費)	12,997	14,600	10,500	一般財源
実績	14,194	19,228	16,307	

※ 令和元年度は、「多様な起業家挑戦応援事業費補助金」、「創業・ベンチャー挑戦応援事業」の合算

※ 令和2年度は、「創業・ベンチャー挑戦応援事業」、「若者・女性等スタートアップ支援事業」の合算

(イ) 令和3年度の取組と実施状況

委託先：公益財団法人富山県新世紀産業機構

申請件数	申請額	決定件数	交付決定額	確定件数	確定額
82 件	86,097 千円	19 件	19,945 千円	16 件	15,265 千円

(ウ) 取組の課題

近年補助金目当てでの申請も散見され事業の継続に不安の残る事業者もある。

(エ) 課題に対する対策

令和4年度より申請条件を絞り下記の要件を満たした事業者の申請に限定している。

- ・商工会等を通じた確認書の発行
- ・県内創業支援プログラムの受講
- ・県内インキュベーション施設の利用

(2) 監査の結果及び意見

【指摘 23-1】 補助事業の補助金返還資料の検証と計算方法の見直しについて

補助事業の補助金返還資料について、根拠資料について確認を行うとともに、返還額の計算方法を見直すべきと考える。

当事業は、補助金交付後に利益が生じた場合は、一定の計算式のもとで県に返還することを求めており、次の計算式により返還額を算定することとしている。

間接補助事業に係る本年度の純利益額	控除額	実績報告額での全体経費	本年度までにかかった全ての経費	間接補助金確定額	本年度までの間接補助事業に係る支出額	基準納付額
(A)	$(B)=(C-D)/5$	(C)	(C')	(D)	$(E)=C+C'$	$(F)=(A-B) \times D/E$

上記の計算式においては、補助金交付の対象となった事業より生じた利益額より一定額を控除した上で、補助金交付の前後により生じた経費の割合に応じて返還額が決定されることとなる。

過去に交付された補助金の返還実績について確認したところ、令和元年度の補助金の返還実績は下記の通りであった。

補助金対象事業：8社

補助金返還社数：0社

補助金対象となった事業者の内3社は、純利益金額がマイナスであり、4社は純利益金額を0円で申告している。純利益金額を0円で申告している事業者の内1社は、補助金交付後に生じた経費金額を0円で申告していた。

純利益金額が0円となっている事業者は、事業者の人件費相当分を控除した金額で算定しているが、これに関して、補助金返還の計算式の中で事業者の人件費相当分を差し引いて計算することや、当該人件費相当分の計算方法について明文化されていなかった。

補助金の返還において当該人件費相当額を控除して計算する必要があるのであれば、補助金の交付要綱においてその計算式とともに明文化すべきと考える。

また、補助金交付後に生じた経費金額を0円で申告している企業は、補助金交付後に売上高が生じなかったことによるが、県は、事業者の確定申告資料や試算表など、その裏付けと

なる資料の確認までは行っていなかった。

県は、補助金の交付後において利益金額の報告を求めるとともに、事業者の確定申告資料や試算表など、裏付け資料を確認すべきと考える。

【意見 23-1】 補助事業に対する事業計画の策定支援について

補助事業の対象となった事業について継続的な経営指導を行うことが望ましい。

当事業は、補助金交付対象となる事業を選定するため、外部委託先である(公財)富山県新世紀産業機構において事業内容について厳格な審査を行った上で補助対象となる事業の選定を行っている。

一方で、厳格な審査が行われた上で開始された事業の全てが順調に進んでいるわけではなく、補助金交付した8社の内、補助金返還実績のある企業は0社であり、8社のうち7社は、純利益金額が0あるいはマイナスとなっており、その実情は厳しいと言える。

小規模な新規事業が事業を軌道に乗せるためには一定の期間が必要であることを考えると、事業開始直後に利益を計上できていない状況は仕方がない面があると言えるが、補助金を交付した事業において利益が計上されていないのは、単に期間の問題だけではなく経営上の課題を抱えている可能性が高いと考える。

ここで、県が補助金を交付した事業者が経営上の課題を解決することができず、経営が行き詰ってしまった場合は、県が交付した補助金が無駄となってしまうと考えられる。このため、県は、補助金の支給対象を厳格に審査するだけでなく、補助金交付後においても事業の経営が軌道に乗るまで、事業計画見直しのための助言等の継続的なサポートを行っていくことが望ましい。

24. とやま農業未来カレッジ事業費

(1) 概要

ア. 目的

「とやま農業未来カレッジ」において、就農希望者が本県の営農条件に即した農業の基本的な知識や実践的技術を体系的に取得できる研修を実施((公社)富山県農林水産公社(以下、「富山県農林水産公社」)に運営を委託)。

イ. 内容

(ア) 通年研修(定員15名(最大20名程度))

- ・座学講座
- ・作物実習
- ・機械操作演習
- ・特別研修等

(イ) 農業経営塾(短期研修)(定員20名程度)

(ウ) 公開講座等

ウ. 根拠法規等

とやま農業未来カレッジ運営管理要領、とやま農業未来カレッジ事業業務委託契約書等

エ. 運営管理

(ア) 管理方法

カレッジオープン時から富山県農林水産公社にカレッジの運営管理に関する業務を委託している。以下の理由により特命随意契約となっている。

(公社)富山県農林水産公社のみが実施している就農相談、研修窓口機能を活用し、当該事業で実施する新たな研修機関による研修を連携させることにより、就農前の研修希望者や多様な就農希望者に対して、一元的な対応を行うことができるのは(公社)富山県農林水産公社のみである。

(イ) 委託内容

- ・ 通年研修に関する業務
- ・ 通年研修を受ける者の進路指導、卒後支援に関する業務
- ・ 短期研修（農業経営塾）、公開講座に関する業務
- ・ カレッジ運営業務に関する業務
- ・ その他カレッジの目的を達成するために必要な運営管理に関する業務

(2) 監査の結果及び意見

【意見 24-1】再委託時の許可

とやま農業未来カレッジ事業業務委託契約書第12条によると「委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ富山県の書面による許可を受けたときは、この限りではない。」とし、再委託をする際には富山県の許可が必要となる。

委託業務関連ファイルを査閲したところ、ICTハウス警備業務（富山県総合警備保障株）及び浄化槽点検業務（北陸フジクリーン株）を再委託しているが富山県農林水産公社からの許可申請がなかった。

富山県としては受託者である富山県農林水産公社に対し「再委託する際には許可申請が必要であること」を指導する必要がある。また事後確認にはなるが、許可もれを防ぐために、富山県農林水産公社から委託業務終了後に受領する事業実績報告書や収支決算書等に記載してある委託料の内容を精査し許可の要否を確認するのも必要であると考えます。

25. 新規就農総合支援事業費

(1) 概要

ア. 目的

新規就農者確保のため、先進農家等での研修期間の就農準備中（最長2年）及び経営開始後（最長5年）に、農業次世代人材投資資金（※）を交付（最大150万円/人・年）し、就農や経営確立を支援する。

※農業次世代人材投資事業

(ア) 事業の内容

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に資する農業次世代人材投資資金を交付する。

(イ) 事業の種類

①準備型

次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、研修期間等において研修を受ける者に対して、資金を交付する事業

②経営開始型

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業

(ウ) 事業の仕組み

- ・国が、全国農業委員会ネットワーク機構に対して、補助金を交付する。
- ・全国農業委員会ネットワーク機構が、本事業に要する経費を都道府県に補助する。
- ・都道府県は、本事業に要する経費を青年農業者等育成センター又は市町村に補助する。

(エ) 交付主体

- ・準備型 都道府県、青年農業者等育成センター又は市町村
- ・経営開始型 市町村

	準備型	経営開始型
交付主体	富山県農林水産公社	市町村
対象者	県が認めた研修機関（とやま農業未来カレッジ等）で研修を受ける就農希望者 （就農予定時の年齢50歳未満）	独立・自営就農者 （経営開始時の年齢50歳未満）
支援水準	年間最大150万円（最長2年間。国内研修後、海外研修する	年間最大150万円（最長5年間） 令和3年度新規採択者について

	場合は最長3年間)	は経営開始 1～3年目：150万円/年 4～5年目：120万円/年
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上である。 ・常勤の雇用契約をしていない。 ・研修終了後1年以内に独立・自営就農・親元就農又は農業法人等で常勤の形態で就農（就農しなければ返還） ・親元就農の場合は、就農後5年以内に経営を承継。独立・自営就農の場合は、就農後5年以内に、認定新規就農者又は認定農業者になること（認定されなければ返還） ・原則、前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が600万円以下の者 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定新規就農者 ・農地の所有権や利用権の保有 ・主要な農業機械・施設の所有又は借りている。 ・本人名義で生産物や生産資材を出荷・取引している。 ・5年後までに農業で生計が成り立つ青年等就農計画等である。 ・「人・農地プラン」の中心経営体に位置付け ・交付終了後、交付期間と同じ期間の営農継続（営農を継続しない期間は返還） ・原則、前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が600万円以下の者

イ. 交付対象者数推移

(人)

部門	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
準備型	5	9	9	20	22	16	16	18	18	15
経営開始型	27	38	46	48	41	42	40	39	40	55
合計	32	47	55	68	63	58	56	57	58	70

(2) 監査の結果及び意見

指摘事項及び意見は無い。

26. とやま観光塾事業

(1) 概要

ア. 目的

北陸新幹線開業効果を持続・発展させるとともに、外国人旅行者の急増やグローバル化のさらなる進展を見据え、①おもてなし力の向上、②お客様に満足いただける観光ガイドの育成、③魅力ある観光地域づくりをリードする人材の育成、④地域資源を活かしてインバウンドツーリズムを企画できる人材の育成を目指し実施するもの。

イ. 内容

- ・とやま観光塾の運営（グローバルコースを含む。）

ウ. 根拠法規等

- ・とやま観光塾グローバルコース研修実施要領

エ. 運営管理

(ア) 予算額、財源及び事業費実績 (千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	財源
事業費	23,000	23,000	23,000	
(国費)	0	0	9,448	地方創生推進交付金
(県費)	23,000	23,000	13,552	一般財源
実績	17,585	17,375	17,745	

上記の内、外部委託しているグローバルコースの状況 (千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	財源
事業費	11,263	11,263	11,613	
(国費)	0	0	4,507	地方創生推進交付金
(県費)	11,263	11,263	7,106	一般財源
実績	8,602	8,845	8,635	

(イ) 令和3年度の取組と実施状況

委託先：株式会社美ら地球（グローバルコースのみ）

コース名	対象者	内容	講義回数	定員	実績	
観光地域づくり入門コース	宿泊・飲食、観光事業者、県民等	観光地域づくりの基礎的知識	4回	30名	17名	
観光ガイドコース	中級専攻	ボランティアガイド等	7回	20名	3名	
	上級専攻	塾認定ガイド（中級修了生等）	10回		4名	
	インバウンド専攻	英語でコミュニケーションができる者	英語によるガイドング技術の基礎	9回	10名	2名
観光魅力アップコース	食のおもてなし専攻	旅館・飲食経営者、料理人等	料理技術の向上、接遇等	10回	20名	5名

	観光地域 リーダー 専攻	事業展開に課 題を持つ事業 者等	観光商品造成、観 光地域の課題解決 等	10回		8名
グローバルコース		起業意欲のあ る者	外国人向け旅行商 品の企画・販売技 術	(6ヵ月)	2名	1名
観光地域づくりマネジ メントコース		塾修了生（上 級・魅力アップ コース）	観光事業の企画の ブラッシュアップ	5回	3組	2組 3名
計					82名+3組	43名

(ウ) 成果指標

とやま観光塾 認定ガイド数（累計）

- ・令和3年度目標 127人
- ・令和3年度実績 123人

(エ) 取組の課題

- ・修了生減少の傾向にあること

(オ) 課題に対する対策

- ・塾生募集のため SNS 等の媒体の活用
- ・関係団体に対する周知

(2) 監査の結果及び意見

【指摘 26-1】 グローバルコースの見直しについて

グローバルコースについて下記の2点を見直すべきと考える。

- ・他の起業家支援事業との統合
- ・外部委託先の選定過程の明確化

観光塾事業に含まれるグローバルコースは、訪日外国人旅行者を対象とした新たなツーリズム・ビジネスの創出を目的とした起業支援プログラムであり、毎年2名の定員を募り、岐阜県飛騨市にある訪日外国人向け事業のリーディングカンパニーである株式会社美ら地球において、住み込みで就業経験を積みながら起業準備を行う6か月間のコースである。

本コースにおいて塾生は、富山県内で訪日外国人旅行者を対象としたツーリズム・ビジネスを起業するため、OJTによる実務研修の他、起業のための各種スキル研修や、ツーリズム・ビジネス先進地域の視察として海外研修へ参加することとなる。

本コースにかかる事業費は、11,613千円と、観光塾事業費（23,000千円）の概ね半分を占めているが、海外の視察研修を含む6か月間にわたる住み込み研修という性質上、定員は最大で2名に満たない。特に令和3年度においては、本コースの受講者は1名だけであり、

1名の受講者の起業支援のため、6か月間の期間と、8,635千円の費用を要していることとなる。

また、本コースを受講する受講者の選定は、応募者の今後のビジネスプランや意欲等を評価して行われているが、本コースの修了生の内、実際に起業に至ったのは、全修了生8名のうち3名であり十分な成果をあげているとは言えない。

一方で、県は、スモールビジネス創業支援事業等、具体的な創業のアイデアと意欲を持つ起業家に対して、実際に事業にかかる費用について、200万円を上限として補助金を支給していることを鑑みると、1人の受講者の研修のために800万円以上がかかる本コースの事業費は費用対効果の面で再検討の余地がある。

また、富山県内において観光ツーリズム・ビジネスの創業を促すのであれば、例えばスモールビジネス創業支援事業の中で訪日観光客向けツーリズム・ビジネスの枠を設け、その中で具体的なアイデアと意欲を有する起業家を選抜して補助金を交付した方が費用対効果に優れているものと考えられる。

このため、観光塾事業の内、グローバルコースは廃止し、スモールビジネス創出事業等の起業家支援事業の一枠として訪日観光客向けツーリズム・ビジネスを設けることが適切と考える。

また、同事業は、受講者に対して訪日外国人向けのための高いスキルを習得させることも目的としているために、委託できる事業者の候補が少なく、結果として事業開始当初(平成27年度)より県外事業者である株式会社 美ら地球(岐阜県飛騨市)を外部委託先として継続して選定している。

本事業が富山県の県税を利用している事業であることを鑑みると、県外事業者に事業を委託している場合は、定期的に見直しを行い、事業者についての適切な選定過程を経る必要があるものと考えられる。

27. がんばる女性農業者支援事業

(1) 概要

ア. 事業の趣旨・目的

農村の地域資源と女性の資質を活かした企業活動を支援し、女性の経営参画と経営基盤の強化に努めるとともに、活力ある取組や魅力発信などを通じ、地域農業の活性化を図る。

イ. 事業の内容

(ア) 農村女性起業実践力育成支援事業

①農村女性スキルアップ講座の開催

起業活動及び商品開発能力を養うため、経営管理や農産加工技術等の講座を開催

対象者：農村女性起業家又は起業活動を目指す女性農業者等

②農村女性起業ネットワーク促進事業

専門家派遣により個別の商品やサービスのブラッシュアップを支援。商品のPR販売や情報交換等を通じた女性起業家のネットワークの拡大を推進

(イ) がんばる女性起業発展支援事業

①農村女性起業チャレンジ事業

農村女性の新品開発や業務拡大に挑戦する企画を公募し取組経費を支援

対象：起業活動個人、法人又は任意組織

補助率等：1/2（上限40万円、事業対象5件）

②農村女性起業拡大事業

事業規模拡大に必要な調査活動や、直売・加工施設の整備等を支援

対象：起業活動個人（認定農業者等）、法人又は任意組織

補助率等：1/2（上限100万円、事業対象4件）

③農村女性先進モデル企業育成事業

起業から企業への発展を目指した商品構成拡大や販売促進等の取組を支援

対象：起業活動個人、法人又は任意組織

補助率等：1年目は1/2（上限100万円、事業対象1件）

2年目（ソフト）は1/2（上限25万円、事業対象1件）

(ウ) J A女性組織等活動費補助事業

J A富山県女性組織協議会の食と農を基軸とした取組に対して支援

ウ. 事業の目標と実績

農村女性起業家数の推移

(件)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R8年度 (目標)
起業家	183	185	184	190	190	210
販売額1千万円以上	38	39	37	39	40	—

※令和3年度における販売額累計15.8億円

(2) 監査手続

所属課に対する質問、予算、実績金額に関する資料等の閲覧ほか、特に次の資料を閲覧し、内容を検討した。

- ・補助金対象者からの実施報告書
- ・補助金対象者を選定するための検討委員会による検討結果

(3) 監査の結果及び意見

【意見27-1】助成金のあり方

予算額9,277千円のうちJ A女性組織等活動費補助事業として450千円があるが（平成8年から継続）、助成先の具体的な活動及び成果が不明で助成の効果があるとは言い難い。

農村女性起業チャレンジ事業では追加申請があるなどサポートを受けたい女性はもっといると思われ、起業意欲の高い女性、意識の高い女性の活躍を直接サポートするものに使う方がより有効と考える。

28. 女性未就業者等活躍促進事業

(1) 概要

ア. 事業の趣旨・目的

「女性就業支援センター」において、企業における業務の切り出し（短時間業務等）を行うとともに、時間制約等のため就業に至らない女性未就業者（子育て中や移住・転勤してきた女性等）に向けて能動的な就業の働きかけを行い、女性の能力と意欲に応じた就業と県内企業の人材確保を総合的に支援するとともに、女性の活躍を促進する。

イ. 事業の内容

(ア) 女性就業支援センター（マザーズジョブとやま）

場所：富山市湊入船町6番7号 富山県民共生センター（サンフォルテ）2階

主な業務：

- ・企業訪問等による女性向けの仕事の切り出しや発掘、ニーズの把握、助言・指導等
- ・民間団体のネットワーク等を活用した女性の求職者開拓
- ・相談員による女性向けの就業に関する相談
- ・女性未就業者向けの説明会、セミナー、仕事体験会等の企画、開催
- ・女性就業支援センター、女性の就業に関する普及啓発、関係機関との連携

(イ) 女性就業支援センターの運営方法

県は、女性就業支援センターの運営を富山県人材活躍推進センター（とやま自遊館内）に委託した。また、富山県人材活躍推進センターは、当該事業全体のうち「働きたいママ発掘事業」を(株)Asian Bridgeに再委託した。

(ウ) 活動内容（「働きたいママ発掘事業」以外）

- ・企業向けセミナーの開催
- ・企業インターン委託
- ・女性向けセミナー、相談会開催

(エ) 働きたいママ発掘事業

①概要

企業等から切り出された単発業務と意欲のある女性をつなぎ、女性に就業の機会を提供する。また、将来的に就業を考えている女性を、女性就業支援センターにつなぎ、就業の後押しをする。

②目標：業務のマッチングのうち無職女性の数 のべ200件

③主な業務内容

- ・参加女性の登録及び説明会の開催
- ・企業からの業務の請負又は切り出された自社業務と意欲のある女性をつなぎ（企業と調整及び契約、女性の募集及び指揮監督、働く環境の確保、実施状況の管理）
- ・女性就業支援センターへのつなぎ

- ・定期ミーティング開催

④実績：200件（うち無職女性 のべ175件）

（2） 監査手続

所属課に対する質問、予算、実績金額に関する資料等の閲覧ほか、特に次の資料を閲覧し、内容を検討した。

- ・実施報告書
- ・女性就業支援センターの活動実績一覧表

（3） 監査の結果及び意見

指摘事項及び意見は無い。

事業費予算、実績金額は妥当な水準と考えられる。また、再委託先もプロポーザル方式により選定し、選定過程・理由を確かめたところ適切に検討されていた。KPIであるマッチング件数も前年度を上回り、目標も達成している。今後も事業を継続、充実し、より一層の成果を生むことが望まれる。

KPI マッチング件数(目標：年間320件) (件)

	令和2年度実績	令和3年度実績
企業	26	36
登録者	96	137
在宅ワーク	147	193
合計	269	366

29. 現場の技術・技術伝承支援事業

（1） 概要

ア. 目的

本事業は座学と実践を通して企業の中核となる人材を育成することを目的とし、企業内での監督者としての資質や指導力の強化、現場の技術・技能の可視化、人材育成方法などを習得すべく、18日間の研修を開催するものである。

イ. 内容

（ア）研修の内容

①リーダーとしての「資質の向上」（5日間）

- ・コミュニケーション能力向上にむけ、話を聴くスキル研修、傾聴ワークの実施
- ・「歩行ラリー」という屋外競技を通して、3現で事実をみる、チームワークの大切さを体得するとともに、リーダーシップ発揮のポイントを修得する。

②「改善力」に必要な手法の習得（5日間）

- ・『暗黙知』を『形式知』にする時、品質・生産性を向上させる 改善プロセスに必要な考え方・手法を演習を交えて学ぶ。

- ・TQM、TPM、TPS、作業の標準化と作業要領書への落とし込み
- ③受講者所属企業等での「実践力」の向上（6日間）
 - ・テーマ選定（現状把握）、現状分析（問題点の顕在化）、改善策の検討（活動のまとめ）
- ④変化への「対応力」の向上（2日間）
 - ・これまで学んだことを応用して技術・技能伝承の対応、IoTへの対応を学ぶ。
 - ・最後に、活動の成果発表と今後の活動計画、決意表明を実施。

(イ) 研修期間等

開催日：令和3年6月15日～令和4年1月18日（18日間）

会 場：富山市内及び受講者の所属企業の生産現場

(ウ) 受講について

受講者数：12名

受講費用：82,500円（宿泊費込）＋合宿時意見交換会実費（7,000円程度）

ウ. 運営管理

(ア) 管理方法

公募型プロポーザル方式により、研修を実施する委託先が選定されている。令和3年度は一般社団法人富山県経営者協会の提案が採択され、研修が実施されている。

(2) 監査手続

ア. 事業概要の把握

事業内容についてヒアリング、資料の閲覧などを実施した。閲覧した資料は以下のとおり。

- ①公募型プロポーザル方式による委託先の選定資料
- ②受講者募集資料
- ③実施主体からの報告資料

イ. 質問

事業実施にあたり、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から担当部署へ質問を実施し回答を得た。

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項及び意見は無い。

製造業を中心に現場の技術や技能を伝承していくことは事業継続において非常に重要な事項であり、これを支援するための事業は有意義なものといえる。委託先の選定においても公募型プロポーザル方式により複数の提案者から選定されているほか、受益者となる受講者へも一定のコスト負担を求めており、適切といえる。

30. とやまシニア専門人材バンク事業

(1) 概要

ア. 事業の趣旨・目的

人口減少・高齢化社会の進展に伴い、元気なシニア世代が意欲と能力に応じて、生涯現役で活躍できる多様な雇用・就業環境を整えることが重要になっており、専門的知識・技術等を有し、就業に意欲的な高齢者人材（概ね55歳以上）と専門人材を求める企業に対する情報提供や相談等を、国が行う職業相談・職業紹介等と一体に提供する「とやまシニア専門人材バンク」を設置し（平成24年10月開設）、高齢者の就業と県内企業の人材確保を総合的に支援するとともに、高齢者の活躍を促進する。

イ. 事業の内容

(ア) とやまシニア専門人材バンクの概要

場所：富山市湊入船町9番1号 とやま自遊館2階

主な業務：

（富山県）

- ・総合相談員による求職者・企業向け相談
- ・地域における潜在的シニア人材の掘り起こし、企業におけるシニア人材が担う業務の切り出し
- ・人材バンクシステムにより専門的知識・技術等を有する者を登録・情報提供
- ・人材バンク、高齢者雇用に関する普及啓発、関係機関との連携

（国（ハローワーク））

- ・企業訪問等による求人企業開拓及び個別マッチングの推進

(イ) とやまシニア専門人材バンクの運営方法

県は、とやまシニア専門人材バンクの運営を富山県人材活躍推進センターに委託している。

(ウ) 業務実績

実施体制：総合相談員1名、広報普及員3名（令和3年度）

活動内容	項目	令和2年度実績	令和3年度実績
総合的な窓口対応	窓口受付	2,044人、58社	1,936人、44社
	一般相談（電話、メール）	求職者 619件 企業 1,050件	求職者 446件 企業 1,429件
人材バンク・ウェブサイトの運営	ウェブ訪問者	延べ18,857人	延べ21,870人
	新規登録状況	671人、106社	600人、96社
普及啓発	就職事例集の作成	4,000部	4,000部
	リーフレットの作成	—	一般向け4,000部 企業向け4,000部
	新聞折込広告（県内全域）	—	605,310枚
	企業等の個別訪問	延べ695箇所	延べ880箇所

関係機関・団体との連携	情報共有及び提供、共同事業の実施	随時	随時
-------------	------------------	----	----

就職者数		501人 (目標 580人)	543人 (目標 540人)
------	--	-------------------	-------------------

就職者数の目標値と実績 (人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
目標値	480	540	580	580	540
実績	552	542	581	501	543

(2) 監査手続

所属課に対する質問、予算、実績金額に関する資料等の閲覧ほか、特に次の資料を閲覧し、内容を検討した。

- ・実績報告書
- ・ハローワーク等との定例打合せ議事録

(3) 監査の結果及び意見

指摘事項及び意見は無い。

事業費予算、実績金額は妥当な水準と考えられる。ハローワーク等との定例打合せでは成果や課題、対策を共有していることが窺えた。その結果、最終的な成果ともいえる就職者数は、令和2年度では目標値を下回ったものの、令和3年度は目標値を上回り、また、令和元年度以前は継続して目標値を上回っており、過去連続して500人前後と一定水準を保っている。今後も事業を継続、充実し、より一層の成果を生むことが望まれる。

31. 公共職業訓練費

(1) 概要

ア. 目的

職業能力開発訓練法に基づき、富山県技術専門学院（以下、「技専」という）において多様な職業訓練を実施し、基礎的技能と関連知識を身に着けた技能労働者の育成を図る。

イ. 内容

(ア) 事業の内容

技専は、離職者、在職者、学卒者向けの公的職業訓練を行う県立の職業能力開発校であり、普通課程及び短期課程の訓練を実施しており、訓練拠点として本校、新川センター、砺波センターがある。

うち、本校が担う普通課程では、自動車整備科、メカトロニクス科、電子情報科の3つの訓練科が設けられており、それぞれ定員は20名、高等学校卒業者を対象とし、訓練期間を

2年とする課程が設定されている。

(イ) 事業の成果

学卒者対象の普通課程修了後、正社員としての就職率は、下記のとおりほぼ 100%の状態が続いており、技専の有効性を示している。主に県内の製造業、建設業、自動車関連企業への就職実績があり、県への聞き取りによれば、修了生に対する就業先企業からの評判も良好である。

終了年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就職率 ※	97.8%	100%	100%	100%	100%

※ 正社員としての就職率である。

一方で、近年の各訓練科の入校者数及び入校時定員充足率は以下のとおりである。

訓練科	定員	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		入校者数	入校時定員充足率	入校	入校時定員充足率	入校	入校時定員充足率	入校	入校時定員充足率	入校	入校時定員充足率
自動車整備科	20	20	100%	20	100%	20	100%	20	100%	13	65%
メカトロニクス科	20	11	55%	17	85%	13	65%	14	70%	14	70%
電子情報科	20	14	70%	14	70%	13	65%	19	95%	11	55%

ウ. 根拠法規等

職業能力開発促進法

(2) 監査の結果及び意見

【意見 31-1】 富山県技術専門学院の周知活動について

近年の各訓練科の入校者数及び入校時定員充足率が示すとおり、定員割れが続いている科もあり、施設の有効活用が十分されていないといえる。技専の普通課程修了生の高い就職率が示すとおり、訓練内容の有効性に反して、定員割れの状態が続いている点について、技専の知名度の低さが要因の一つとして考えられる。

技専の入校者は高等学校卒業者のうち主に卒業後に就業を検討する者であり、現在の技専の PR 方法は、かかる入校対象者の目に触れるように県内の高校 45 校を中心に県内市町村役場等に対するパンフレット、ポスターの配布が中心となっている。

このほか、県の広報課予算で行われる県全体の広報活動の枠内に技専のPR内容を加えるよう申請を出すなど行っているが、県の多種多様な事業の中で、話題性が乏しいPRは、この選考から漏れることが多い。

このような状況から、現状では、例えば技専の見学イベントなど告知したいものがあるにもかかわらず、自由に使える広告予算がないため、タイムリーな PR 活動が難しく、効果的な知名度向上施策を打ち出しにくいものとする。

高等学校卒業生本人やその保護者、及び企業（潜在的な就業先企業を含む）などに広く技専の有効性を周知するため、個別に事業を立ち上げるか、既存事業を拡張して広報活動費用を確保するか、いずれかの方法によって技専を個別に PR をするための予算を設定すること

が望ましい。

また、そもそも将来何になりたいのかわからないまま不安を抱える高等学校卒業者が相当数いるのではないかと想定されるところ、社会にある職業、その適性、今後の各業界の動向、どのようなスキルを身に付けておくとう利なのかといった情報を取得し、自分の将来像を見出すためのヒントを得ることが、技専のPRを受け入れるための土台になるものと考えられるとともに、高校生のための職業研究に関連する他の事業があるならばその事業との連携も視野に入れた、技専のPR内容と方法を検討することが望ましい。